

令和5年度

市 税 概 要

高 松 市

目 次

第1章 税務機構その他	
1 税務関係課の機構及び事務分掌	1
2 税務職員平均年齢等調	4
3 税務職員に対する特殊勤務手当等	5
4 市税の徴収に要する経費	6
第2章 市税の予算決算及び収入状況	
1 市税歳入予算(当初)	9
2 市税収入状況	10
3 市税収納率・市税収入額の推移(グラフ)	13
4 税目別市税決算額累年比較	14
5 地方譲与税	16
6 利子割交付金	18
7 配当割交付金	18
8 株式等譲渡所得割交付金	19
9 地方消費税交付金	19
10 ゴルフ場利用税交付金	20
11 自動車取得税交付金	20
12 環境性能割交付金	21
13 国有提供施設等所在市町村助成交付金	21
14 法人事業税交付金	21
15 県支出金	22
16 使用料及び手数料	22
17 証明に関する調	23
18 ふるさと高松応援寄附金	23
19 市税の市民負担の状況	24
20 市税の月別納付状況	26
21 督促状発付状況	28
第3章 賦課状況	
1 市民税	31
(1) 個人市民税	31
ア 課税の概要	31
イ 納税義務者数等	32
ウ 課税標準額段階別調	32

エ	市民税課税標準段階別構成比(所得割)	36
オ	納税義務者の推移(均等割・所得割)	38
カ	均等割額と所得割額の推移	38
キ	所得区分別の推移(総所得金額等)	38
ク	所得区分別の推移(課税所得金額)	40
ケ	所得区分別の推移(所得割額)	40
コ	個人市民税調定額の推移(各年度当初)	40
サ	納税義務者数の推移(普徴・特徴)	42
シ	税率	42
ス	納税義務者数及び市民税額の 所得区分別割合(所得割)	43
(2)	法人市民税	44
ア	課税の概要	44
イ	税率	44
ウ	調定の状況	46
エ	月別調定額調	46
オ	法人税割額業種別割合	47
2	固定資産税	48
(1)	概要	48
(2)	固定資産評価員	48
(3)	固定資産評価審査委員会	48
(4)	土地	49
ア	評価の概要	49
イ	土地に対して課する固定資産税の特例	49
ウ	調定の状況	51
エ	土地異動通知処理状況	51
オ	土地に関する概要調書	52
カ	地目区分による年度別評価状況	54
キ	宅地の用途別地区別価格調	56
(5)	家屋	59
ア	評価及び課税の概要	59
イ	調定の状況	59
ウ	家屋異動処理状況(1)	59
エ	住宅に対する軽減状況	59
オ	家屋に関する概要調書	60
カ	用途区分による年度別評価状況	62
キ	所有区分による家屋に関する調	66
(6)	償却資産	68
ア	評価の概要	68
イ	調定の状況	68
ウ	年度別評価状況	68
エ	段階別納税義務者数等の比較	70
オ	個人・法人別納税義務者数の推移	72
カ	個人・法人別課税標準額の推移	72
キ	償却資産決定価格構成比	72

(7)	国有資産等所在市町村交付金	73
ア	年度別調定の状況	73
イ	交付金の状況	73
3	軽自動車税(種別割)	74
(1)	課税の概要	74
(2)	税率	74
(3)	軽自動車税(種別割)調定額等調	74
(4)	コンビニ収納状況	76
(5)	車種別調定割合	76
4	市たばこ税	77
(1)	年度別課税標準本数及び調定状況	77
(2)	税率	77
5	特別土地保有税	78
(1)	課税の概要・税率	78
6	入湯税	80
(1)	課税の概要	80
(2)	税率	80
(3)	特別徴収義務者数及び調定額	80
7	事業所税	80
(1)	課税の概要	80
(2)	税率	80
(3)	納税義務者数、調定額等調	80

第4章 滞納整理状況

1	滞納整理の概要	81
2	窓口取扱別現金収納状況	81
3	年度別不納欠損調	81
4	市税執行停止調	82
5	財産差押状況	82
6	交付要求の状況	83
7	公売実施状況	83
8	香川滞納整理推進機構の徴収状況	83

第5章 その他

1	口座振替に関する調	85
(1)	口座振替加入状況	85
(2)	口座振替収入状況	85

参考

市税税率の変遷	87
---------	----

令和5年度

第1章 税務機構その他

1 税務関係課の機構及び事務分掌

令和5年4月1日現在

(単位:人)

部長	課名	課長	課長補佐	係名	係長	副主幹	主査	主任主事	主事	計	事務分掌	
1	納税課	※	3	税制係	1		1 (1)	2 (2)	1 (1)	5 (4)	1 課内庶務に関すること。 2 税務関係予算・決算に関すること。 3 税務関係条例、規則等の改廃に関すること。 4 税に関する諸報告及び統計に関すること。 5 税務関係物品出納に関すること。 6 税務運営の調整に関すること。 7 市税の歳入内訳に関すること。 8 固定資産評価審査委員会に関すること。 9 他課係に属さないこと。	
				納税推進係	1	1 (1)		1 (1)	1	4 (2)	1 自主納税の推進に関すること。 2 窓口収納に関すること。 3 収納金の払込に関すること。 4 有価証券納付委託に関すること。 5 口座振替に関すること。 6 市税の督促状に関すること。 7 コールセンターに関すること。 8 電算システムに関すること。	
				収納係	1	1	1	2 (1)	7 (5)	12 (6)	1 自主納税の推進に関すること。 2 滞納処分の執行及び執行停止に関すること。 3 不納欠損に関すること。 4 滞納者財産調査に関すること。	
				特別滞納整理係	1	1 (1)		2	2	6 (1)	1 自主納税の推進に関すること。 2 滞納処分の執行及び執行停止に関すること。 3 差押分の換価(公売)に関すること。 4 交付要求に関すること。 5 香川滞納整理推進機構に関すること。	
				検収証明係	1		2 (1)		3 (2)	6 (3)	1 税関係の諸証明に関すること。 2 過誤納金の還付及び充当に関すること。 3 市税の収納消込みに関すること。	
				ふるさと納税推進係	1		1		1 (1)	3 (1)	1 ふるさと納税に関すること	
			室長 1	室長補佐 1	債権回収室				1 (1)	3 (1)	4 (1)	1 他課からの移管を受けた債権の回収に関すること。 2 他課の債権回収等業務に係る指導及び助言に関すること。 3 収納対策の総括に関すること。
1 (0)	計	1 (0)	4 (0)	計	6 (0)	3 (2)	5 (2)	8 (4)	18 (10)	40 (18)	合計	46 (18)

(注) 再任用職員含む。()内は、女性職員の内数

※納税課長は部長の事務取扱

令和5年4月1日現在

(単位:人)

部長	課名	課長	課長補佐	係名	係長	副主幹	主査	主任主事	主事	計	事務分掌
市民税課	1	2	市民税第一係	1 (1)	0 (0)	1 (0)	2 (2)	6 (4)	10 (7)	1 市県民税(個人)の賦課及び調査に関する事 2 賦課資料の収集及び保管に関する事 3 納税通知書の発送に関する事 4 減免申請の審査に関する事 5 市県民税(個人)の電算事務の統括に関する事 6 税務広報に関する事	
			市民税第二係	1 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (3)	4 (3)	9 (6)	1 特別徴収事務に関する事 2 給与支払報告に関する事 3 賦課資料の収集及び保管に関する事 4 市県民税(個人)の賦課及び調査に関する事 5 減免申請の審査に関する事 6 課内庶務に関する事	
			市民税第三係	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (3)	3 (1)	7 (4)	1 市県民税(個人)の賦課及び調査に関する事 2 賦課資料の収集及び保管に関する事 3 減免申請の審査に関する事 4 公的年金等の入力事務に関する事 5 eLTAXに関する事 6 農業所得に関する事	
			法人係	1 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	5 (4)	9 (5)	1 法人市民税申告書の受付、審査及び更正に関する事 2 軽自動車税の賦課及び調査に関する事 3 市たばこ税申告書の受付、審査及び更正に関する事 4 入湯税申告書の受付、審査及び更正に関する事 5 事業所税申告書の受付、審査及び更正に関する事 6 納税通知書の発送に関する事 7 減免申請の審査に関する事 8 原動機付自転車の標識交付に関する事 9 自動車の臨時運行許可に関する事	
計	1 (0)	2 (0)	計	4 (2)	0 (0)	1 (0)	12 (8)	18 (12)	35 (22)	合計	38 (22)

(注) 再任用職員含む。()内は、女性職員の内数

令和5年4月1日現在

(単位:人)

部長	課名	課長	課長補佐	係名	係長	副主幹	主査	主任主事	主任技師	主事	計	事務分掌		
	資産税課	1 (0)	2 (0)	土地係	1 (0)		1 (1)	4 (1)		7 (4)	13 (6)	1 固定資産税(土地)の評価及び賦課に関すること。 2 路線価に関すること。 3 納税通知書の発送及び公示送達に関すること。 4 審査請求及び減免申請の審査に関すること。 5 土地課税台帳及び名寄帳の保管並びに更正図の整備に関すること。 6 異動処理に関すること。 7 電算事務に関すること。		
				家屋第一係	1 (0)			2 (0)		4 (2)	7 (2)	1 固定資産税(家屋)の評価及び賦課に関すること。 2 納税通知書の発送及び公示送達に関すること。 3 審査請求及び減免申請の審査に関すること。 4 家屋課税台帳、及び名寄帳の保管に関すること。 5 異動処理に関すること。		
				家屋第二係	1 (0)		1 (0)	1 (0)		7 (3)	10 (3)	1 固定資産税(家屋)の評価及び賦課に関すること。 2 納税通知書の発送及び公示送達に関すること。 3 審査請求及び減免申請の審査に関すること。 4 家屋課税台帳、及び名寄帳の保管に関すること。 5 異動処理に関すること。		
				管理係	1 (0)				3 (2)		1 (1)	5 (3)	1 課内庶務に関すること。 2 特別土地保有税の申告納付及び賦課に関すること。 3 土地・家屋課税台帳の閲覧に関すること。 4 土地・家屋縦覧帳簿の縦覧に関すること。 5 宛名異動処理に関すること。 6 交付金に関すること。	
				償却資産係	1 (0)					2 (0)		1 (1)	4 (1)	1 固定資産税(償却資産)の評価及び賦課に関すること。 2 納税通知書の発送及び公示送達に関すること。 3 申告指導、審査請求及び減免申請の審査に関すること。
	計	1 (0)	2 (0)	計	5 (0)	0 (0)	2 (1)	12 (3)	0 (0)	20 (11)	39 (15)	合計	42 (15)	
1 (0)	合計	3 (0)	8 (0)	合計	15 (4)	4 (1)	10 (5)	38 (19)	0 (0)	45 (24)	112 (53)	総計	124 (53)	

(注) 再任用職員含む。()内は、女性職員の内数

2 税務職員平均年齢等調

(1) 年齢別職員数

令和5年4月1日現在

区分	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	計	平均年齢
	人	人	人	人	人	人	歳
納税課	0	16	10	10	7	43	39.2
市民税課	0	12	15	3	8	38	36.4
資産税課	0	15	8	12	7	42	37.6
計	0	43	33	25	22	123	37.8

(注) 再任用職員除く。

(2) 税務事務経験年数別職員数

令和5年4月1日現在

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 8年未満	8年以上 10年未満	10年以上	計	平均年数
	人	人	人	人	人	人	人	年
納税課	13	17	4	5	3	1	43	2.5
市民税課	11	13	5	4	2	3	38	3.9
資産税課	7	16	7	4	1	7	42	4.2
計	31	46	16	13	6	11	123	3.5

(注) 再任用職員除く。

3 税務職員に対する特殊勤務手当等

【高松市職員特殊勤務手当支給規程(昭和49年3月30日高松市規程第6号)(抜粋)】

額の改定は、平成13年6月1日から

(手当の種類等)

第2条 手当の種類、支給を受ける職員の範囲及び手当の額については、別表のとおりとする。

(手当の支給額の減額)

第4条 第1項 省略

2 市長は、前項に定めるもののほか、この規程による手当の支給を受けようとする職員に対し、その勤務の状況により手当の支給額を減額することができる。

(手当の支給日)

第5条 手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。

(手当の支給方法)

第6条 手当は、この規程に定めるもののほか、給料の支給方法に準じて支給する。

別表

手当の種類	手当の支給を受ける職員の範囲	手当の額
税務事務職員手当	(1) 税務部長の職にある者又は納税課、市民税課若しくは資産税課に勤務する職員で市税の賦課徴収等に関する事務に従事したもの	1日につき 500円
	(2) 前号に定める職員で、市税の滞納処分に従事したもの又は納税課に勤務する職員(国保・高齢者医療課、介護保険課、こども保育教育課及び下水道業務課に兼務を命ぜられた者に限る。)で国税又は地方税の滞納処分の例により処分できる歳入の滞納処分に従事したもの	差押調書 1件につき 200円 差押物件引揚 1件につき 300円

以下省略

【高松市職員等の旅費に関する条例施行規則(平成23年3月31日規則第19号)(抜粋)】

※高松市職員旅費支給条例施行規則(昭和40年高松市規則第20号)の全部を改正する。

第8条 職員が市内旅行をした場合には、次に掲げるところにより日額旅費を支給する。

(1) 勤務場所(居所と用務地との間を旅行する場合には居所。以下同じ。)の属する地区内の用務地へ旅行する場合

ア イ以外の場合 旅行1回につき420円(片道の場合は、旅行1回につき210円)

イ 出張命令権者の承認を受けて自家用自動車等を運転して旅行する場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる額

(ア) (イ)以外の職員 旅行1回につき200円(片道の場合は、旅行1回につき100円)

(イ) 高松市通勤手当支給規則(昭和33年高松市規則第13号)第2条第1項第2号又は第3号に定める手当を受給している職員(以下「自動車等通勤職員」という。) 旅行1回につき120円(片道の場合は、旅行1回につき60円)

(2) 勤務場所の属する地区以外の地区の用務地へ旅行する場合

ア イ以外の場合 当該旅行に要する鉄道賃、船賃及び車賃に相当する額の合計額

イ 出張命令権者の承認を受けて自家用自動車等を運転して旅行する場合 条例第15条第2項に規定する車賃に相当する額(自動車等通勤職員にあっては、同項の規定による車賃に相当する額から当該自動車等通勤職員に係る高松市通勤手当支給規則第2条第1項第2号及び第3号の規定による自動車等の使用距離(その距離に1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。以下「通勤距離」という。)に13円を乗じて得た額を減じた額)

(3) 第1号の規定にかかわらず、用務の都合により屋島山上又は鬼ヶ島大洞窟へ旅行する場合は、前号の規定の例により算出した額の日額旅費を支給する。

2 前項第1号イ又は第2号イの場合において、旅行者が公務上の必要によりやむを得ず有料道路又は有料の駐車場を利用し、その料金を負担するときは、前項に規定するもののほか、当該料金として現に支払った額(有料の駐車場の利用にあっては、旅行1回につき3,200円を限度とする。)を日額旅費として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、日額旅費(前項に規定するものを除く。)を支給しない。

(1) 徒歩、自転車又は公用車等により市内旅行する場合(他の職員が運転する自家用自動車等に同乗する場合を含む。)

(2) 徒歩により旅行するものとした場合の路程が片道2キロメートル未満である場合

4 路程が陸路と水路とにわたる旅行であって、勤務場所又は用務地と港との間の陸路の路程が前項の規定に該当する場合には、当該路程に係る日額旅費(第2項に規定するものを除く。)は支給しない。

5 条例第21条第1項第2号及び第3号に掲げる旅行をした場合の日額旅費の額は、市長が別に定める。

別表省略

4 市税の徴収に要する経費

区分		年度	30		元		2	
			決算額	前年比	決算額	前年比	決算額	前年比
税収入額			千円	%	千円	%	千円	%
	市税 (A)	64,445,751		65,463,405		64,405,469		
	個人の県民税	15,785,970		15,895,839		16,124,339		
	合計 (B)	80,231,721	100.3	81,359,244	101.4	80,529,808	99.0	
徴税費	人件費	基本給	420,785		435,349		445,149	
		諸手当	282,720		290,167		290,086	
		(超過勤務手当)	(32,545)		(30,858)		(30,998)	
		(税務事務職員手当)	(13,592)		(13,298)		(13,298)	
		(その他の手当)	(236,583)		(246,012)		(245,790)	
		その他	206,644		196,710		202,638	
		小計 (C)	910,149	99.5	922,227	101.3	937,873	101.7
	物件費	旅費	639		554		10	
		賃金	12,086		12,677		0	
		その他	292,753		432,247		355,230	
		小計	305,478	110.9	445,478	145.8	355,240	79.7
	報奨金等	納期前納付報奨金	0		0		0	
		納税貯蓄組合補助金	0		0		0	
		その他	310		744		255	
		小計	310	100.0	744	240.0	255	34.3
	その他	16,042	97.2	17,486	109.0	20,203	115.5	
	合計 (D)	1,231,979	102.1	1,385,935	112.5	1,313,571	94.8	
県民税徴収取扱費	納税義務者数(通知書交付件数)等を基準にした額	633,115		638,471		643,800		
	報奨金の額に相当する金額	-		-		-		
	合計 (E)	633,115	101.1	638,471	100.8	643,800	100.8	
市税徴収にかかる経費 (F) = (D) - (E)		598,864	103.2	747,464	124.8	669,771	89.6	
税収入額に対する徴税費の割合	(D) / (B)	1.5 %		1.7 %		1.6 %		
	(F) / (A)	0.9		1.1		1.0		
徴税職員数 (G)		122 人		121 人		122 人		
職員1人当たりの人件費 (C) / (G)		7,460 千円		7,622 千円		7,687 千円		

3		4		5		区分	
決算額	前年比	決算額	前年比	予算額	前年比	年度	
千円	%	千円	%	千円	%		
64,051,790		65,155,945		65,477,000		税収入額	市税 (A)
15,941,043		16,045,084		16,031,091			個人の県民税
79,992,833	99.3	81,201,029	101.5	81,508,091	100.4		合計 (B)
430,642		434,769		449,819		徴 税 費	基本給
282,165		280,848		297,139			諸手当
(29,969)		(34,798)		(30,263)			(超過勤務手当)
(13,515)		(13,055)		(13,358)			(税務事務職員手当)
(238,681)		(232,995)		(253,518)			(その他の手当)
202,140		200,748		210,252			その他
914,947	97.6	916,365	100.2	957,210	104.5		小計 (C)
47		103		651			旅費
0		0		0			賃金
298,822		461,361		335,949			その他
298,869	84.1	461,464	154.4	336,600	72.9	小計	
0		0		0		報 奨 金 等	納期前納付報奨金
0		0		0			納税貯蓄組合補助金
299		768		355			その他
299	117.3	768	256.9	355	46.2	小計	
20,162	99.8	24,732	122.7	34,065	137.7	その他	
1,234,277	94.0	1,403,329	113.7	1,328,230	94.6	合計 (D)	
646,497		646,602		648,843		県 民 税 徴 収 取 扱 費	納税義務者数(通知書交付件数)等を 基準にした額
-		-		-			報奨金の額に相当する金額
646,497	100.4	646,602	100.0	648,843	100.3	合計 (E)	
587,780	87.8	756,727	128.7	679,387	89.8	市税徴収にかかる経費 (F) = (D) - (E)	
1.5 %		1.7 %		1.6 %		税 収 入 額 に 対 す る 徴 税 費 の 割 合	(D) / (B)
0.9		1.2		1.0			(F) / (A)
121 人		123 人		125 人		徴税職員数 (G)	
7,562 千円		7,450 千円		7,658 千円		職員1人当たりの人件費 (C) / (G)	

令和5年度

第2章 市税の予算決算及び収入状況

1 令和5年度市税歳入予算(当初)

科目		予算額	構成比
		千円	%
現 年 課 税 分	市民税	31,120,000	47.5
	個人市民税	24,150,000	36.9
	法人市民税	6,970,000	10.6
	固定資産税	27,383,000	41.8
	純固定資産税	27,128,000	41.4
	土地・家屋	23,610,000	36.0
	償却資産	3,518,000	5.4
	交付金	255,000	0.4
	軽自動車税	1,322,000	2.1
	種別割	1,263,000	1.9
	環境性能割	59,000	0.1
	市たばこ税	2,888,000	4.4
	特別土地保有税	0	0.0
	入湯税	24,000	0.0
	事業所税	2,336,000	3.6
小計	65,073,000	99.4	
滞納繰越分	404,000	0.6	
合計	65,477,000	100.0	

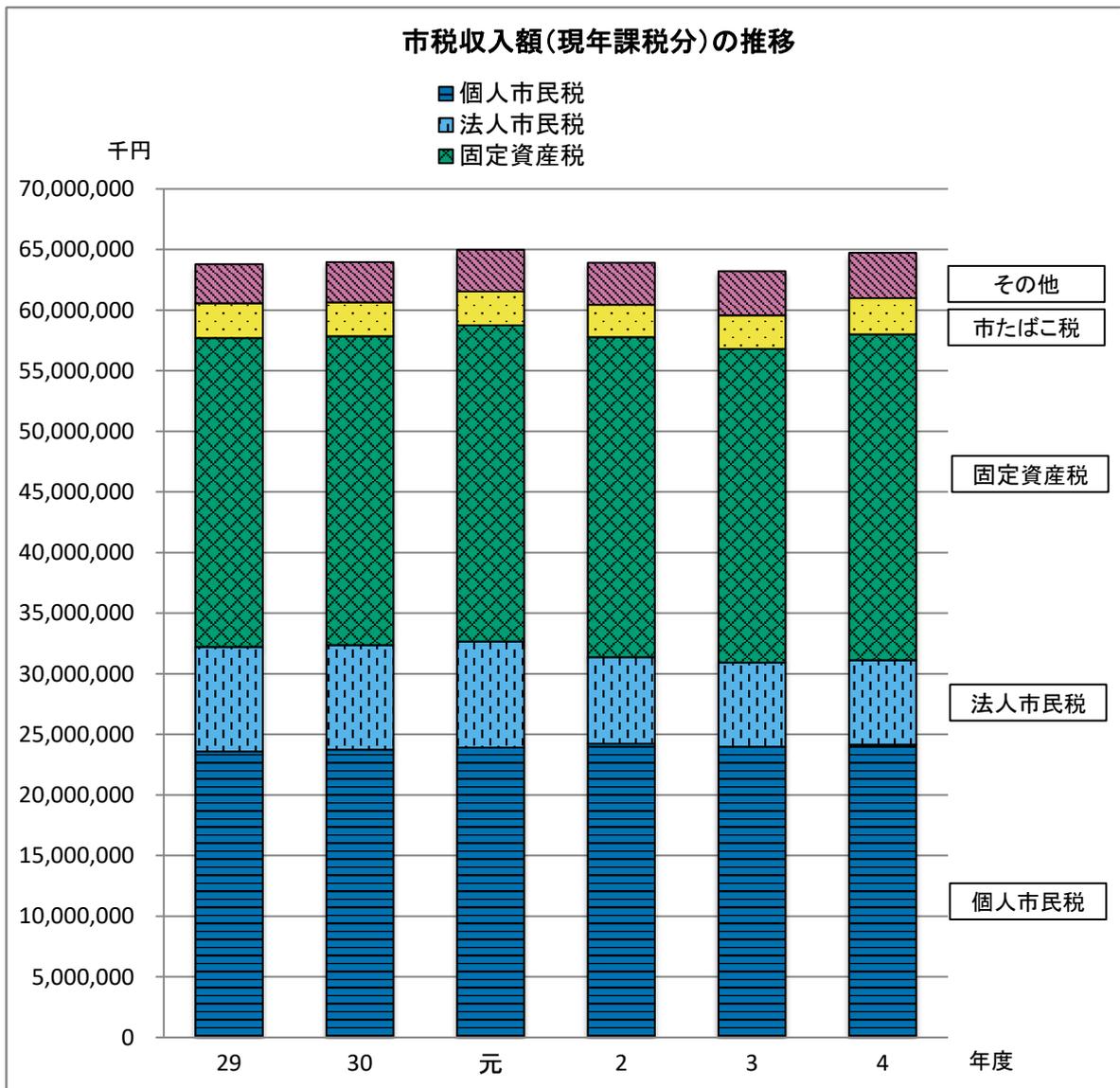
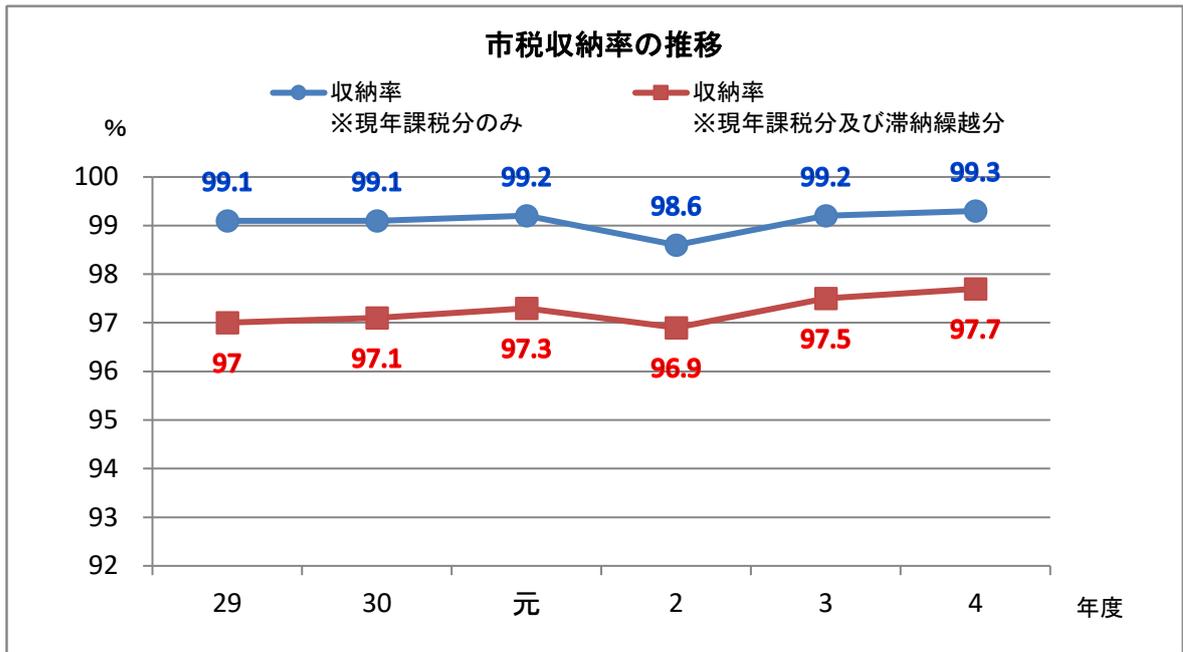
2 市税収入状況

区分	令和4年度					令和3年度				
	調定額 (A)	収入額 (B)		収納率 (B/A)	前年度比 (B/D)	調定額 (C)	収入額 (D)		収納率 (D/C)	前年度比 (D/F)
		千円	千円				構成比 (%)	千円		
市民税	31,326,424	31,110,451	48.1	99.3	100.7	31,133,543	30,907,540	48.9	99.3	98.6
個人市民税	24,355,688	24,156,237	37.3	99.2	100.7	24,195,159	23,998,526	38.0	99.2	99.1
均等割	754,460	748,288	1.2	99.2	100.0	754,180	748,058	1.2	99.2	100.4
所得割	23,601,228	23,407,949	36.2	99.2	100.7	23,440,979	23,250,468	36.8	99.2	99.0
法人市民税	6,970,736	6,954,214	10.7	99.8	100.7	6,938,384	6,909,014	10.9	99.6	96.9
均等割	2,093,387	2,088,427	3.2	99.8	101.8	2,061,011	2,052,288	3.3	99.6	98.9
法人税割	4,877,349	4,865,787	7.5	99.8	100.2	4,877,373	4,856,726	7.7	99.6	96.0
固定資産税	27,121,084	26,897,098	41.6	99.2	103.9	26,107,211	25,891,568	41.0	99.2	98.0
純固定資産税	26,863,045	26,639,059	41.2	99.2	103.9	25,848,542	25,632,899	40.5	99.2	97.8
土地	8,516,008	8,435,183	13.0	99.1	100.9	8,437,010	8,357,920	13.2	99.1	101.3
家屋	14,859,605	14,718,550	22.7	99.1	105.8	14,046,086	13,914,424	22.0	99.1	96.3
償却資産	3,487,432	3,485,326	5.4	99.9	103.7	3,365,446	3,360,555	5.3	99.9	95.9
交付金	258,039	258,039	0.4	100.0	99.8	258,669	258,669	0.3	100.0	114.8
軽自動車税	1,349,112	1,329,377	2.1	98.5	105.7	1,278,260	1,257,416	2.0	98.4	104.2
市たばこ税	2,981,363	2,981,363	4.6	100.0	107.1	2,783,825	2,783,825	4.4	100.0	104.1
特別土地保有税	0	0	0.0	-	-	0	0	0.0	-	-
入湯税	26,567	26,567	0.0	100.0	149.5	17,768	17,768	0.0	100.0	118.4
事業所税	2,391,248	2,378,795	3.7	99.5	100.8	2,380,023	2,360,705	3.7	99.2	105.5
小計	65,195,798	64,723,651	100.0	99.3	102.4	63,700,630	63,218,822	100.0	99.2	98.9
滞納繰越分	1,490,493	432,294		29.0	51.9	1,968,607	832,968		42.3	169.5
合計	66,686,291	65,155,945		97.7	101.7	65,669,237	64,051,790		97.5	99.5

区分	令和2年度					令和元年度					
	調定額 (E)	収入額		収納率 (F/E)	前年度比 (F/H)	調定額 (G)	収入額		収納率 (H/G)	前年度比 (H/J)	
		(F)	構成比 (%)				(H)	構成比 (%)			
	千円	千円	%	%	%	千円	千円	%	%	%	
現年課税分	市民税	31,613,251	31,358,078	49.1	99.2	96.0	32,901,368	32,662,468	50.3	99.3	100.9
	個人市民税	24,420,760	24,225,777	37.9	99.2	101.4	24,122,057	23,902,130	36.8	99.1	100.7
	均等割	751,110	745,112	1.2	99.2	101.0	744,793	738,002	1.1	99.1	101.0
	所得割	23,669,650	23,480,665	36.7	99.2	101.4	23,377,264	23,164,128	35.6	99.1	100.7
	法人市民税	7,192,491	7,132,301	11.2	99.2	81.4	8,779,311	8,760,338	13.5	99.8	101.4
	均等割	2,093,239	2,075,721	3.2	99.2	100.1	2,078,578	2,074,089	3.2	99.8	98.7
	法人税割	5,099,252	5,056,580	7.9	99.2	75.6	6,700,733	6,686,249	10.3	99.8	102.2
	固定資産税	26,988,556	26,423,275	41.3	97.9	101.3	26,315,853	26,075,094	40.1	99.1	102.3
	純固定資産税	26,763,327	26,198,046	41.0	97.9	101.3	26,090,968	25,850,209	39.8	99.1	102.3
	土地	8,422,382	8,247,133	12.9	97.9	99.6	8,370,394	8,283,769	12.7	99.0	100.5
	家屋	14,751,801	14,444,862	22.6	97.9	102.3	14,265,499	14,117,873	21.7	99.0	102.7
	償却資産	3,589,144	3,506,051	5.5	97.7	101.7	3,455,075	3,448,567	5.3	99.8	105.2
	交付金	225,229	225,229	0.4	100.0	100.2	224,885	224,885	0.3	100.0	100.5
	軽自動車税	1,227,984	1,206,250	1.9	98.2	106.3	1,158,401	1,134,525	1.7	97.9	104.7
	市たばこ税	2,673,920	2,673,920	4.2	100.0	95.1	2,812,337	2,812,337	4.3	100.0	100.6
特別土地保有税	0	0	0.0	-	-	0	0	0.0	-	-	
入湯税	15,009	15,010	0.0	100.0	60.4	24,844	24,844	0.0	100.0	124.6	
事業所税	2,307,470	2,237,596	3.5	97.0	98.1	2,296,412	2,280,254	3.5	99.3	103.0	
小計	64,826,190	63,914,129	100.0	98.6	98.3	65,509,215	64,989,522	100.0	99.2	101.6	
滞納繰越分	1,660,633	491,340		29.6	103.7	1,795,092	473,883		26.4	99.5	
合計	66,486,823	64,405,469		96.9	98.4	67,304,307	65,463,405		97.3	101.6	

区分	平成30年度					平成29年度				
	調定額 (I)	収入額		収納率 (J/I)	前年度比 (J/L)	調定額 (K)	収入額		収納率 (L/K)	
		(J)	構成比 %				(L)	構成比 %		
	千円	千円	%	%	%	千円	千円	%	%	
現年課税分	市民税	32,645,106	32,368,781	50.6	99.2	100.5	32,483,298	32,210,834	50.5	99.2
	個人市民税	23,973,996	23,726,684	37.1	99.0	100.6	23,843,676	23,588,631	37.0	98.9
	均等割	738,479	730,853	1.1	99.0	101.2	730,275	722,473	1.1	98.9
	所得割	23,235,517	22,995,831	35.9	99.0	100.6	23,113,401	22,866,158	35.9	98.9
	法人市民税	8,671,110	8,642,097	13.5	99.7	100.2	8,639,622	8,622,203	13.5	99.8
	均等割	2,109,306	2,102,251	3.3	99.7	100.1	2,104,760	2,100,515	3.3	99.8
	法人税割	6,561,804	6,539,846	10.2	99.7	100.3	6,534,862	6,521,688	10.2	99.8
	固定資産税	25,728,025	25,486,203	39.8	99.1	100.0	25,733,411	25,481,678	40.0	99.0
	純固定資産税	25,504,368	25,262,546	39.5	99.1	100.0	25,506,233	25,254,500	39.6	99.0
	土地	8,331,077	8,241,500	12.9	98.9	100.2	8,314,041	8,221,016	12.9	98.9
	家屋	13,893,654	13,744,277	21.5	98.9	99.7	13,937,171	13,781,254	21.6	98.9
	償却資産	3,279,637	3,276,769	5.1	99.9	100.8	3,255,021	3,252,230	5.1	99.9
	交付金	223,657	223,657	0.3	100.0	98.5	227,178	227,178	0.4	100.0
	軽自動車税	1,107,872	1,083,223	1.7	97.8	104.5	1,061,175	1,036,830	1.5	97.7
	市たばこ税	2,796,892	2,796,892	4.4	100.0	97.6	2,864,886	2,864,886	4.5	100.0
	特別土地保有税	0	0	0.0	-	-	0	0	0.0	-
入湯税	19,943	19,943	0.0	100.0	114.7	17,397	17,389	0.0	100.0	
事業所税	2,226,357	2,214,325	3.5	99.5	102.3	2,171,538	2,163,958	3.4	99.7	
小計	64,524,195	63,969,367	100.0	99.1	100.3	64,331,705	63,775,575	100.0	99.1	
滞納繰越分	1,827,671	476,384		26.1	88.3	1,987,437	539,335		27.1	
合計	66,351,866	64,445,751		97.1	100.2	66,319,142	64,314,910		97.0	

3 市税収納率・市税収入額の推移(グラフ)



4 税目別市税決算額累年比較

税目	年度	予算現額		調定額		収入額		不納欠損額	
		千円	構成比	千円	構成比	千円	構成比	千円	構成比
市税	30	64,434,000	100.0	66,351,866	100.0	64,445,751	100.0	110,309	100.0
	元	65,299,000	100.0	67,304,307	100.0	65,463,405	100.0	183,754	100.0
	2	64,062,000	100.0	66,486,823	100.0	64,405,469	100.0	110,186	100.0
	3	63,955,000	100.0	65,669,237	100.0	64,051,790	100.0	133,220	100.0
	4	65,026,000	100.0	66,686,291	100.0	65,155,945	100.0	110,424	100.0
市民税	30	32,428,000	50.1	32,645,106	49.0	32,368,781	50.1	583	0.7
	元	32,556,000	50.3	32,901,368	49.2	32,662,468	50.2	1,600	0.5
	2	31,189,000	49.9	31,613,251	48.9	31,358,078	49.9	1,253	0.9
	3	30,800,000	48.2	31,133,543	47.4	30,907,540	48.3	1,650	1.2
	4	31,120,000	47.9	31,326,424	47.0	31,110,451	47.7	67	0.1
固定資産税	30	25,461,000	39.7	25,728,025	38.8	25,486,203	39.6	2,682	2.4
	元	26,076,000	39.5	26,315,853	38.8	26,075,094	39.5	1,638	2.4
	2	26,340,000	39.9	26,988,556	39.1	26,423,275	39.8	3,713	0.9
	3	25,919,000	40.5	26,107,211	39.8	25,891,568	40.4	1,485	1.1
	4	26,878,000	41.3	27,121,084	40.7	26,897,098	41.3	6,716	6.1
軽自動車税	30	1,080,000	1.6	1,107,872	1.6	1,083,223	1.6	15	0.0
	元	1,135,000	1.7	1,158,401	1.7	1,134,525	1.7	13	0.0
	2	1,208,000	1.7	1,227,984	1.7	1,206,250	1.7	43	0.0
	3	1,256,000	2.0	1,278,260	1.9	1,257,416	2.0	6	0.0
	4	1,323,000	2.0	1,349,112	2.0	1,329,377	2.0	6	0.0
市たばこ税	30	2,765,000	4.5	2,796,892	4.3	2,796,892	4.5	0	-
	元	2,809,000	4.3	2,812,337	4.2	2,812,337	4.3	0	-
	2	2,677,000	4.3	2,673,920	4.2	2,673,920	4.3	0	-
	3	2,762,000	4.3	2,783,825	4.2	2,783,825	4.3	0	-
	4	2,935,000	4.5	2,981,363	4.5	2,981,363	4.6	0	-
特別土地保有税	30	0	-	0	-	0	-	0	-
	元	0	-	0	-	0	-	0	-
	2	0	-	0	-	0	-	0	-
	3	0	-	0	-	0	-	0	-
	4	0	-	0	-	0	-	0	-
入湯税	30	16,000	0.0	19,943	0.0	19,943	0.0	0	-
	元	25,000	0.0	24,844	0.0	24,844	0.0	0	-
	2	13,000	0.0	15,009	0.0	15,010	0.0	0	-
	3	16,000	0.0	17,768	0.0	17,768	0.0	0	-
	4	24,000	0.0	26,567	0.0	26,567	0.0	0	-
事業所税	30	2,198,000	3.4	2,226,357	3.3	2,214,325	3.4	0	0.0
	元	2,234,000	3.4	2,296,412	3.4	2,280,254	3.4	0	0.0
	2	2,197,000	3.4	2,307,470	3.4	2,237,596	3.5	0	0.0
	3	2,358,000	3.7	2,380,023	3.6	2,360,705	3.7	0	0.0
	4	2,337,000	3.6	2,391,248	3.6	2,378,795	3.7	0	0.0
滞納繰越分	30	486,000	0.8	1,827,671	3.0	476,384	0.8	107,029	96.9
	元	464,000	0.8	1,795,092	2.8	473,883	0.7	180,503	97.0
	2	438,000	0.7	1,660,633	2.7	491,340	0.7	105,177	98.2
	3	844,000	1.3	1,968,607	3.0	832,968	1.3	130,079	97.6
	4	409,000	0.6	1,490,493	2.2	432,294	0.7	103,635	93.9

収入未済額		収納率 (対調定)	収入額 前年度比	年度	税目
千円	構成比 %				
1,802,676	100.0	97.1	98.9	30	市税
1,665,825	100.0	97.3	101.6	元	
1,977,865	100.0	96.9	98.4	2	
1,501,229	100.0	97.5	99.5	3	
1,438,452	100.0	97.7	101.7	4	
281,290	15.2	99.2	104.0	30	市民税
243,012	15.6	99.3	100.9	元	
258,880	14.6	99.2	96.0	2	
230,121	15.3	99.3	98.6	3	
226,891	15.8	99.3	100.7	4	
239,989	13.6	99.1	94.8	30	固定資産税
240,253	13.3	99.1	102.3	元	
562,793	14.4	97.9	101.3	2	
215,427	14.4	99.2	98.0	3	
217,956	15.2	99.2	103.9	4	
24,800	1.3	97.8	81.5	30	軽自動車税
24,035	1.4	97.9	104.7	元	
21,866	1.4	98.2	106.3	2	
20,979	1.4	98.4	104.2	3	
19,828	1.4	98.5	105.7	4	
0	-	100.0	93.8	30	市たばこ税
0	-	100.0	100.6	元	
0	-	100.0	95.1	2	
0	-	100.0	104.1	3	
0	-	100.0	107.1	4	
0	-	-	-	30	特別土地保有税
0	-	-	-	元	
0	-	-	-	2	
0	-	-	-	3	
0	-	-	-	4	
0	-	100.0	75.1	30	入湯税
0	-	100.0	124.6	元	
0	-	100.0	60.4	2	
0	-	100.0	118.4	3	
0	-	100.0	149.5	4	
12,073	0.4	99.5	93.1	30	事業所税
16,226	0.7	99.3	103.0	元	
70,112	1.0	97.0	98.1	2	
19,449	1.3	99.2	105.5	3	
14,979	1.0	99.5	100.8	4	
1,244,524	69.4	26.1	110.2	30	滞納繰越分
1,142,299	69.0	26.4	99.5	元	
1,064,214	68.6	29.6	103.7	2	
1,015,253	67.6	42.3	169.5	3	
958,798	66.7	29.0	51.9	4	

5 地方譲与税

(1) 自動車重量譲与税

区分 年度	香川県下譲与額	高松市譲与額	前年度比
	円	円	%
30	2,075,957,000	678,220,000	101.0
元	2,148,372,000	701,686,000	103.5
2	2,138,923,000	698,251,000	99.5
3	2,164,595,000	706,332,000	101.2
4	2,125,075,000	704,565,000	99.7

譲与基準：自動車重量税の収入額に対する下記割合の額を市町村に譲与する。

(平成22年度～30年度:1/3(当分の間407/1000)、令和元～3年度:348/1000(当分の間422/1000)、
令和4～15年度:357/1000(当分の間431/1000、令和16年度:401/1000(当分の間475/1000)、
令和17年度以降:416/1000(当分の間490/1000))

譲与税の2分の1の額を市町村道の延長で、他の2分の1の額を市町村道の面積で按分して譲与する。

(2) 地方揮発油譲与税(平成21年度に地方道路譲与税から名称変更)

区分 年度	香川県下譲与額	高松市譲与額	前年度比
	円	円	%
30	842,723,000	275,324,000	100.5
元	745,986,000	243,654,098	88.5
2	735,158,000	239,996,003	98.5
3	757,064,000	247,043,000	101.4
4	710,248,000	235,393,000	95.3

(注) 地方道路譲与税と地方揮発油譲与税との合計金額

譲与基準：地方揮発油(道路)税の収入額に相当する額を譲与する。

譲与税の100分の58に相当する額は都道府県及び指定市に対し、その2分の1を一般国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1を面積で按分して譲与する。

譲与税の100分の42に相当する額は市町村に対し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を面積で按分して譲与する。

(3) 特別とん譲与税

区分 年度	純トン数	高松市譲与額	前年度比
	トン	円	%
30	892,369	2,912,000	107.1
元	899,729	3,679,167	126.3
2	897,471	3,615,389	98.3
3	981,650	2,729,389	74.2
4	984,842	3,685,889	135.0

(注) 譲与額は純トン数×20円。ただし、1年分を一時に納付する場合は純トン数×60円で算出する。

譲与基準：開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与する。

(4) 森林環境譲与税

区分 年度	香川県下譲与額	高松市譲与額	前年度比
	円	円	%
元	63,285,000	22,477,000	-
2	134,496,000	47,764,000	212.5
3	134,871,000	47,814,000	212.7
4	184,873,000	60,688,000	126.9

譲与基準：森林環境税の収入額の100分の90に相当する額を市町村に譲与する。(令和元年度～5年度までの間は、100分の80～100分の88まで段階的に引き上げ)

譲与にあたっては、私有林人口林の面積、林業就業者数及び人口により按分する。

(5) 航空機燃料譲与税

区分 年度	香川県下譲与額	高松市譲与額	前年度比
	円	円	%
30	69,510,000	48,619,000	99.8
元	72,003,000	50,323,000	103.5
2	15,953,000	11,171,000	22.2
3	56,049,000	39,722,000	78.9
4	67,091,000	44,555,000	112.2

譲与基準：航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に譲与する。

譲与税は、その5分の4に相当する額を空港関係市町村に着陸料収入額及び世帯数に応じて按分して譲与する。

(全国市町村譲与総額のうち3分の1は空港関係市町村に対して着陸料収入額で按分)

(全国市町村譲与総額のうち3分の2は航空機の騒音が特に著しい空港の所在する市町村及び隣接市町村に対して総務省令で定める地区内の世帯数で按分(高松空港はこの譲与基準には該当しない))

※租税特別措置法の改正により、平成23年度から令和3年度の間は、航空機燃料1キロリットルあたり26,000円から18,000円に税率引き下げとなる。また、同期間は航空機燃料譲与税法(附則)により、譲与基準の「13分の2」とあるのを「9分の2」とする。なお、令和3年度に限り、税率を更に2分の1軽減する。(航空機燃料税率:1キロリットルあたり9,000円、譲与割合:9分の4)

※令和4年度から令和6年度の間は、航空機燃料1キロリットルあたり13,000円、譲与基準を「13分の4」とする。

6 利子割交付金

区分 年度	香川県下交付額	交付基準率	高松市交付額	前年度比
	円		円	%
30	338,008,000	0.489464637407712	165,138,000	88.2
元	188,600,000	0.490086575253015	92,398,000	56.0
2	218,306,000	0.490935951201492	107,113,000	115.9
3	170,661,000	0.492535962227119	83,927,000	90.8
4	93,155,000	0.493413049226172	45,933,000	54.7

交付基準： 都道府県は、当該都道府県に納入された利子割額に相当する額から所要の減額及び加算をして得た額に100分の99を乗じて得た額の5分の3に相当する額を市町村に対し、当該市町村に係る個人の都道府県民税の額の、個人の都道府県民税合計額に対する割合（8月交付分は前年度前3年度以内、12月、3月交付分は当該年度前3年度以内の平均割合）で按分して交付する。交付基準率は3月期の交付基準率を記載した。

7 配当割交付金

区分 年度	香川県下交付額	交付基準率	高松市交付額	前年度比
	円		円	%
30	705,263,000	0.489464637407712	344,737,000	79.5
元	815,945,000	0.490086575253015	399,766,000	116.0
2	727,735,000	0.490935951201492	357,119,000	89.3
3	1,060,279,000	0.492535962227119	521,921,000	130.6
4	931,049,000	0.493413049226172	459,202,000	88.0

交付基準： 都道府県は、当該都道府県に納入された配当割額に相当する額に100分の99を乗じて得た額の5分の3に相当する額を市町村に対し、当該市町村に係る個人の都道府県民税の額の、個人の都道府県民税合計額に対する割合（8月交付分は前年度前3年度以内、12月、3月交付分は当該年度前3年度以内の平均割合）で按分して交付する。

8 株式等譲渡所得割交付金

区分 年度	香川県下交付額	交付基準率	高松市交付額	前年度比
	円		円	%
30	520,599,000	0.489464637407712	254,819,000	61.9
元	371,143,000	0.490086575253015	181,896,000	71.4
2	728,123,000	0.490935951201492	357,465,000	196.5
3	1,143,633,000	0.492535962227119	563,284,000	309.7
4	634,673,000	0.493413049226172	313,159,000	55.6

交付基準：都道府県は、当該都道府県に納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に100分の99を乗じて得た額の5分の3に相当する額を市町村に対し、当該市町村に係る個人の都道府県民税の額の、個人の都道府県民税合計額に対する割合(8月交付分は前年度前3年度以内、12月、3月交付分は当該年度前3年度以内の平均割合)で按分して交付する。
交付基準率は3月期の交付基準率を記載した。

9 地方消費税交付金

区分 年度	香川県下交付額	高松市交付額	前年度比
	円	円	%
30	18,883,338,000	8,405,562,000	102.6
元	17,772,923,000	7,911,279,000	94.1
2	21,669,030,000	9,586,906,000	121.2
3	23,544,303,000	10,443,603,000	132.0
4	24,393,222,000	10,937,610,000	104.7

交付基準：地方消費税収入額(清算後)の2分の1に相当する額を市町村に交付する。
交付にあたっては、2分の1の額を人口、他の2分の1の額を従業者数により按分する。
平成26年度税制改正による引上げ分は、全額を人口により按分交付し、社会保障財源とする。

10 ゴルフ場利用税交付金

区分 年度	利用人員	高松市交付額	前年度比
	人	円	%
30	71,241	27,008,836	98.9
元	73,382	26,280,523	97.3
2	69,383	23,840,863	90.7
3	70,219	24,227,838	92.2
4	70,215	25,367,561	104.7

交付基準：都道府県内の市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額を当該ゴルフ場所在市町村に対し交付する。

11 自動車取得税交付金

区分 年度	香川県下交付額	高松市交付額	前年度比
	円	円	%
28	644,000,000	210,777,000	100.3
29	864,000,000	282,863,000	134.2
30	987,000,000	322,985,000	114.2
元	519,421,000	169,928,280	52.6
4	14,062,200	3,081,501	皆増

交付基準：自動車取得税収入額に100分の95を乗じて得た額の10分の7に相当する額の2分の1の額を市町村道の延長で、他の2分の1の額を市町村道の面積で按分して市町村に交付する。

(注)令和元年10月1日以降、廃止されている。

(注)令和4年度は、自動車メーカーの燃費不正により、遡って自動車取得税を徴収されたことにより交付されたもの。

12 環境性能割交付金

区分 年度	香川県下交付額	高松市交付額	前年度比
	円	円	%
元	139,000,000	45,482,000	-
2	286,000,000	93,503,000	205.6
3	245,000,000	80,074,000	85.6
4	324,000,000	106,780,000	133.4

交付基準：都道府県税として、普通車を取得した際、課税される自動車税環境性能割の
税額の100分の95のうち、100分の47(令和4年度以降は100分の43)を市町村に交付する。

13 国有提供施設等所在市町村助成交付金

区分 年度	香川県下交付額	高松市交付額	前年度比
	円	円	%
30	8,515,000	663,000	98.7
元	8,547,000	663,000	100.0
2	8,443,000	663,000	100.0
3	8,395,000	661,000	99.7
4	9,174,000	733,000	110.9

交付基準：総額の7/10に相当する額は対象資産の所在する各市町村の区域内に当該年の
3月31日現在において所在する対象資産の価格の合算額に按分した額。
総額の3/10に相当する額は対象資産の種類及び用途、当該市町村の財政状況を
考慮して特に状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が
配分した額

14 法人事業税交付金

区分 年度	香川県下交付額	高松市交付額	前年度比
	円	円	%
2	1,283,750,000	724,616,000	-
3	2,315,046,000	1,248,178,000	172.3
4	2,418,416,000	1,230,617,000	98.6

交付基準：法人事業税収入額の1000分の77(令和2年度は1000分の34)に相当する額を市町村に交付する。
交付にあたっては、従業者数により按分する。

※経過措置

令和2年度：法人税割額のみ

令和3年度：2/3が法人税割、1/3が従業者数割

令和4年度：1/3が法人税割、2/3が従業者数割

15 県支出金

個人県民税徴収取扱費委託金

区分 年度	県民税徴収実績		
	市県民税 納付済額	県民税 確定あん分率	県民税納付済額
30	円 39,365,257,523	0.397268426534	円 15,638,573,916
元	39,656,755,669	0.397274358593	15,754,612,172
2	40,196,728,507	0.397319996373	15,970,964,024
3	40,200,174,318	0.397229882871	15,968,710,531
4	40,462,524,409	0.397249099184	16,073,701,101

16 使用料及び手数料

種別	区分 年度	予算額	収入額	前年度比
		円	円	%
督促 手数料	30	円 11,000,000	円 9,601,586	96.9
	元	10,000,000	9,038,879	94.1
	2	9,800,000	8,505,949	94.1
	3	9,500,000	7,973,677	93.7
	4	9,049,000	8,015,033	100.5
証明 手数料	30	37,000,000	30,457,850	85.1
	元	32,000,000	27,394,000	89.9
	2	27,000,000	24,247,050	88.5
	3	22,000,000	23,715,000	97.8
	4	24,000,000	24,995,550	105.4
閲覧 手数料	30	928,000	836,850	99.1
	元	970,000	816,200	97.5
	2	970,000	817,950	100.2
	3	818,000	808,150	98.8
	4	820,000	927,150	114.7
試乗 交付 手数料 標識	30	55,000	51,500	100.0
	元	54,000	51,000	99.0
	2	52,000	46,000	90.2
	3	52,000	45,000	97.8
	4	52,000	42,500	94.4
自動 車 許可 臨時 運行 手数料	30	1,037,000	1,096,500	101.0
	元	1,085,000	1,047,000	95.5
	2	1,097,000	919,500	87.8
	3	1,097,000	915,000	99.5
	4	1,097,000	889,500	97.2
合計	30	50,020,000	42,044,286	93.4
	元	44,109,000	38,347,079	91.2
	2	38,919,000	34,536,449	90.1
	3	33,467,000	33,456,827	96.9
	4	35,018,000	34,869,733	104.2

県民税徴収取扱費					区分 年度
納税義務者数(納税通知書等の枚数)によるもの	県に払い込んだ県民税の額によるもの	前納報奨金及び過誤納金等によるもの	計	前年度比	
円	円	円	円	%	
633,009,000	105,727	52,814,025	685,928,752	103.6	30
638,310,000	160,817	39,471,563	677,942,380	98.8	元
643,728,000	71,533	34,010,152	677,809,685	100.0	2
646,287,000	210,450	40,694,277	687,191,727	100.2	3
646,602,000	42,376	39,028,306	685,672,682	99.8	4

※平成19年度以降は納税義務者数に基づき算出されている。

17 証明に関する調

区分	年度	30		元		2		3		4	
		件数	構成比								
納税証明		9,085	9.6	8,871	10.4	9,272	12.0	8,811	11.3	10,705	13.6
市県民税関係証明		58,804	62.3	50,297	58.8	41,622	53.9	42,607	54.5	42,100	53.4
固定資産税関係証明		10,112	10.7	10,135	11.9	9,327	12.1	9,482	12.1	9,181	11.7
営業証明		1,707	1.8	1,832	2.1	1,716	2.2	734	0.9	2,544	3.2
その他証明		2,073	2.2	2,026	2.4	2,156	2.8	1,998	2.6	2,328	3.0
無料		12,611	13.4	12,312	14.4	13,144	17.0	14,501	18.6	11,919	15.1
計		94,392	100.0	85,473	100.0	77,237	100.0	78,133	100.0	78,777	100.0

上記のうち支所・

出張所取扱分

48,095件

上記のうち支所・

出張所取扱分

42,074件

上記のうち支所・

出張所取扱分

38,350件

上記のうち総合センター、

支所・出張所取扱分

40,317件

上記のうち総合センター、

支所・出張所取扱分

36,779件

18 ふるさと高松応援寄附金

区分	年度	30		元		2		3		4	
		件数	円								
寄附件数		4,390	件	8,326	件	64,628	件	80,259	件	86,343	件
寄附事業数		4,579	件	8,810	件	65,127	件	80,587	件	86,400	件
寄附金額		104,875	千円	185,316	千円	597,634	千円	860,255	千円	932,747	千円

19 市税の市民負担の状況

年度 区分		30		元		2	
		1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり
現 年 課 税 分	市民税	円 77,254	円 172,017	円 78,159	円 171,875	円 75,271	円 166,471
	(個人)	(56,628)	(126,090)	(57,196)	(125,777)	(58,151)	(128,608)
	(法人)	(20,626)	(45,927)	(20,963)	(46,098)	(17,120)	(37,863)
	固定資産税	60,827	135,441	62,395	137,211	63,426	140,274
	(純固定資産税)	(60,293)	(134,252)	(61,857)	(136,028)	(62,885)	(139,078)
	(交付金)	(534)	(1,189)	(538)	(1,183)	(541)	(1,196)
	軽自動車税	2,585	5,757	2,715	5,970	2,895	6,404
	市たばこ税	6,675	14,863	6,730	14,799	6,418	14,195
	特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
	入湯税	48	106	59	131	36	80
	事業所税	5,285	11,768	5,456	11,999	5,371	11,879
合計	152,674	339,952	155,514	341,985	153,417	339,303	
指数(30年度を100)	100.0	100.0	101.9	100.6	100.5	99.8	

(注) 1 6月1日現在の人口及び世帯数を用いて算出した。

2 令和4年度までは決算時における収入額、5年度は予算額に対するものである。

(参考) 国民所得に対する租税負担率

年度	区分 国民所得	租税負担額				租税総額
		国税	地方税			
			道府県税	市町村税	計	
29	億円 4,006,215	億円 623,803	億円 183,967	億円 215,077	億円 399,044	億円 1,022,847
30	4,030,991	642,241	183,280	224,235	407,514	1,049,755
元	4,020,267	621,751	183,437	228,678	412,115	1,033,866
2	3,753,887	649,330	183,687	224,570	408,256	1,057,586
3	3,959,324	718,811	198,868	225,221	424,089	1,142,900

(注) 地方税(市町村税徴収実績の概要)から引用

3		4		5	
1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり	1人当たり	1世帯当たり
円	円	円	円	円	円
73,043	152,690	75,267	165,133	75,557	163,193
(56,715)	(118,558)	(58,442)	(128,220)	(58,634)	(126,642)
(16,328)	(34,132)	(16,825)	(36,913)	(16,923)	(36,551)
61,189	127,910	65,073	142,769	66,483	143,596
(60,578)	(126,632)	(64,449)	(141,399)	(65,864)	(142,259)
(611)	(1,278)	(624)	(1,370)	(619)	(1,337)
2,972	6,212	3,216	7,056	3,210	6,933
6,579	13,753	7,213	15,825	7,012	15,145
0	0	0	0	0	0
42	88	64	141	58	126
5,579	11,662	5,755	12,627	5,672	12,250
149,404	312,315	156,588	343,551	157,992	341,243
97.9	91.9	102.6	101.1	103.5	100.4

租税負担率				
国税	地方税			租税総額
	道府県税	市町村税	計	
%	%	%	%	%
15.4	4.6	5.3	9.9	25.3
15.9	4.5	5.5	10.1	26.0
15.5	4.6	5.7	10.3	25.8
17.3	4.9	6.0	10.9	28.2
18.2	5.0	5.7	10.7	28.9

20 令和4年度市税の月別納付状況

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
現 年 課 税 分	市県民税	(4,312) 518,454,000	(21,557) 3,826,972,700	(52,497) 3,967,741,164	(57,366) 4,397,300,580	(28,719) 3,362,935,442	(35,187) 3,745,146,865	(26,359) 3,149,695,828
	(普徴)	(55) 1,759,400	(554) 15,661,600	(43,039) 1,641,230,130	(40,234) 1,517,727,754	(11,232) 420,695,464	(18,474) 765,913,991	(9,814) 374,821,029
	(特徴)	(3,442) 385,395,400	(17,907) 2,731,459,000	(6,470) 469,673,134	(15,973) 2,751,284,126	(15,714) 2,648,875,078	(15,330) 2,634,748,274	(15,247) 2,603,584,899
	(法人)	(815) 131,299,200	(3,096) 1,079,852,100	(2,988) 1,856,837,900	(1,159) 128,288,700	(1,773) 293,364,900	(1,383) 344,484,600	(1,298) 171,289,900
	固定資産税	(160,648) 5,636,510,300	(279,636) 10,499,211,369	(12,887) 522,196,305	(18,271) 854,543,510	(61,704) 3,605,106,657	(22,473) 1,084,296,177	(54,252) 2,273,837,962
	(土地・家屋)	(156,144) 5,064,172,100	(270,519) 8,465,338,269	(12,570) 251,223,005	(17,735) 805,295,310	(60,071) 3,363,176,057	(21,897) 1,006,368,577	(52,786) 2,071,378,262
	(償却資産)	(4,496) 565,654,200	(9,115) 2,033,438,700	(309) 20,053,100	(536) 49,248,200	(1,633) 241,930,600	(576) 77,927,600	(1,466) 202,459,700
	(交付金)	(8) 6,684,000	(2) 434,400	(8) 250,920,200	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	軽自動車税	(6) 5,296,400	(102,288) 749,549,800	(64,328) 474,137,400	(3,795) 31,954,501	(890) 11,563,382	(441) 7,899,423	(379) 7,038,843
	(環境性能割)	- 5,282,000	- 6,512,900	- 4,906,700	- 4,084,200	- 5,013,500	- 4,832,800	- 4,289,000
(種別割)	(6) 14,400	(102,288) 743,036,900	(64,328) 469,230,700	(3,795) 27,870,301	(890) 6,549,882	(441) 3,066,623	(379) 2,749,843	
市たばこ税	(1) 63,423	(12) 498,884,047	(9) 245,965,537	(6) 104,470	(12) 501,526,237	(9) 260,845,495	(9) 250,981,512	
入湯税	(14) 1,902,150	(12) 1,746,750	(16) 2,126,550	(11) 1,659,750	(21) 2,717,250	(11) 2,500,200	(16) 1,945,650	
事業所税	(22) 61,375,500	(230) 1,014,484,222	(251) 483,395,000	(26) 36,529,200	(58) 119,807,171	(41) 99,046,000	(44) 62,427,700	
計	(165,003) 6,223,601,773	(403,735) 16,590,848,888	(129,988) 5,695,561,956	(79,475) 5,322,092,011	(91,404) 7,603,656,139	(58,162) 5,199,734,160	(81,059) 5,745,927,495	
滞 納 繰 越 分	市県民税	(829) 10,397,057	(950) 16,388,042	(13,120) 2,194,661,108	(2,606) 55,077,358	(1,879) 28,633,662	(1,337) 19,890,634	(1,324) 20,692,225
	固定資産税	(478) 5,685,485	(480) 9,590,874	(1,019) 19,612,281	(1,248) 25,769,324	(966) 14,042,626	(608) 17,308,445	(599) 13,119,171
	軽自動車税	(75) 428,300	(81) 458,844	(215) 1,366,161	(349) 2,142,308	(176) 1,086,229	(160) 929,179	(141) 807,973
	市たばこ税	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0
	事業所税	(1) 1,000,000	(1) 1,000,000	(8) 3,521,700	(3) 1,375,000	(5) 2,918,900	(3) 433,500	(3) 1,554,600
	計	(1,383) 17,510,842	(1,512) 27,437,760	(14,362) 2,219,161,250	(4,206) 84,363,990	(3,026) 46,681,417	(2,108) 38,561,758	(2,067) 36,173,969
総計	(166,386) 6,241,112,615	(405,247) 16,618,286,648	(144,350) 7,914,723,206	(83,681) 5,406,456,001	(94,430) 7,650,337,556	(60,270) 5,238,295,918	(83,126) 5,782,101,464	

(注) 強制徴収を含まない。上段の()は件数。下段の金額は、充当、還付等の更正分を反映させる前のもの

軽自動車税(環境性能割)については、香川県が賦課徴収を行い、本市に交付されるもの

11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	合計
(34,573)	(26,242)	(32,954)	(20,280)	(19,216)	(12,709)	(1,430)	(373,401)
4,228,219,966	3,961,486,855	3,523,484,273	2,928,289,845	3,064,333,007	2,303,952,745	35,183,238	43,013,196,508
(17,089)	(8,312)	(17,404)	(4,061)	(2,229)	(1,146)	(1,033)	(174,676)
767,806,716	289,997,255	823,678,847	128,128,745	76,173,307	28,751,645	20,528,538	6,872,874,421
(15,339)	(15,898)	(14,733)	(14,718)	(15,533)	(11,351)	(357)	(178,012)
2,629,364,750	2,672,398,400	2,583,283,200	2,550,741,400	2,602,067,200	2,249,871,500	12,361,200	29,525,107,561
(2,145)	(2,032)	(817)	(1,501)	(1,454)	(212)	(40)	(20,713)
831,048,500	999,091,200	116,522,226	249,419,700	386,092,500	25,329,600	2,293,500	6,615,214,526
(20,914)	(53,884)	(4,655)	(1,279)	(1,083)	(627)	(494)	(692,807)
1,038,107,764	2,208,693,338	94,160,057	32,634,552	25,969,947	11,935,175	9,947,679	27,897,150,792
(20,331)	(52,447)	(4,597)	(1,237)	(1,055)	(618)	(483)	(672,490)
956,301,464	2,005,410,738	90,196,357	28,712,752	22,766,947	11,241,575	9,145,579	24,150,726,992
(583)	(1,437)	(58)	(42)	(28)	(9)	(11)	(20,299)
81,806,300	203,282,600	3,963,700	3,921,800	3,203,000	693,600	802,100	3,488,385,200
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(18)
0	0	0	0	0	0	0	258,038,600
(279)	(1,053)	(275)	(206)	(247)	(116)	(96)	(174,399)
7,085,946	12,989,402	6,577,820	6,163,177	6,300,200	883,700	684,000	1,328,123,994
-	-	-	-	-	-	-	-
4,951,200	5,283,400	4,545,100	4,647,300	4,341,900	0	0	58,690,000
(279)	(1,053)	(275)	(206)	(247)	(116)	(96)	(174,399)
2,134,746	7,706,002	2,032,720	1,515,877	1,958,300	883,700	684,000	1,269,433,994
(8)	(6)	(12)	(9)	(8)	(5)	(0)	(106)
251,366,764	100,578	517,457,374	232,229,660	221,795,942	42,422	0	2,981,363,461
(13)	(14)	(14)	(25)	(13)	(0)	(0)	(180)
2,040,150	2,349,150	2,221,950	2,968,500	1,970,700	0	0	26,148,750
(63)	(30)	(21)	(52)	(72)	(7)	(3)	(920)
118,733,300	41,882,000	42,577,394	91,709,486	168,150,500	6,308,100	403,200	2,346,828,773
(55,850)	(81,229)	(37,931)	(21,851)	(20,639)	(13,464)	(2,023)	(1,241,813)
5,645,553,890	6,227,501,323	4,186,478,868	3,293,995,220	3,488,520,296	2,323,122,142	46,218,117	77,592,812,278
(1,209)	(1,486)	(1,217)	(1,005)	(1,027)	(8)	(16)	(28,013)
17,058,591	24,214,628	16,446,429	13,582,390	14,299,332	77,500	398,700	2,431,817,656
(645)	(814)	(595)	(567)	(501)	(0)	(0)	(8,520)
11,701,028	10,346,291	11,882,371	7,115,466	8,682,983	0	0	154,856,345
(123)	(218)	(143)	(116)	(139)	(0)	(0)	(1,936)
832,101	1,340,995	835,697	747,313	832,646	0	0	11,807,746
(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
0	0	0	0	0	0	0	0
(2)	(2)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(31)
1,650,000	1,729,600	348,500	126,600	0	0	0	15,658,400
(1,979)	(2,520)	(1,957)	(1,689)	(1,667)	(8)	(16)	(38,500)
31,241,720	37,631,514	29,512,997	21,571,769	23,814,961	77,500	398,700	2,614,140,147
(57,829)	(83,749)	(39,888)	(23,540)	(22,306)	(13,472)	(2,039)	(1,280,313)
5,676,795,610	6,265,132,837	4,215,991,865	3,315,566,989	3,512,335,257	2,323,199,642	46,616,817	80,206,952,425

21 督促状発付状況

税目	年度 区分	H29		H30		R元	
		件数	前年度比	件数	前年度比	件数	前年度比
		件	%	件	%	件	%
市民税		46,237	96.1	45,130	97.6	38,004	84.2
普通徴収		41,717	95.4	40,039	96.0	31,684	79.1
第1期		9,671	92.5	9,593	99.2	7,058	73.6
第2期		9,747	95.4	9,260	95.0	7,768	83.9
第3期		10,290	96.2	9,658	93.9	7,479	77.4
第4期		10,968	96.2	10,553	96.2	8,305	78.7
随時		463	109.7	471	101.7	510	108.3
過年度		578	110.1	504	87.2	564	111.9
特別徴収 (前年4・5月、6月～3月)		3,718	102.5	4,328	116.4	5,124	118.4
法人市民税		802	101.9	763	95.1	1,196	156.7
固定資産税		56,393	96.6	55,868	99.1	55,865	100.0
土地・家屋		55,965	96.7	55,432	99.0	55,176	99.5
第1期		15,695	97.3	15,721	100.2	15,745	100.2
第2期		12,851	89.1	12,407	96.5	12,625	101.8
第3期		14,665	104.2	14,859	101.3	13,804	92.9
第4期		12,748	96.3	12,424	97.5	12,994	104.6
随時		6	50.0	14	233.3	8	57.1
過年度		0	0.0	7	#DIV/0!	0	0.0
償却資産		428	89.4	436	101.9	689	158.0
第1期		126	69.6	130	103.2	254	195.4
第2期		92	97.9	89	96.7	131	147.2
第3期		101	103.1	116	114.9	125	107.8
第4期		98	97.0	92	93.9	132	143.5
随時・過年度		11	220.0	9	81.8	47	522.2
軽自動車税		17,924	95.4	16,325	91.1	15,945	97.7
市たばこ税		20	-	2	-	7	350.0
特別土地保有税		0	-	0	-	0	-
入湯税		1	50.0	0	0.0	3	-
事業所税		23	79.3	23	100.0	49	213.0
合計		120,598	96.2	117,348	97.3	109,873	93.6

R2		R3		R4		年度
件数	前年度比	件数	前年度比	件数	前年度比	区分
件	%	件	%	件	%	税目
36,572	96.2	36,065	98.6	35,927	99.6	市民税
27,651	87.3	27,276	98.6	26,519	97.2	普通徴収
5,811	82.3	5,820	100.2	5,785	99.4	第1期
6,129	78.9	6,191	101.0	6,098	98.5	第2期
7,219	96.5	7,104	98.4	6,490	91.4	第3期
7,385	88.9	7,271	98.5	7,265	99.9	第4期
551	108.0	448	81.3	485	108.3	随時
556	98.6	442	79.5	396	89.6	過年度
7,753	151.3	7,630	98.4	8,215	107.7	特別徴収 (4月発送～3月発送)
1,168	97.7	1,159	99.2	1,193	102.9	法人市民税
49,632	88.8	48,876	98.5	49,670	101.6	固定資産税
49,000	88.8	48,332	98.6	49,066	101.5	土地・家屋
14,882	94.5	12,590	84.6	13,436	106.7	第1期
10,857	86.0	12,451	114.7	12,459	100.1	第2期
11,927	86.4	11,955	100.2	12,106	101.3	第3期
11,329	87.2	11,320	99.9	11,049	97.6	第4期
5	62.5	12	240.0	15	125.0	随時
0	#DIV/0!	4	-	1	-	過年度
632	91.7	544	86.1	604	111.0	償却資産
253	99.6	149	58.9	175	117.4	第1期
107	81.7	112	104.7	133	118.8	第2期
116	92.8	114	98.3	129	113.2	第3期
99	75.0	103	104.0	114	110.7	第4期
57	121.3	66	115.8	53	80.3	随時・過年度
15,337	96.2	13,908	90.7	13,384	96.2	軽自動車税
13	185.7	19	146.2	2	10.5	市たばこ税
0	-	0	-	0	-	特別土地保有税
10	-	3	30.0	3	100.0	入湯税
51	104.1	60	117.6	44	73.3	事業所税
101,615	92.5	98,931	97.4	99,030	100.1	合計

令和5年度

第3章 賦課状況

1 市民税

(1) 個人市民税

ア 課税の概要

令和5年度の課税については、自主申告の推進及び資料収集等課税客体の捕捉に努め、公平適正な課税を図った。

	収入金額		令和5年度	
	給与所得控除	1,619,000 円 未満		
1,619,000 円 以上		1,620,000 円 未満	40%－	97,600 円
1,620,000 円 以上		1,622,000 円 未満	40%－	98,000 円
1,622,000 円 以上		1,624,000 円 未満	40%－	98,800 円
1,624,000 円 以上		1,628,000 円 未満	40%－	99,600 円
1,628,000 円 以上		1,800,000 円 未満	40%－	100,000 円
1,800,000 円 以上		3,600,000 円 未満	30%＋	80,000 円
3,600,000 円 以上		6,600,000 円 未満	20%＋	440,000 円
6,600,000 円 以上		8,500,000 円 未満	10%＋	1,100,000 円
		8,500,000 円 以上		1,950,000 円 (上限)
ただし、区分が660万円未満については簡易給与所得表による。				
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の非課税の範囲			合計所得金額 ≤ 1,350,000円	
専従者控除(白色申告)			配偶者の場合 860,000 円 その他の場合 500,000 円	
低所得者の均等割の非課税			同一年計配偶者及び扶養親族のいない場合 合計所得金額 ≤ 415,000円 同一年計配偶者又は扶養親族のいる場合 合計所得金額 ≤ 315,000円 × (扶養人数 + 1) + 289,000円	
低所得者の所得割の非課税			同一年計配偶者及び扶養親族のいない場合 総所得金額等の合計額 ≤ 450,000円 同一年計配偶者又は扶養親族のいる場合 総所得金額等の合計額 ≤ 350,000円 × (扶養人数 + 1) + 420,000円	

※ 同一年計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。)で、前年中の合計所得金額が48万円以下である人をいう。

(ア) 申告受付事務

市民税の申告を必要とする者に申告書を発送し、1月26日から3月15日まで、瓦町FLAG8階やコミュニティセンターなど7か所に申告相談所を開設し、申告の受付を行った。

(イ) 期限後申告等による更正事務

国税申告に係る申告書については、毎月1回職員が税務署へ出向き、申告書の写しとりなどを行った。

また、扶養控除の申告が不適正な者について、事業所や他区市町村への照会、確認などにより扶養控除の否認を行った。

(ウ) 特別徴収事務

給与支払者に対し、1月末日までに給与支払報告書の提出を求め、課税資料を調整し、5月15日に特別徴収義務者へ個人別の税額通知書を発送した。

(エ) 普通徴収分納税通知書の発送等

普通徴収の課税資料を調整し、6月9日に納税通知書を発送し、課税内容についての問い合わせに応じた。

イ 令和5年度納税義務者数等(令和5年7月1日現在)

(ア) 所得者区分(令和5年度課税状況調査資料から)

所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	所得割額
	人	千円	人	千円
給与所得者	7,232	25,312	0	0
営業所得者	1,230	4,304	0	0
農業所得者	65	228	0	0
その他の所得者	7,398	25,893	0	0
地方税法第294条第1項第2号に該当するもの	5	18	0	0
合計	15,930	55,755	0	0

(イ) 特別徴収義務者数

	特別徴収義務者数	納税義務者数
	人	人
給与特別徴収	16,777	154,100
年金特別徴収	8	31,736

ウ 課税標準額段階別調(令和4年中の所得による。)

(ア) 総所得金額等

課税標準額の段階	給与		営業等	
	人員	総所得金額等	人員	総所得金額等
	人	千円	人	千円
10万円以下	4,534	3,095,167	359	345,206
10万円超 ~ 100万円以下	45,153	67,384,765	2,305	3,721,802
100 ~ 200	52,090	136,598,130	1,572	4,245,519
200 ~ 300	28,768	111,641,254	868	3,335,653
300 ~ 400	14,868	77,917,426	448	2,259,151
400 ~ 550	9,834	65,065,046	370	2,319,988
550 ~ 700	3,044	25,390,033	209	1,691,452
700 ~ 1,000	2,570	27,029,771	173	1,802,118
1,000 ~	2,910	57,491,331	283	6,893,887
合計	163,771	571,612,923	6,587	26,614,776

均等割と所得割を納める者			合計	
納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	市民税額
人	千円	千円	人	千円
164,633	576,216	20,120,986	171,865	20,722,514
6,668	23,338	1,036,983	7,898	1,064,625
199	696	23,300	264	24,224
28,876	101,066	2,456,230	36,274	2,583,189
			5	18
200,376	701,316	23,637,499	216,306	24,394,570

特別徴収税額	均等割額	所得割額
千円	千円	千円
19,432,830	539,350	18,893,480
925,070	87,331	837,739

農業		その他		合計	
人員	総所得金額等	人員	総所得金額等	人員	総所得金額等
人	千円	人	千円	人	千円
16	15,545	2,760	2,135,965	7,669	5,591,883
80	128,780	17,211	24,079,140	64,749	95,314,487
47	130,692	5,539	13,793,456	59,248	154,767,797
18	67,519	1,755	6,497,199	31,409	121,541,625
8	39,773	840	4,126,179	16,164	84,342,529
14	88,177	636	3,986,242	10,854	71,459,453
6	47,827	353	2,767,965	3,612	29,897,277
5	52,875	311	3,102,005	3,059	31,986,769
3	81,385	416	9,580,620	3,612	74,047,223
197	652,573	29,821	70,068,771	200,376	668,949,043

(イ) 所得控除額

課税標準額の段階	区分					
	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業 共済等掛金	生命 保険料	地震 保険料
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
10万円以下	0	156,022	1,062,892	52,745	165,000	7,994
10万円超 ～ 100万円以下	1,442	1,043,729	19,189,490	585,798	1,888,398	86,734
100 ～ 200	1,654	779,346	31,227,890	821,125	2,304,813	101,710
200 ～ 300	119	505,198	23,587,288	755,140	1,463,866	76,662
300 ～ 400	1,164	366,652	15,919,813	598,553	839,097	50,316
400 ～ 550	0	288,891	12,668,090	540,758	585,389	37,170
550 ～ 700	243	181,017	4,514,773	277,333	191,199	13,910
700 ～ 1,000	0	180,745	4,146,544	317,850	160,905	12,890
1,000 ～	0	363,253	5,352,216	579,740	180,176	19,766
合計	4,622	3,864,853	117,668,996	4,529,042	7,778,843	407,152

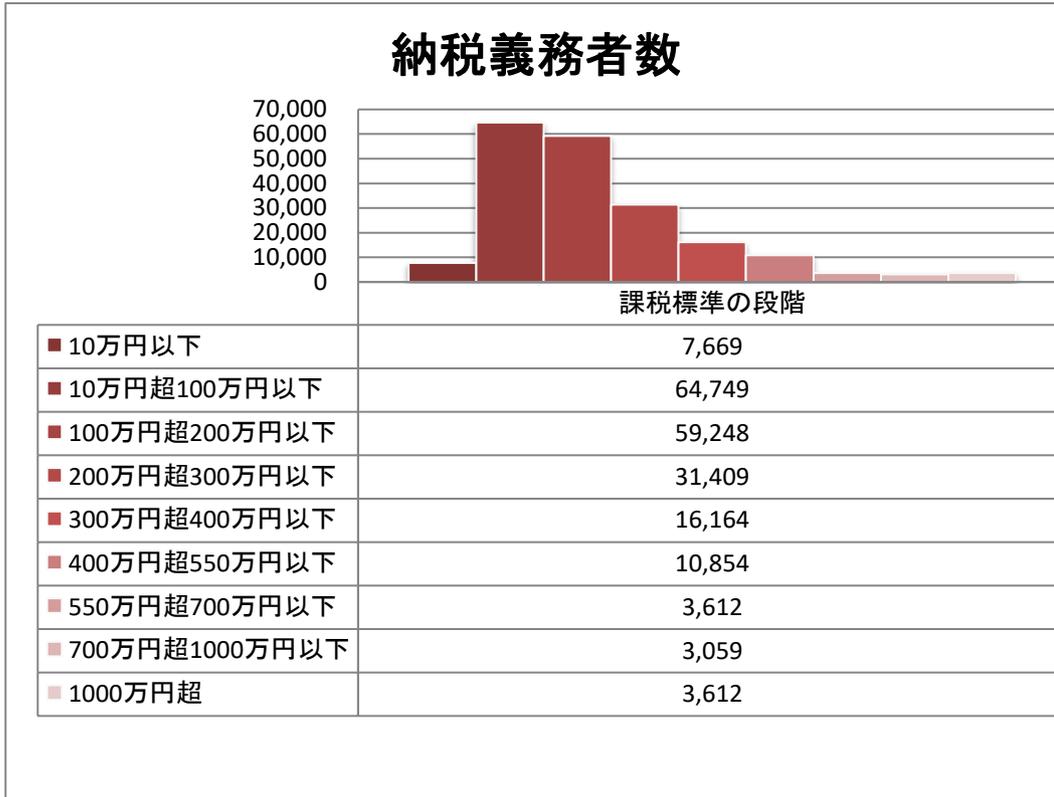
(ウ) 課税所得金額

課税標準額の段階	区分		給与		営業等	
	人員	課税所得金額	人員	課税所得金額	人員	課税所得金額
	人	千円	人	千円	人	千円
10万円以下	4,534	228,177	359	18,733		
10万円超 ～ 100万円以下	45,153	26,522,077	2,305	1,186,763		
100 ～ 200	52,090	76,412,783	1,572	2,308,038		
200 ～ 300	28,768	70,167,324	868	2,129,217		
300 ～ 400	14,868	51,498,929	448	1,545,845		
400 ～ 550	9,834	45,103,612	370	1,726,567		
550 ～ 700	3,044	18,661,971	209	1,298,531		
700 ～ 1,000	2,570	21,193,069	173	1,445,071		
1,000 ～	2,910	50,603,356	283	6,238,255		
合計	163,771	360,391,298	6,587	17,897,020		

(注) その他欄には、譲渡所得等分離課税したものを含む。

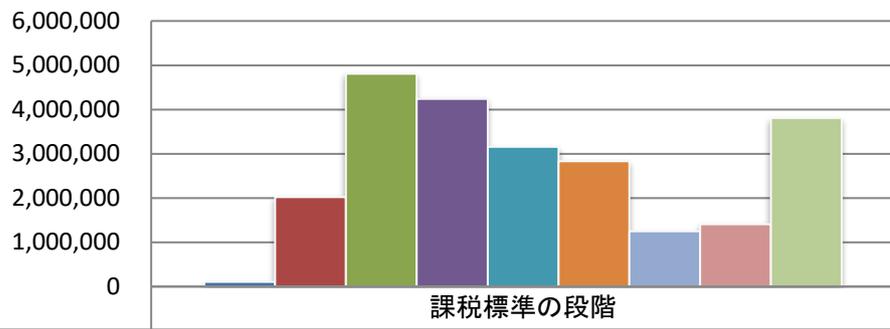
寄附金	障害者 (同居特 障含む)	老年者	ひとり親・寡婦	勤労学生	配偶者 (配偶者 特別含む)	扶養	基礎控除	合計
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	109,070	0	48,240	3,380	325,990	233,210	3,287,790	5,452,333
0	856,270	0	748,320	0	4,210,980	2,810,070	27,827,310	59,248,541
0	528,260	0	414,060	0	3,839,730	2,820,070	25,463,750	68,302,408
0	269,800	0	149,640	0	2,590,710	2,060,690	13,496,410	44,955,523
0	169,680	0	20,460	0	1,655,360	1,808,360	6,944,070	28,373,525
0	97,200	0	0	0	1,317,600	1,408,870	4,660,340	21,604,308
0	41,680	0	0	0	431,590	506,620	1,547,730	7,706,095
0	50,300	0	0	0	61,890	503,580	1,312,650	6,747,354
0	56,620	0	0	0	0	546,300	1,266,420	8,364,491
0	2,178,880	0	1,380,720	3,380	14,433,850	12,697,770	85,806,470	250,754,578

農業		その他		合計	
人員	課税所得金額	人員	課税所得金額	人員	課税所得金額
人	千円	人	千円	人	千円
16	808	2,760	3,345,072	7,669	3,592,790
80	40,859	17,211	10,623,911	64,749	38,373,610
47	63,434	5,539	10,050,803	59,248	88,835,058
18	42,595	1,755	5,796,047	31,409	78,135,183
8	29,380	840	3,873,173	16,164	56,947,327
14	64,529	636	4,049,316	10,854	50,944,024
6	38,342	353	2,828,891	3,612	22,827,735
5	44,483	311	3,369,448	3,059	26,052,071
3	73,728	416	18,066,229	3,612	74,981,568
197	398,158	29,821	62,002,890	200,376	440,689,366



(千円)

税額



課税標準の段階	税額
■ 10万円以下	106,532
■ 10万円超100万円以下	2,024,404
■ 100万円超200万円以下	4,806,112
■ 200万円超300万円以下	4,242,003
■ 300万円超400万円以下	3,160,512
■ 400万円超550万円以下	2,829,202
■ 550万円超700万円以下	1,251,194
■ 700万円超1000万円以下	1,408,356
■ 1000万円超	3,808,207

オ 納税義務者の推移(均等割・所得割)

年度	区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者	
		人員	前年度増減	人員	前年度増減
		人	人	人	人
元		15,555	418	0	0
2		15,690	135	0	0
3		15,697	7	0	0
4		15,983	286	0	0
5		15,930	△ 53	0	0

カ 均等割額と所得割額の推移

年度	区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者		均等割と所得割を	
		均等割額	前年度比	所得割額	前年度比	均等割額	前年度比
		千円	%	千円	%	千円	%
元		54,443	103.7	0	-	689,094	101.0
2		54,915	100.9	0	-	694,166	100.7
3		54,940	100.0	0	-	698,236	100.6
4		55,941	101.8	0	-	697,431	99.9
5		55,755	99.7	0	-	701,316	100.6

キ 所得区分別の推移(総所得金額等)

年度	区分	給与			営業等			農業		
		人員	総所得金額等	前年度比	人員	総所得金額等	前年度比	人員	総所得金額等	前年度比
		人	千円	%	人	千円	%	人	千円	%
元		159,766	532,128,365	102.2	6,785	24,329,057	99.2	253	755,043	88.4
2		161,595	540,095,545	101.5	6,805	25,122,324	103.3	246	687,627	91.1
3		161,896	533,524,488	98.8	7,239	27,370,221	108.9	258	811,247	118.0
4		162,638	561,018,193	105.2	6,583	26,297,301	96.1	231	784,098	96.7
5		163,771	571,612,923	101.9	6,587	26,614,776	101.2	197	652,573	83.2

(注) その他欄には、譲渡所得等分離課税をした者の総所得金額も含む。

均等割と所得割を納める者		合計	
人員	前年度増減	人員	前年度増減
人	人	人	人
196,884	1,275	212,439	2,412
198,333	1,449	214,023	1,584
199,496	1,163	215,193	1,170
199,266	△ 230	215,249	56
200,376	1,110	216,306	1,057

納める者		合計	
所得割額	前年度比	市民税額	前年度比
千円	%	千円	%
23,202,493	100.4	23,946,030	100.5
23,397,236	100.8	24,146,317	100.8
23,053,142	98.5	23,806,318	98.6
23,293,369	101.0	24,046,741	101.0
23,637,499	101.5	24,394,570	101.4

その他			合計		
人員	総所得金額等	前年度比	人員	総所得金額等	前年度比
人	千円	%	人	千円	%
30,080	67,870,481	98.7	196,884	625,082,946	101.6
29,687	66,999,696	98.7	198,333	632,905,192	101.3
30,103	91,666,355	136.8	199,496	653,372,311	103.2
29,814	71,402,269	77.9	199,266	659,501,861	100.9
29,821	70,068,771	98.1	200,376	668,949,043	101.4

ク 所得区分別の推移(課税所得金額)

区分 年度	給与		営業等		農業	
	千円	%	千円	%	千円	%
元	344,619,395	102.2	16,241,809	98.0	464,820	88.1
2	349,514,909	101.4	16,962,183	104.4	406,436	87.4
3	346,100,132	99.0	18,120,094	106.8	484,895	119.3
4	351,964,091	101.7	17,714,541	97.8	485,822	100.2
5	360,391,298	102.4	17,897,020	101.0	398,158	82.0

(注) その他欄には、譲渡所得等分離課税したものを含む。

ケ 所得区分別の推移(所得割額)

区分 年度	給与		営業等		農業	
	千円	%	千円	%	千円	%
元	19,562,674	101.5	920,632	97.2	26,833	88.0
2	19,782,423	101.1	956,394	103.9	23,692	88.3
3	19,380,293	98.0	1,015,108	106.1	27,914	117.8
4	19,501,009	100.6	980,609	96.6	28,010	100.3
5	19,829,023	101.7	984,633	100.4	22,851	81.6

(注) その他欄には譲渡、所得等分離課税したものを含む。

コ 個人市民税調定額の推移(各年度当初)

区分	年度	元		2		
		調定額	構成比	調定額	構成比	
普通徴収	均等割	117,432,000 円	3.1 %	117,337,500 円	3.1 %	
	所得割	3,692,965,272 円	96.9 %	3,639,545,512 円	96.9 %	
	計	3,810,397,272 円	100.0 %	3,756,883,012 円	100.0 %	
	構成比	16.1 %		15.7 %		
特別徴収	均等割	給特	517,258,000 円	2.6 %	521,139,500 円	2.6 %
		年特	108,643,500 円	0.5 %	109,315,500 円	0.5 %
	所得割	給特	18,407,298,331 円	92.7 %	18,790,197,462 円	92.9 %
		年特	813,545,300 円	4.1 %	805,803,305 円	4.0 %
	計	19,846,745,131 円	100.0 %	20,226,455,767 円	100.0 %	
	構成比	83.9 %		84.3 %		
計	均等割	743,333,500 円	3.1 %	747,792,500 円	3.1 %	
	所得割	22,913,808,903 円	96.9 %	23,235,546,279 円	96.9 %	
	計	23,657,142,403 円	100.0 %	23,983,338,779 円	100.0 %	
	構成比	100.0 %		100.0 %		

(注) 特別徴収・所得割の調定額は、前年度課税4・5月分調定額を含む。

その他	前年度比	合計	前年度比
千円	%	千円	%
56,194,070	100.4	417,520,094	101.0
55,402,629	98.6	422,286,157	101.1
55,162,981	99.6	419,868,102	99.4
60,227,481	109.2	430,391,935	102.5
62,002,890	102.9	440,689,366	102.4

その他	前年度比	合計	前年度比
千円	%	千円	%
2,692,218	99.9	23,202,357	101.2
2,634,579	97.9	23,397,088	100.8
2,629,691	99.8	23,053,006	98.5
2,783,561	105.9	23,293,189	101.0
2,800,015	100.6	23,636,522	101.5

3		4		5	
調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比
115,710,000 円	3.1 %	113,610,000 円	2.9 %	115,269,000 円	2.9 %
3,573,603,828 円	96.9 %	3,777,919,105 円	97.1 %	3,888,937,428 円	97.1 %
3,689,313,828 円	100.0 %	3,891,529,105 円	100.0 %	4,004,206,428 円	100.0 %
15.5 %		16.3 %		16.5 %	
527,572,500 円	2.6 %	527,110,500 円	2.6 %	529,263,000 円	2.6 %
109,347,000 円	0.5 %	111,902,000 円	0.6 %	112,280,000 円	0.6 %
18,624,685,547 円	92.8 %	18,596,812,918 円	92.8 %	18,803,811,077 円	92.8 %
812,728,943 円	4.0 %	814,626,851 円	4.1 %	810,083,167 円	4.0 %
20,074,333,990 円	100.0 %	20,050,452,269 円	100.0 %	20,255,437,244 円	100.0 %
84.5 %		83.7 %		83.5 %	
752,629,500 円	3.2 %	752,622,500 円	3.1 %	756,812,000 円	3.1 %
23,011,018,318 円	96.8 %	23,189,358,874 円	96.9 %	23,502,831,672 円	96.9 %
23,763,647,818 円	100.0 %	23,941,981,374 円	100.0 %	24,259,643,672 円	100.0 %
100.0 %		100.0 %		100.0 %	

サ 納税義務者数の推移(普徴・特徴)

年度 区分	元		2		3	
	人員	前年度比	人員	前年度比	人員	前年度比
	人	%	人	%	人	%
普通徴収	32,317	72.0	31,689	98.1	30,835	97.3
特別徴収	180,112	108.6	182,324	101.2	184,350	101.1
(給与特徴)	(149,538)	(110.3)	(151,509)	(101.3)	(153,139)	(101.1)
(年金特徴)	(30,574)	(101.0)	(30,815)	(100.8)	(31,211)	(101.3)
合計	212,429	100.8	214,013	100.7	215,185	100.5

シ 税率

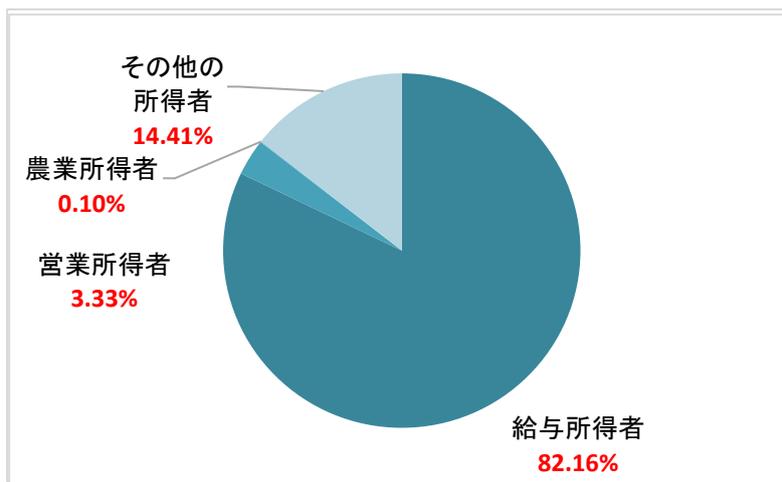
年度 区分	17~18		19~25	26~
均等割	3,000円		3,000円	3,500円
所得割	200万円以下	3%	6%	6%
	200万円を超え 700万円以下	8%		
	700万円を超える	10%		

4		5	
人員	前年度比	人員	前年度比
人	%	人	%
30,334	98.4	30,465	100.4
184,909	100.3	185,836	100.5
(153,357)	(100.1)	(154,100)	(100.5)
(31,552)	(101.1)	(31,736)	(100.6)
215,243	100.0	216,301	100.5

ス 令和5年度納税義務者数及び市民税額の所得区分別割合(所得割)

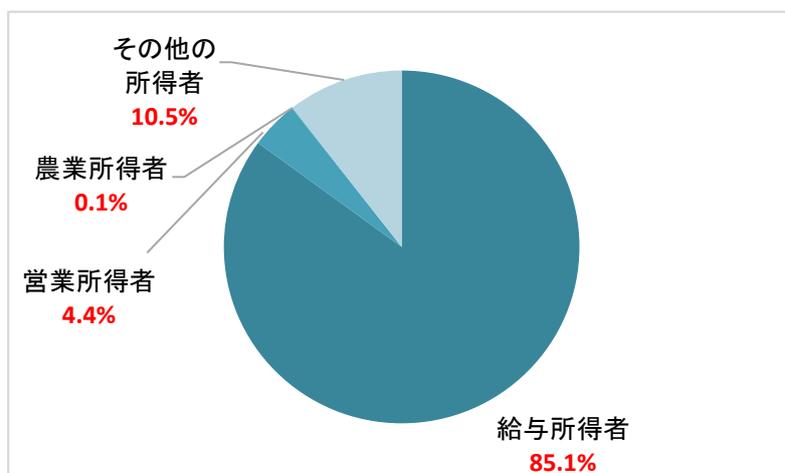
納税義務者数

200,376人



市民税額

23,637,499千円



(2) 法人市民税

ア 課税の概要

納税義務者の自主申告の推進及び不申告の防止並びに市内所在法人の正確な把握に努め、公平適正な課税を図った。

(ア) 申告用紙の発送

納税義務者に対し申告期限の1か月半前に申告書、納付書等関係用紙を送付し、期限内に確実な申告を行うように図った。

(イ) 申告の催告

申告期限経過後、未申告の法人に対し、申告書の提出を催告した。

(ウ) 納税義務者等の確認

- a 県税事務所及び税務署の協力を得て登記事項調査を行い、未届の該当法人に対し設立届及び申告書提出の指導を行った。
- b 県税事務所からの更正(決定)通知を受けた時に納税義務者、課税標準額等について調査を行い、令和4年度において450件の更正(決定)を行った。

イ 税率

年度	昭和59～平成5年度																										
法人税割	14.7%																										
均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>従業者数の合計数</th> <th>50人を超える</th> <th>50人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本金等の金額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>3,600,000 円</td> <td>480,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>2,100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>480,000</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>180,000</td> <td>144,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>144,000</td> <td>48,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td colspan="2">48,000 円</td> </tr> </tbody> </table>			従業者数の合計数	50人を超える	50人以下	資本金等の金額			50億円を超える	3,600,000 円	480,000 円	10億円を超え50億円以下	2,100,000		1億円を超え10億円以下	480,000	180,000	1千万円を超え1億円以下	180,000	144,000	1千万円以下	144,000	48,000	上記以外の法人	48,000 円	
	従業者数の合計数	50人を超える	50人以下																								
	資本金等の金額																										
	50億円を超える	3,600,000 円	480,000 円																								
	10億円を超え50億円以下	2,100,000																									
	1億円を超え10億円以下	480,000	180,000																								
	1千万円を超え1億円以下	180,000	144,000																								
	1千万円以下	144,000	48,000																								
上記以外の法人	48,000 円																										
資本金等の金額…資本の金額又は出資金額と法人税法に規定する資本積立金額との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をいう。 従業員数の合計額…高松市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数をいう。 ただし、公共法人及び公益法人等で均等割のみを課されるものにあつては 年額 48,000円																											

(注) 法人税割の税率14.7%については、昭和56年8月1日以後事業年度終了分から適用

年度	平成6～16年度、平成21年度～																						
法人税割	14.7% (平成6～16年度、平成21年度～平成26年9月30日) 12.1% (平成26年10月1日～令和元年9月30日) 8.4% (令和元年10月1日～)																						
均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>従業者数の合計数 資本金等の金額</th> <th>50人を超える</th> <th>50人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>3,600,000 円</td> <td>492,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>2,100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>480,000</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>180,000</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>144,000</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td colspan="2">60,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>資本金等の金額…資本の金額又は出資金額と法人税法に規定する資本積立金額との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をいう。 従業員数の合計額…高松市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数をいう。 ただし、公共法人及び公益法人等で均等割のみを課されるものにあつては 年額 60,000円</p>		従業者数の合計数 資本金等の金額	50人を超える	50人以下	50億円を超える	3,600,000 円	492,000 円	10億円を超え50億円以下	2,100,000		1億円を超え10億円以下	480,000	192,000	1千万円を超え1億円以下	180,000	156,000	1千万円以下	144,000	60,000	上記以外の法人	60,000 円	
従業者数の合計数 資本金等の金額	50人を超える	50人以下																					
50億円を超える	3,600,000 円	492,000 円																					
10億円を超え50億円以下	2,100,000																						
1億円を超え10億円以下	480,000	192,000																					
1千万円を超え1億円以下	180,000	156,000																					
1千万円以下	144,000	60,000																					
上記以外の法人	60,000 円																						

年度	平成17～20年度																																											
法人税割	ア 旧国分寺町地域に事務所等を有する法人 14.0% イ 旧塩江・香川・香南・庵治・牟礼町地域に事務所等を有する法人 12.3% ウ 旧高松市に事務所等を有する法人 14.7%																																											
均等割	<p>(ア、ウの場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>従業者数の合計数 資本金等の金額</th> <th>50人を超える</th> <th>50人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>3,600,000 円</td> <td>492,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>2,100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>480,000</td> <td>192,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>180,000</td> <td>156,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>144,000</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td colspan="2">60,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イの場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>従業者数の合計数 資本金等の金額</th> <th>50人を超える</th> <th>50人以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td>3,000,000 円</td> <td>410,000 円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td>1,750,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td>400,000</td> <td>160,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td>150,000</td> <td>130,000</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>120,000</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td colspan="2">50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>資本金等の金額…資本の金額又は出資金額と法人税法に規定する資本積立金額との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額)をいう。 従業員数の合計額…高松市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数をいう。 ただし、公共法人及び公益法人等で均等割のみを課されるものにあつては (ア、ウの場合) (イの場合) 年額 60,000円 50,000円 合併後高松市に統一されるものの、その特例に関する条例により、合併前の高松市地域に事務所等を有しない法人には、合併年度とそれに続く3年度に限り不均一課税を実施 平成20年度まで上記の不均一課税を実施し、平成21年度から合併前の高松市地域の税率に統一</p>		従業者数の合計数 資本金等の金額	50人を超える	50人以下	50億円を超える	3,600,000 円	492,000 円	10億円を超え50億円以下	2,100,000		1億円を超え10億円以下	480,000	192,000	1千万円を超え1億円以下	180,000	156,000	1千万円以下	144,000	60,000	上記以外の法人	60,000 円		従業者数の合計数 資本金等の金額	50人を超える	50人以下	50億円を超える	3,000,000 円	410,000 円	10億円を超え50億円以下	1,750,000		1億円を超え10億円以下	400,000	160,000	1千万円を超え1億円以下	150,000	130,000	1千万円以下	120,000	50,000	上記以外の法人	50,000	
従業者数の合計数 資本金等の金額	50人を超える	50人以下																																										
50億円を超える	3,600,000 円	492,000 円																																										
10億円を超え50億円以下	2,100,000																																											
1億円を超え10億円以下	480,000	192,000																																										
1千万円を超え1億円以下	180,000	156,000																																										
1千万円以下	144,000	60,000																																										
上記以外の法人	60,000 円																																											
従業者数の合計数 資本金等の金額	50人を超える	50人以下																																										
50億円を超える	3,000,000 円	410,000 円																																										
10億円を超え50億円以下	1,750,000																																											
1億円を超え10億円以下	400,000	160,000																																										
1千万円を超え1億円以下	150,000	130,000																																										
1千万円以下	120,000	50,000																																										
上記以外の法人	50,000																																											

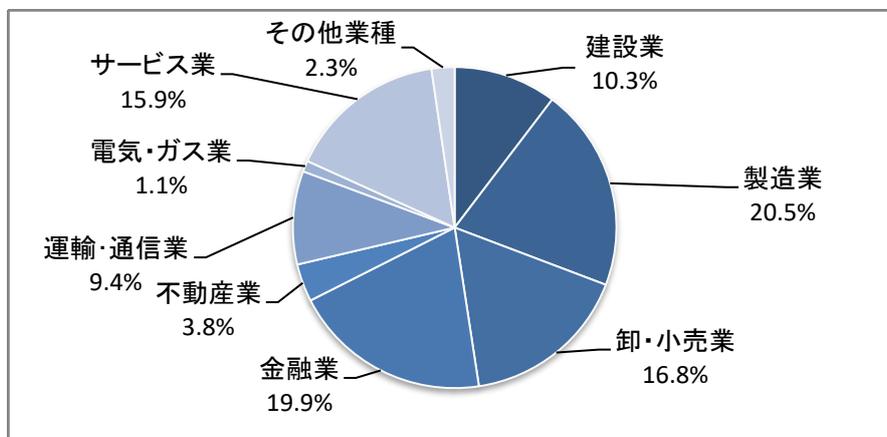
ウ 調定の状況

年度	調定額	前年度比	納税義務者数	前年度比
	千円	%	人	%
30	8,671,110	101.2	15,010	101.2
元	8,779,311	101.2	15,136	100.8
2	7,192,491	81.9	15,221	100.6
3	6,938,384	96.5	15,304	100.5
4	6,970,736	100.5	15,481	101.2

エ 月別調定額調

区分	中間申告		確定申告		修正申告	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	件	円	件	円	件	円
令和4年4月	276	60,728,100	1,041	160,901,900	72	2,028,500
令和4年5月	385	90,022,500	2,644	571,084,300	132	3,245,600
令和4年6月	127	46,313,900	2,631	1,170,888,600	274	9,121,900
令和4年7月	95	15,162,600	2,602	1,116,246,700	68	1,943,000
令和4年8月	535	250,566,300	1,842	174,813,200	61	1,400,700
令和4年9月	283	124,164,400	1,231	142,743,800	29	199,200
令和4年10月	223	94,094,500	1,170	107,693,400	68	3,564,600
令和4年11月	1,408	1,256,387,800	1,409	158,096,200	99	1,795,400
令和4年12月	686	483,481,200	875	111,522,800	174	8,463,400
令和5年1月	214	46,131,800	552	72,034,000	69	1,359,200
令和5年2月	356	99,060,500	1,326	219,448,600	86	6,278,400
令和5年3月	254	49,556,300	1,164	278,179,300	192	6,408,100
令和5年4~5月				19,929,000		
計	4,842	2,615,669,900	18,487	4,303,581,800	1,324	45,808,000

オ 令和4年度法人税割額業種別割合



更正・決定		合計		構成比		区分
件数	税額	件数	税額	件数	税額	
件	円	件	円	%	%	
24	57,500	1,413	223,716,000	5.6	3.2	令和4年4月
26	3,900	3,187	664,356,300	12.7	9.6	令和4年5月
37	1,157,500	3,069	1,227,481,900	12.2	17.7	令和4年6月
30	76,900	2,795	1,133,429,200	11.1	16.3	令和4年7月
44	694,700	2,482	427,474,900	9.9	6.1	令和4年8月
26	51,300	1,569	267,158,700	6.2	3.8	令和4年9月
39	931,100	1,500	206,283,600	6.0	3.0	令和4年10月
39	△ 42,200	2,955	1,416,237,200	11.8	20.3	令和4年11月
73	634,400	1,808	604,101,800	7.2	8.7	令和4年12月
42	1,831,600	877	121,356,600	3.5	1.8	令和5年1月
27	532,800	1,795	325,320,300	7.2	4.7	令和5年2月
43	△ 252,800	1,653	333,890,900	6.6	4.8	令和5年3月
		0	19,929,000	0.0	-	令和5年4~5月
450	5,676,700	25,103	6,970,736,400	100.0	100.0	計

2 固定資産税

(1) 概要

- ア 納期 4月、7月、9月、11月
- イ 税率 100分の1.4（都市再開発法による不均一課税の税率は、100分の1.12）
- ウ 納税義務者（法定免税点以上のもの）
- | | | | |
|------|----------|---|----------|
| 土地 | 138,555人 | } | 171,361人 |
| 家屋 | 142,516人 | | |
| 償却資産 | 4,983人 | | |
- エ 納税通知書 1期～4期分を4月1日に一括送付（土地・家屋に係る納税通知書及び償却資産に係る納税通知書）
- オ 縦覧期間 令和5年4月1日から令和5年5月1日まで
- カ 縦覧場所 資産税課並びに各総合センター及び各支所（ただし、山田支所は除く。）
- キ 縦覧件数

（単位：件）

課税年度 区分	H30	R元	R2	R3	R4
土地	15 (0)	19 (3)	16 (3)	28 (3)	11 (4)
家屋	11 (0)	26 (2)	15 (3)	22 (1)	7 (1)
償却資産	-	-	-	-	-
計	26 (0)	45 (5)	31 (6)	50 (4)	18 (5)

（注）（ ）内の数字は、総合センター又は支所で縦覧の請求をした件数（内数）

- ク 課税台帳 資産税課で管理する。

(2) 固定資産評価員 加藤 昭彦（H26.5.14就任）

市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。（地方税法第404条）

(3) 固定資産評価審査委員会

固定資産評価審査委員会委員名簿（令和5年7月1日現在）

役職	氏名
委員長	村上 良枝
委員長代理	綾田 正子
委員	青木 文
〃	石井 晶子
〃	大平 昇
〃	高橋 護

※任期3年（地方税法第423条第6項）

令和5年度審査申出状況

0件（R5.7.31現在）

(4) 土地

ア 評価の概要

令和5年度は地方税法第341条第7号に規定する第2年度に該当するので、同法第349条第2項ただし書に規定する地目の変換その他これに類する特別の事情(分合筆等)の生じた土地についてのみ、同法第409条第1項の規定によって評価を行った。

なお、地価の下落が見られる土地については、同法附則第17条の2に定める特例により、価格の修正を行った。

イ 土地に対して課する固定資産税の特例

平成9年度の評価替えから、負担水準(評価額に対する実際の税負担の割合(注1))の概念が導入され、負担水準の均衡化をより重視することを基本的な考えとして、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡を図る中で、平成18年度以降、負担水準が低い土地については、均衡化を一層促進する措置が講じられている。

課税標準額の算出方法は、負担水準の区分により次のとおり。

住宅用地については、負担水準が100%未満の場合は、前年度課税標準額に当該年度の本則課税標準額(注2)の5%を加えた額が課税標準額となる。ただし、当該額が本則課税標準額を上回る場合には本則課税標準額とし、20%を下回る場合には、20%相当額とする。

商業地等の宅地及び宅地比準土地については、①負担水準が70%を超える場合は、評価額の70%を課税標準額とする。②60%以上70%以下の場合は、前年度課税標準額を据え置く。③負担水準が60%未満の場合は、前年度課税標準額に当該年度の評価額の5%を加えた額が課税標準額となる。ただし、当該額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。

(ア) 住宅用地に対する課税標準の特例について

住宅用地とは、居住用の家が建っている土地で、面積要件によって小規模住宅用地と一般住宅用地とに分けられる。

a 小規模住宅用地

200平方メートル以下の住宅用地(200平方メートルを超える場合は、住宅1戸当たり200平方メートルまでの部分)をいう。

この場合の本則課税標準額は、その面積に対する評価額の6分の1の額となる。……特例率6分の1

b 一般住宅用地

小規模住宅用地を超える部分の住宅用地をいう。この場合の本則課税標準額は、その面積に対する評価額の3分の1の額となる。……特例率3分の1

(イ) 負担調整率表

区分		負担水準が			
①	住宅用地	1.0を超えるとき	①1.0未満のもの	②0.2未満のもの	
		※本則課税標準額	前年度課税標準額＋ 今年度本則課税 標準額の5%	今年度本則課税 標準額の20%	
②	商業地等の 宅地及び 宅地比準土地	①0.7を超えるもの	②0.6以上0.7以下 のもの	③0.6未満のもの	④0.2未満のもの
		※評価額×0.7	前年度課税標準額 (据え置き)	前年度課税標準額＋ 今年度評価額の5%	今年度評価額の20%

(注1)

負担水準とは、
$$\frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額又は本則課税標準額}}$$
(注2)

(注2)

本則課税標準額とは、次のとおり。

- ア 小規模住宅用地の場合は、評価額×1/6
- イ 一般住宅用地の場合は、評価額×1/3

ウ 調定の状況(令和5年度概要調書 令和5年4月1日現在)

区分 地目	課税標準額	税率	算出税額	調定額
	千円		千円	千円
田	7,398,579	1.4 100	103,580	
畑	1,082,855		15,160	
宅地	534,647,429		7,485,064	
鉱泉地	667		9	
池沼	4,181		59	
山林	1,579,095		22,107	
牧場	703		10	
原野	19,257		270	
雑種地	69,893,655		978,511	
計	614,626,421			

エ 土地異動通知処理状況(1月～12月)

区分 年	分筆	合筆	地目変換	地積訂正	所有権移転
	筆	筆	筆	筆	筆
28	4,938	1,616	2,945	621	27,326
29	5,240	1,486	3,056	755	25,775
30	4,849	1,247	2,867	616	27,003
元	4,643	1,293	2,899	477	27,603
2	3,989	1,319	2,753	1,001	31,591
3	3,824	1,148	2,759	985	32,171
4	3,647	1,158	2,301	1,879	33,809

オ 土地に関する令和5年度概要調書(令和5年4月1日現在)

納税義務者数	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
	155,674 人	17,119 人	138,555 人

区分 地目	地積				決定価格			課税標準額		
	非課税地積 (A)	総評価地積 (B)	法定免税点 未満のもの (B)-(D) (C)	法定免税点 以上のもの (D)	総額 (E)	法定免税点 未満のもの (E)-(G) (F)	法定免税点 以上のもの (G)	総額 (H)	法定免税点 未満のもの (H)-(J) (I)	法定免税点 以上のもの (J)
田	m ²	m ²	m ²	m ²	千円	千円	千円	千円	千円	千円
一般田	4,054,180	55,187,907	2,636,808	52,551,099	6,064,970	278,888	5,786,082	6,060,869	278,441	5,782,428
介在田・市 街化区域田	1,584	227,040	195	226,845	1,994,172	279	1,993,893	1,337,710	182	1,337,528
畑										
一般畑	1,493,225	20,205,030	1,997,887	18,207,143	844,170	79,181	764,989	844,061	79,179	764,882
介在畑・市 街化区域畑	620	62,501	398	62,103	345,677	1,511	344,166	238,794	1,057	237,737
宅地										
小規模 住宅用地		27,712,718	906,928	26,805,790	695,069,173	9,954,161	685,115,012	115,655,093	1,657,716	113,997,377
一般住宅 用地		12,960,552	73,197	12,887,355	210,232,028	243,715	209,988,313	69,974,763	81,178	69,893,585
住宅用地 以外の宅地		19,762,543	29,190	19,733,353	525,870,774	87,503	525,783,271	349,017,573	114,815	348,902,758
計	5,539,765	60,435,813	1,009,315	59,426,498	1,431,171,975	10,285,379	1,420,886,596	534,647,429	1,853,709	532,793,720
塩田	5,380									
鉱泉地	18	3		3	667		667	667		667
池沼	814,474	102,192	2,545	99,647	4,181	165	4,016	4,181	165	4,016
山林										
一般山林	17,059,521	97,131,582	9,162,967	87,968,615	1,579,107	137,394	1,441,713	1,579,095	137,393	1,441,702
介在山林										
牧場		18,836		18,836	703		703	703		703
原野	63,689	522,857	60,692	462,165	21,322	1,603	19,719	19,257	1,342	17,915
雑種地										
ゴルフ場の 用地		1,372,576		1,372,576	1,789,841		1,789,841	1,133,098		1,133,098
遊園地等の 用地										
鉄軌道 用地	56,726	854,244		854,244	6,931,562		6,931,562	2,874,166		2,874,166
その他の 雑種地	4,003,685	9,457,973	175,556	9,282,417	97,488,439	132,696	97,355,743	65,886,391	92,722	65,793,669
計	4,060,411	11,684,793	175,556	11,509,237	106,209,842	132,696	106,077,146	69,893,655	92,722	69,800,933
その他	96,978,579									
合計	130,071,446	245,578,554	15,046,363	230,532,191	1,548,236,786	10,917,096	1,537,319,690	614,626,421	2,444,190	612,182,231

筆数				単位当たり価格		区分
非課税 筆数 (K)	総評価筆数 (L)	法定免税点 未満のもの (L) - (N) (M)	法定免税点 以上のもの (N)	平均価格 (E) — (B) (O)	最高価格 (P)	
筆	筆	筆	筆	円/㎡	円/㎡	
28,649	77,210	4,571	72,639	110	195	一般田
1	547	5	542	8,783	60,813	介在田・市 街化区域田
6,659	33,234	4,364	28,870	42	114	一般畑
5	213	9	204	5,531	52,407	介在畑・市 街化区域畑
	175,483	9,516	165,967	25,081	333,410	小規模 住宅用地
	94,460	1,483	92,977	16,221	285,782	一般住宅 用地
	55,210	687	54,523	26,609	333,410	住宅用地 以外の宅地
15,144	325,153	11,686	313,467	23,861	333,410	計
24						塩田
1	1	0	1	222,333	202,164	鉱泉地
453	71	11	60	41	136	池沼
9,801	34,194	6,123	28,071	16	215	一般山林
						介在山林
	16		16	37	37	牧場
368	1,320	146	1,174	41	1,730	原野
	154		154	1,304	1,500	ゴルフ場の 用地
						遊園地等の 用地
393	1,865		1,865	8,114	111,821	鉄軌道 用地
6,152	25,812	1,619	24,193	10,308	277,673	その他の 雑種地
6,546	27,881	1,619	26,262	9,090	277,673	計
151,987						その他
219,638	499,840	28,534	471,306	6,304		合計

カ 地目区分による年度別評価状況(各年度4月1日現在) その1

(免税点以上のもの)

地目	年度	筆数	地積	決定価格	前年度比	課税標準額	前年度比	提示平均価額	平均価格	最高価格
		筆	m ²	千円	%	千円	%	円	円	円
田	元	76,016	54,611,937	7,830,438	94.8	7,250,517	95.7	110,018	110	195
	2	75,250	53,998,954	7,861,767	100.4	7,247,993	100.0	110,018	110	195
	3	74,385	53,364,790	7,640,478	97.2	7,058,138	97.4	109,960	110	195
	4	73,927	53,279,667	7,521,143	98.4	6,975,946	98.8	109,960	110	195
	5	73,181	52,777,944	7,779,975	103.4	7,119,956	102.1	109,960	110	195
畑	元	29,315	18,321,269	1,129,203	97.6	1,017,770	98.0	41,641	42	114
	2	29,165	18,244,085	1,151,081	101.9	1,032,464	101.4	41,641	42	114
	3	29,213	18,260,540	1,257,881	109.3	1,104,923	107.0	41,644	42	114
	4	29,158	18,340,875	1,140,568	90.7	1,025,849	92.8	41,644	42	114
	5	29,074	18,269,246	1,109,155	97.2	1,002,619	97.7	41,644	42	114
宅地	元	303,622	57,351,474	1,363,977,827	100.6	522,373,761	100.6	23,627	23,560	300,695
	2	306,309	58,046,810	1,373,274,380	100.7	526,274,236	100.7	23,627	23,437	300,819
	3	308,845	58,442,890	1,403,848,270	102.2	526,678,757	100.1	23,951	23,792	337,105
	4	311,648	59,087,829	1,407,928,016	100.3	531,906,303	101.0	23,951	23,601	333,755
	5	313,467	59,426,498	1,420,886,596	100.9	532,793,720	100.2	23,951	23,681	333,400
池沼	元	62	100,030	4,024	100.0	4,024	100.0		41	136
	2	62	100,030	4,024	100.0	4,024	100.0		41	136
	3	60	99,512	4,008	99.6	4,008	99.6		41	136
	4	60	99,647	4,016	100.2	4,016	100.2		41	136
	5	60	99,647	4,016	100.0	4,016	100.0		41	136
鉱泉地	元	2	7	2,721	100.0	2,721	100.0		388,714	620,575
	2	2	7	2,721	100.0	2,721	100.0		388,714	620,575
	3	2	7	2,697	99.1	2,697	99.1		385,286	614,989
	4	1	3	667	24.7	667	24.7		222,333	333,755
	5	1	3	667	100.0	667	100.0		222,333	202,164

地目	年度	筆数	地積	決定価格	前年度比	課税標準額	前年度比	提示平均価額	平均価格	最高価格
		筆	m ²	千円	%	千円	%	円	円	円
山林	元	28,050	86,755,618	1,414,049	99.8	1,414,011	99.8	16,186	16	215
	2	27,981	86,737,065	1,414,059	100.0	1,414,030	100.0	16,186	16	215
	3	28,029	86,746,733	1,413,690	100.0	1,413,652	100.0	16,179	16	215
	4	28,150	88,134,783	1,444,528	102.2	1,444,528	102.2	16,179	16	215
	5	28,071	87,968,615	1,441,702	99.8	1,441,702	99.8	16,179	16	215
牧場	元	16	18,836	703	100.0	703	100.0		37	37
	2	16	18,836	703	100.0	703	100.0		37	37
	3	16	18,836	703	100.0	703	100.0		37	37
	4	16	18,836	703	100.0	703	100.0		37	37
	5	16	18,836	703	100.0	703	100.0		37	37
原野	元	1,172	452,297	19,575	99.8	17,847	99.8		41	1,800
	2	1,187	461,169	19,768	101.0	18,041	101.1		41	1,787
	3	1,168	453,879	19,533	98.8	17,702	98.1		41	1,787
	4	1,175	460,315	19,769	101.2	17,941	101.4		41	1,744
	5	1,174	462,165	19,719	99.7	17,915	99.9		41	1,744
雑種地	元	24,995	10,954,975	102,704,432	100.6	68,558,344	100.6		9,238	162,530
	2	25,294	10,869,440	102,127,772	99.4	68,181,792	99.5		9,261	247,940
	3	25,847	11,063,279	105,424,829	103.2	69,076,162	101.3		9,397	277,673
	4	25,979	11,382,417	105,619,901	100.2	69,408,532	100.5		9,152	277,673
	5	26,262	11,509,237	106,077,146	100.4	69,800,933	100.6		9,090	277,673
計	元	463,250	228,566,443	1,477,082,972	100.5	600,639,698	100.5		6,095	
	2	465,266	228,476,396	1,485,856,275	100.6	604,176,004	100.6		6,135	
	3	467,565	228,450,466	1,519,612,089	102.3	605,356,742	100.2		6,279	
	4	470,114	230,804,372	1,523,679,311	100.3	610,784,470	100.9		6,240	
	5	471,306	230,532,191	1,537,319,690	100.9	612,182,231	100.2		6,304	

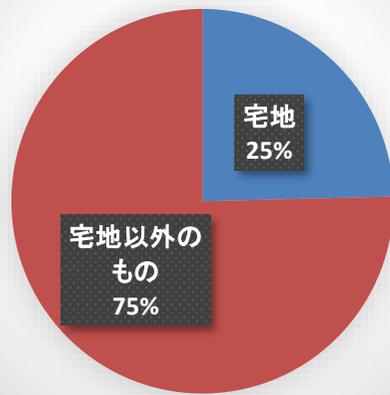
キ 宅地の用途別地区別価格調(令和5年4月1日現在)

区分 地区別		納税義務者数		地積		決定価格		最高価格地の所在地
		個人	法人	個人 (A)	法人 (B)	個人 (C)	法人 (D)	
商業地区	繁華街	人 216	人 108	m ² 38,410	m ² 39,574	千円 8,071,964	千円 8,474,599	丸亀町1-3
	高度商業地区Ⅰ							
	高度商業地区Ⅱ	62	104	11,389	101,787	2,140,840	24,972,554	鍛冶屋町3
	普通商業地区	3,506	901	1,427,004	1,323,345	71,302,358	70,420,419	番町一丁目8-4
	計	3,784	1,113	1,476,803	1,464,706	81,515,162	103,867,572	
住宅地区	併用住宅地区	7,538	1,248	3,510,670	1,967,294	139,858,778	75,727,902	紺屋町3-10
	高級住宅地区	501	70	112,259	34,340	18,806,297	5,719,508	番町三丁目12-6
	普通住宅地区	58,764	2,181	21,518,305	3,297,693	548,168,353	78,115,636	錦町二丁目15-31
	計	66,803	3,499	25,141,234	5,299,327	706,833,428	159,563,046	
工業地区	大工場地区		1		197,653		1,909,329	香西北町747-35
	中小工場地区	192	276	119,418	1,546,491	1,608,227	18,275,275	北浜町2-1
	家内工場地区							
	計	192	277	119,418	1,744,144	1,608,227	20,184,604	
村落地区	集団地区	45,710	1,598	19,799,938	3,073,942	301,514,379	41,655,223	多肥上町1397-3
	村落地区	1,491	86	969,846	253,500	3,036,371	922,922	植松町25-5
	計	47,201	1,684	20,769,784	3,327,442	304,550,750	42,578,145	
	農業用施設の用に供する宅地	42	4	72,313	11,327	164,491	21,171	牟礼町原1009-4
	合計	118,022	6,577	47,579,552	11,846,946	1,094,672,058	326,214,538	

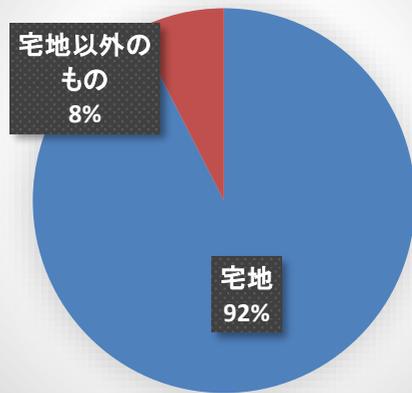
課税標準額		筆数		単位当たり価格				区分 地区別	
個人	法人	個人	法人	平均価格		最高価格			
				個人 (C)/(A)	法人 (D)/(B)	個人	法人		
千円	千円	筆	筆	円/㎡	円/㎡	円/㎡	円/㎡		
3,525,014	4,746,931	284	239	210,153	214,146	333,410	333,410	繁華街	商業地区
863,200	15,188,180	92	308	187,974	245,341	319,192	325,946	高度商業地区Ⅰ	
34,896,862	37,673,546	5,761	2,611	49,966	53,214	227,684	227,715	高度商業地区Ⅱ 普通商業地区	
39,285,076	57,608,657	6,137	3,158	55,197	70,914	333,410	333,410	計	
63,308,878	46,530,583	13,254	4,042	39,838	38,493	184,040	175,804	併用住宅地区	住宅地区
4,889,916	2,508,975	677	137	167,526	166,555	187,101	189,043	高級住宅地区	
153,332,315	39,511,733	95,702	7,525	25,475	23,688	139,405	138,325	普通住宅地区	
221,531,109	88,551,291	109,633	11,704	28,115	30,110	187,101	189,043	計	
955,787	12,603,331	314	697	13,467	11,817	34,559	36,515	大工場地区	工業地区
	1,189,872		4		9,660		9,660	中小工場地区	
	12,603,331	314	697	13,467	11,817	34,559	36,515	家内工場地区	
955,787	13,793,203	314	701	13,467	11,573	34,559	36,515	計	
84,210,356	24,968,249	74,535	5,752	15,228	13,551	44,064	40,190	集団地区	村落地区
1,163,015	599,343	2,551	251	3,131	3,641	14,915	14,590	村落地区	
85,373,371	25,567,592	77,086	6,003	14,663	12,796	44,064	40,190	計	
112,814	14,820	109	11	2,275	1,869	2,356	2,356	農業用施設の用に 供する宅地	
347,258,157	185,535,563	193,279	21,577	23,007	27,536	333,410	333,410	合計	

(参考)

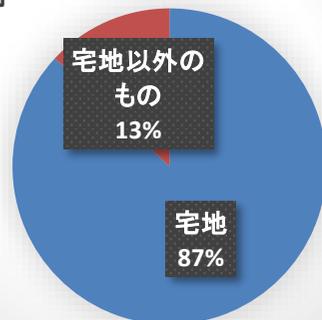
評価総地積245,928,299 m^2



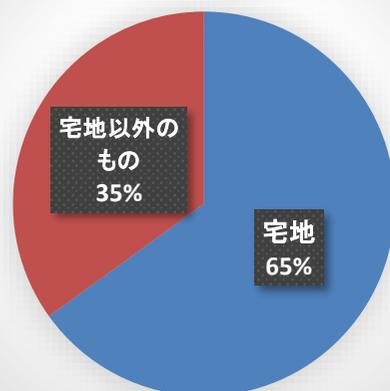
決定価格1,548,236,786円



免税点以上の
課税標準額
614,626,421円



評価総筆数498,840筆



(5)家屋

ア 評価及び課税の概要

(ア)在来分家屋の評価

令和5年度は、地方税法第341条第7号に規定する第2年度に該当するので、在来分家屋については、令和4年度の評価額をもって令和5年度の評価額とした。ただし、地方税法第349条第2項ただし書きに規定する家屋については、基準年度の価格に比準して求めた価格をもって令和5年度の評価額とした。

(イ)新增築分家屋の評価

新增築分家屋については、令和2年6月に改正された新評価基準によって再建築費評点数を算出し、損耗の状況による減点補正率、需給事情による減点補正率(所在地域減点補正率)及び評点1点当たりの価額をそれぞれ乗じて求めた価額をもって、令和5年度の評価額とした。

(ウ)令和4年中の家屋増減状況

区分	棟数	床面積	決定価格	単位当たり価格	
				千円	円
増	棟	m ²			
	木造	1,644	186,157	14,564,723	78,239
	非木造	406	189,712	18,420,275	97,096
	計	2,050	375,869	32,984,998	87,757
減	木造	1,328	95,945	790,587	8,240
	非木造	384	113,415	3,072,315	27,089
	計	1,712	209,360	3,862,902	18,451
計	木造	316	90,212	13,774,136	-
	非木造	22	76,297	15,347,960	-
	計	338	166,509	29,122,096	-

イ 調定の状況(令和5年度概要調査 令和5年4月1日現在)

課税標準額	税率	算出税額	年税額	軽減税額	調定額
千円		千円	千円	千円	千円
1,134,575,245	$\frac{1.4}{100}$	15,884,053	15,859,571	558,947	15,300,624

ウ 家屋異動処理状況(1~12月)

(単位:件)

区分	所有権移転	新築	増築	取りこわし
年				
30	9,670	2,046	64	2,033
元	10,731	2,082	56	2,040
2	11,936	2,026	57	1,739
3	12,188	1,992	62	1,818
4	12,736	2,050	46	1,712

エ 住宅に対する軽減状況(令和5年4月1日現在)

(単位:件、千円)

区分	件数	軽減税額
法附則第15条の6第1項該当のもの	4,074	205,096
法附則第15条の6第2項該当のもの	4,406	165,780
法附則第15条の7第1項該当のもの	2,804	174,306
法附則第15条の7第2項該当のもの	5	392
法附則第15条の8第1項該当のもの	0	86
法附則第15条の8第2項該当のもの	351	10,208
法附則第15条の9第1項該当のもの	0	0
法附則第15条の9第4項該当のもの	2	57
法附則第15条の9第5項該当のもの	0	0
法附則第15条の9第9項該当のもの	0	0
法附則第15条の10第1項該当のもの	4	3,023
計	11,646	558,948

オ 家屋に関する令和5年度概要調書(令和5年4月1日現在)

納税義務者数	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
	147,905 人	5,839 人	142,516 人

区分 家屋の種類		棟数			床面積			決定価格			
		総数 (A)	法定 免税点 未満の もの (B)	法定 免税点 以上の もの (C)	総数 (D)	法定 免税点 未満の もの (E)	法定 免税点 以上の もの (F)	総数 (G)	法定 免税点 未満の もの (H)	法定 免税点 以上の もの (I)	
木造	専用住宅	棟 124,489	棟 3,480	棟 121,009	㎡ 12,827,127	㎡ 208,055	㎡ 12,619,072	千円 317,323,083	千円 266,461	千円 317,056,622	
	共同住宅・ 寄宿舎	2,333	4	2,329	612,842	220	612,622	25,621,392	446	25,620,946	
	併用 住宅	住宅部分	3,346	143	3,203	79,363	242	79,121	2,552,699	239	2,552,460
		その他の 用の部分	3,346	143	3,203	290,948	7,683	283,265	3,322,133	13,948	3,308,185
		小計	3,346	143	3,203	370,311	7,925	362,386	5,874,832	14,187	5,860,645
	旅館・料亭・ ホテル	94	0	94	11,147	0	11,147	255,052	0	255,052	
	事務所・ 銀行・店舗	2,287	58	2,229	213,301	2,355	210,946	6,219,917	9,343	6,210,574	
	劇場・病院	126	1	125	21,737	28	21,709	813,905	30	813,875	
	工場・倉庫	1,992	135	1,857	156,831	6,443	150,388	1,095,916	10,423	1,085,493	
	土蔵	46	6	40	2,495	215	2,280	29,579	216	29,363	
	附属家	20,860	3,306	17,554	972,628	106,626	866,002	4,263,408	108,064	4,155,344	
	計	155,573	7,133	148,440	15,188,419	331,867	14,856,552	361,497,084	409,170	361,087,914	
木造 以外	事務所・店舗・ 百貨店・銀行	8,002	26	7,976	4,125,785	724	4,125,061	243,551,390	3,202	243,548,188	
	住宅・アパート	28,007	166	27,841	8,039,199	3,662	8,035,537	403,910,505	17,269	403,893,236	
	ホテル・病院	700	0	700	727,933	0	727,933	50,024,629	0	50,024,629	
	工場・倉庫・ 市場	14,789	257	14,532	3,806,449	8,171	3,798,278	68,596,081	28,497	68,567,584	
	その他	5,216	294	4,922	457,021	7,307	449,714	10,297,975	26,562	10,271,413	
	計	56,714	743	55,971	17,156,387	19,864	17,136,523	776,380,580	75,530	776,305,050	
合計	212,287	7,876	204,411	32,344,806	351,731	31,993,075	1,137,877,664	484,700	1,137,392,964		

単位当たり価格			区分	
$\frac{(G)}{(D)}$	$\frac{(H)}{(E)}$	$\frac{(I)}{(F)}$	家屋の種類	
円	円	円		
24,738	1,281	25,125	専用住宅	
41,808	2,027	41,822	共同住宅・ 寄宿舎	
32,165	988	32,260	住宅部分	併用住宅
11,418	1,815	11,679	その他の 用の部分	
15,865	1,790	16,172	小計	
22,881	0	22,881	旅館・料亭・ ホテル	
29,160	3,967	29,442	事務所・ 銀行・店舗	
37,443	1,071	37,490	劇場・病院	
6,988	1,618	7,218	工場・倉庫	
11,855	1,005	12,879	土蔵	
4,383	1,013	4,798	附属家	
23,801	1,233	24,305	計	
59,032	4,423	59,041	事務所・店舗・ 百貨店・銀行	
50,243	4,716	50,263	住宅・アパート	
68,721	0	68,721	ホテル・病院	
18,021	3,488	18,052	工場・倉庫・ 市場	
22,533	3,635	22,840	その他	
45,253	3,802	45,301	計	
35,180	1,378	35,551	合計	

カ 用途区分による年度別評価状況(各年度4月1日現在)

(ア) 木造

用途	年度	棟数		床面積		決定価格		平均価格
		総数	前年度比	総数	前年度比	総数	前年度比	
		棟	%	m ²	%	千円	%	円
専用住宅	元	122,390	100.3	12,452,789	100.7	289,171,618	104.0	23,221
	2	122,761	100.3	12,541,149	100.7	300,952,889	104.1	23,997
	3	123,402	100.5	12,640,867	100.8	292,096,853	97.1	23,107
	4	123,991	100.5	12,740,648	100.8	305,086,992	104.4	23,946
	5	124,489	100.4	12,827,127	100.7	317,323,083	104.0	24,738
共同住宅 寄宿舎	元	2,217	102.9	547,629	105.2	22,189,940	110.1	40,520
	2	2,267	102.3	571,748	104.4	24,052,738	108.4	42,069
	3	2,306	101.7	592,621	103.7	23,838,983	99.1	40,226
	4	2,316	100.4	600,832	101.4	24,584,785	103.1	40,918
	5	2,333	100.7	612,842	102.0	25,621,392	104.2	41,808
併用住宅	元	3,538	98.6	384,776	95.3	5,651,825	102.2	14,689
	2	3,504	99.0	382,681	99.5	5,808,935	102.8	15,180
	3	3,432	97.9	377,052	98.5	5,568,111	95.9	14,767
	4	3,393	98.9	374,847	99.4	5,769,712	103.6	15,392
	5	3,346	98.6	370,311	98.8	5,874,832	101.8	15,865
旅館 料亭 ホテル	元	86	101.2	10,328	101.0	169,107	104.2	16,374
	2	85	98.8	10,134	98.1	167,095	98.8	16,489
	3	87	102.4	10,517	103.8	201,233	120.4	19,134
	4	86	98.9	10,494	99.8	200,936	99.9	19,148
	5	94	109.3	11,147	106.2	255,052	126.9	22,881
事務所 銀行 店舗	元	2,154	102.2	189,950	102.6	5,475,027	108.1	28,824
	2	2,177	101.1	196,691	103.5	5,721,687	104.5	29,090
	3	2,226	102.3	206,158	104.8	5,650,327	98.8	27,408
	4	2,263	101.7	211,006	102.4	5,965,875	105.6	28,273
	5	2,287	101.1	213,301	101.1	6,219,917	104.3	29,160
劇場 病院	元	112	100.9	18,601	102.2	661,336	105.4	35,554
	2	119	106.3	19,898	107.0	730,765	110.5	36,726
	3	122	102.5	20,649	103.8	712,132	97.5	34,487
	4	125	102.5	21,332	103.3	773,384	108.6	36,255
	5	126	100.8	21,737	101.9	813,905	105.2	37,443
工場 倉庫	元	1,906	100.9	153,842	100.8	873,366	105.5	5,677
	2	1,923	100.9	154,230	100.3	928,643	106.3	6,021
	3	1,945	101.1	154,790	100.4	947,258	102.0	6,120
	4	1,967	101.1	155,677	100.6	1,016,690	107.3	6,531
	5	1,992	101.3	156,831	100.7	1,095,916	107.8	6,988

用途	年度	棟数		床面積		決定価格		平均価格
		総数	前年度比	総数	前年度比	総数	前年度比	
		棟	%	m ²	%	千円	%	円
土蔵	元	50	100.0	2,684	100.0	36,238	100.0	13,501
	2	50	100.0	2,684	100.0	36,238	100.0	13,501
	3	48	96.0	2,598	96.8	30,357	83.8	11,685
	4	46	95.8	2,495	96.0	29,579	97.4	11,855
	5	46	100.0	2,495	100.0	29,579	100.0	11,855
附属家	元	21,881	98.6	1,016,443	98.8	4,422,249	101.0	4,351
	2	21,621	98.8	1,002,177	98.6	4,413,806	99.8	4,404
	3	21,377	98.9	992,490	99.0	4,267,919	96.7	4,300
	4	21,118	98.8	983,196	99.1	4,267,257	100.0	4,340
	5	20,860	98.8	972,628	98.9	4,263,408	99.9	4,383
合計	元	154,334	100.1	14,777,042	100.8	328,650,706	104.4	22,241
	2	154,507	100.1	14,881,392	100.7	342,812,796	104.3	23,036
	3	154,945	100.3	14,997,742	100.8	333,313,173	97.2	22,224
	4	155,305	100.2	15,100,527	100.7	347,695,210	104.3	23,025
	5	155,573	100.2	15,188,419	100.6	361,497,084	104.0	23,801

(イ) 木造以外

用途	年度	棟数		床面積		決定価格		平均価格
		総数	前年度比	総数	前年度比	総数	前年度比	
		棟	%	m ²	%	千円	%	円
事務所	元	8,139	99.6	4,097,114	99.7	234,722,590	100.3	57,290
店舗	2	8,133	99.9	4,119,320	100.5	238,367,964	101.6	57,866
百貨店	3	8,085	99.4	4,146,503	100.7	241,501,367	101.3	58,242
銀行	4	8,035	99.4	4,135,814	99.7	241,972,019	100.2	58,507
	5	8,002	99.6	4,125,785	99.8	243,551,390	100.7	59,032
住宅	元	27,682	100.4	7,785,633	100.9	378,363,308	102.2	48,598
アパート	2	27,760	100.3	7,863,759	101.0	387,519,043	102.4	49,279
	3	27,877	100.4	7,931,958	100.9	389,028,450	100.4	49,046
	4	27,905	100.1	7,964,488	100.4	393,958,568	101.3	49,464
	5	28,007	100.4	8,039,199	100.9	403,910,505	102.5	50,243
ホテル	元	701	99.6	706,668	100.4	47,030,358	103.8	66,552
病院	2	702	100.1	720,261	101.9	48,828,106	103.8	67,792
	3	699	99.6	713,532	99.1	47,310,708	96.9	66,305
	4	696	99.6	709,990	99.5	47,755,070	100.9	67,262
	5	700	100.6	727,933	102.5	50,024,629	104.8	68,721
工場	元	14,780	99.7	3,738,381	100.2	61,108,261	102.8	16,346
倉庫	2	14,704	99.5	3,775,441	101.0	66,372,343	108.6	17,580
市場	3	14,754	100.3	3,789,198	100.4	65,344,661	98.5	17,245
	4	14,973	101.5	3,790,704	100.0	66,309,991	101.5	17,493
	5	14,789	98.8	3,806,449	100.4	68,596,081	103.4	18,021
その他	元	5,430	98.5	508,350	99.4	13,054,866	100.5	25,681
	2	5,366	98.8	503,949	99.1	13,017,427	99.7	25,831
	3	5,265	98.1	475,698	94.4	10,578,671	81.3	22,238
	4	5,230	99.3	470,979	99.0	10,517,213	99.4	22,331
	5	5,216	99.7	457,021	97.0	10,297,975	97.9	22,533
合計	元	56,732	99.9	16,836,146	100.4	734,279,383	101.7	43,613
	2	56,665	99.9	16,982,730	100.9	754,104,883	102.7	44,404
	3	56,680	100.0	17,056,889	100.4	753,763,857	100.0	44,191
	4	56,839	100.3	17,071,975	100.1	760,512,861	100.9	44,547
	5	56,714	99.8	17,156,387	100.5	776,380,580	102.1	45,253

(ウ)合計

年度	棟数		床面積		決定価格		平均価格
	総数	前年度比	総数	前年度比	総数	前年度比	
	棟	%	m ²	%	千円	%	円
元	211,066	100.0	31,613,188	100.5	1,062,930,089	102.5	33,623
2	211,172	100.1	31,864,122	100.8	1,096,917,679	103.2	34,425
3	211,625	100.2	32,054,631	100.6	1,087,077,030	99.1	33,913
4	212,144	100.2	32,172,502	100.4	1,108,208,071	101.9	34,446
5	212,287	100.1	32,344,806	100.5	1,137,877,664	102.7	35,180

キ 所有区分による家屋に関する調(令和5年4月1日現在)

区分		個人が所有する家屋			法人が所有する家屋		
		総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの	総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
納税義務者 (人)		141,202	5,240	135,962	6,703	149	6,554
棟数	木造 (棟)	151,488	7,053	144,435	4,085	80	4,005
	木造以外 (棟)	41,556	665	40,891	15,158	78	15,080
	計 (棟)	193,044	7,718	185,326	19,243	158	19,085
床面積	木造 (㎡)	14,692,614	326,934	14,365,680	495,805	4,933	490,872
	木造以外 (㎡)	8,356,775	17,158	8,339,617	8,799,612	2,706	8,796,906
	計 (㎡)	23,049,389	344,092	22,705,297	9,295,417	7,639	9,287,778
決定価格	木造 (千円)	346,418,943	397,827	346,021,116	15,078,141	11,343	15,066,798
	木造以外 (千円)	347,535,697	67,158	347,468,539	428,844,883	8,372	428,836,511
	計 (千円)	693,954,640	464,985	693,489,655	443,923,024	19,715	443,903,309
単位当たり価格	木造 (円)	23,578	1,217	24,087	30,411	2,299	30,694
	木造以外 (円)	41,587	3,914	41,665	48,735	3,094	48,749
	計 (円)	30,107	1,351	30,543	47,757	2,581	47,794

合計			区分	
総数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの		
147,905	5,389	142,516	納税義務者 (人)	
155,573	7,133	148,440	木造 (棟)	棟数
56,714	743	55,971	木造以外 (棟)	
212,287	7,876	204,411	計 (棟)	
15,188,419	331,867	14,856,552	木造 (㎡)	床面積
17,156,387	19,864	17,136,523	木造以外 (㎡)	
32,344,806	351,731	31,993,075	計 (㎡)	
361,497,084	409,170	361,087,914	木造 (千円)	決定価格
776,380,580	75,530	776,305,050	木造以外 (千円)	
1,137,877,664	484,700	1,137,392,964	計 (千円)	
23,801	1,233	24,305	木造 (円)	単位当たり価格
45,253	3,802	45,301	木造以外 (円)	
35,180	1,378	35,551	計 (円)	

(6)償却資産

ア 評価の概要

一般償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき、前年中に取得された償却資産については当該償却資産の取得価額を、前年前に取得された償却資産については当該償却資産の前年度の評価額を基準とし、当該償却資産の耐用年数に応じた減価率を乗じて得た額を控除した額をもって、令和5年度評価額とした。

イ 調定の状況(令和5年度概要調書 令和5年4月28日現在)

区分	課税標準額	税率	算出税額	調定額
	千円		千円	千円
市長決定分	184,753,402	1.4	2,586,548	2,568,661
大臣配分	56,615,452	100	792,610	792,610
知事配分	2,424,730		33,946	33,946
計	243,793,584		3,413,104	3,395,217

ウ 年度別評価状況(令和5年度概要調書 令和5年5月1日現在)

種類	年度	R元		R2		R3	
		決定価格	構成比	決定価格	構成比	決定価格	構成比
		千円	%	千円	%	千円	%
構築物		45,235,063	17.9	51,005,879	19.3	48,434,284	19.0
機械及び装置		87,551,620	34.6	93,600,332	35.3	90,677,829	35.4
船舶		2,633,617	1.0	2,308,523	0.9	2,318,273	0.9
航空機		341,287	0.1	453,039	0.2	469,818	0.2
車両及び運搬具		801,368	0.3	1,170,995	0.4	1,003,585	0.4
工具、器具 及び備品		42,297,660	16.7	47,972,667	18.1	44,432,081	17.4
小計		178,860,615	70.7	196,511,435	74.2	187,335,870	73.3
法 三 八 九 条	総務大臣が 決定したもの	70,742,423	28.0	65,371,683	24.7	63,840,465	25.0
	県知事が 決定したもの	3,278,294	1.3	3,051,469	1.1	4,293,477	1.7
	小計	74,020,717	29.3	68,423,152	25.8	68,133,942	26.7
合計		252,881,332	100.0	264,934,587	100.0	255,469,812	100.0
指数		105.4 %		104.8 %		101.0 %	
前年度比		105.4 %		104.8 %		96.4 %	

R4		R5		年度	
決定価格	構成比	決定価格	構成比	種類	
千円	%	千円	%		
51,432,860	19.7	52,474,695	20.3	構築物	
91,876,349	35.2	90,712,645	35.1	機械及び装置	
1,648,775	0.6	1,524,308	0.6	船舶	
735,920	0.3	727,272	0.3	航空機	
1,031,207	0.4	911,788	0.4	車両及び運搬具	
46,330,691	17.7	45,458,905	17.6	工具、器具 及び備品	
193,055,802	73.9	191,809,613	74.3	小計	
63,890,264	24.4	62,091,587	24.0	総務大臣が 決定したもの	法 三 八 九 条
4,413,835	1.7	4,399,810	1.7	県知事が 決定したもの	
68,304,099	26.1	66,491,397	25.7	小計	
261,359,901	100.0	258,301,010	100.0	合計	
103.4 %		102.1 %		指数	
102.3 %		98.8 %		前年度比	

エ 段階別納税義務者数等の比較(令和5年度概要調書 令和5年5月1日現在)

課税標準額	年度	R5		R4	
		納税義務者数	課税標準額	納税義務者数	課税標準額
		人	千円	人	千円
(150万円 未満のもの)		(3,480)	(1,829,151)	(3,414)	1,741,632
150万円 以上 160万円 未満のもの		106	164,211	104	161,361
160万円 以上 170万円 未満のもの		113	185,945	93	153,865
170万円 以上 180万円 未満のもの		104	181,906	95	166,318
180万円 以上 190万円 未満のもの		87	161,243	88	162,984
190万円 以上 200万円 未満のもの		91	177,480	75	146,258
200万円 以上 300万円 未満のもの		726	1,790,719	732	1,805,880
300万円 以上 1,000万円 未満のもの		1,931	10,733,572	1,899	10,795,667
1,000万円 以上 2,000万円 未満のもの		697	9,829,693	738	10,378,934
2,000万円 以上 3,000万円 未満のもの		332	8,104,957	315	7,807,320
3,000万円 以上 1億円未満のもの		514	26,681,788	520	26,608,391
1億円 以上のもの		289	185,782,062	293	188,711,078
合計		4,990	243,793,576	4,952	246,898,056

(注) 合計には、課税標準額が150万円未満のものは含まない。

増減		年度
納税義務者数	課税標準額	
人	千円	
66	87,519	(150万円 未満のもの)
2	2,850	150万円 以上 160万円 未満のもの
20	32,080	160万円 以上 170万円 未満のもの
9	15,588	170万円 以上 180万円 未満のもの
△ 1	△ 1,741	180万円 以上 190万円 未満のもの
16	31,222	190万円 以上 200万円 未満のもの
△ 6	△ 15,161	200万円 以上 300万円 未満のもの
32	△ 62,095	300万円 以上 1,000万円 未満のもの
△ 41	△ 549,241	1,000万円 以上 2,000万円 未満のもの
17	297,637	2,000万円 以上 3,000万円 未満のもの
△ 6	73,397	3,000万円 以上 1億円未満のもの
△ 4	△ 2,929,016	1億円 以上のもの
38	△ 3,104,480	合計

オ 個人・法人別納税義務者数の推移

種別	年度 区分	元		2		3		4		5	
		納税義務者数	構成比								
個人		649	14.6	770	16.5	815	18.6	891	18.0	923	18.5
法人		3,801	85.4	3,886	83.5	3,574	81.4	4,061	82.0	4,067	81.5
計		4,450	100.0	4,656	100.0	4,389	100.0	4,952	100.0	4,990	100.0

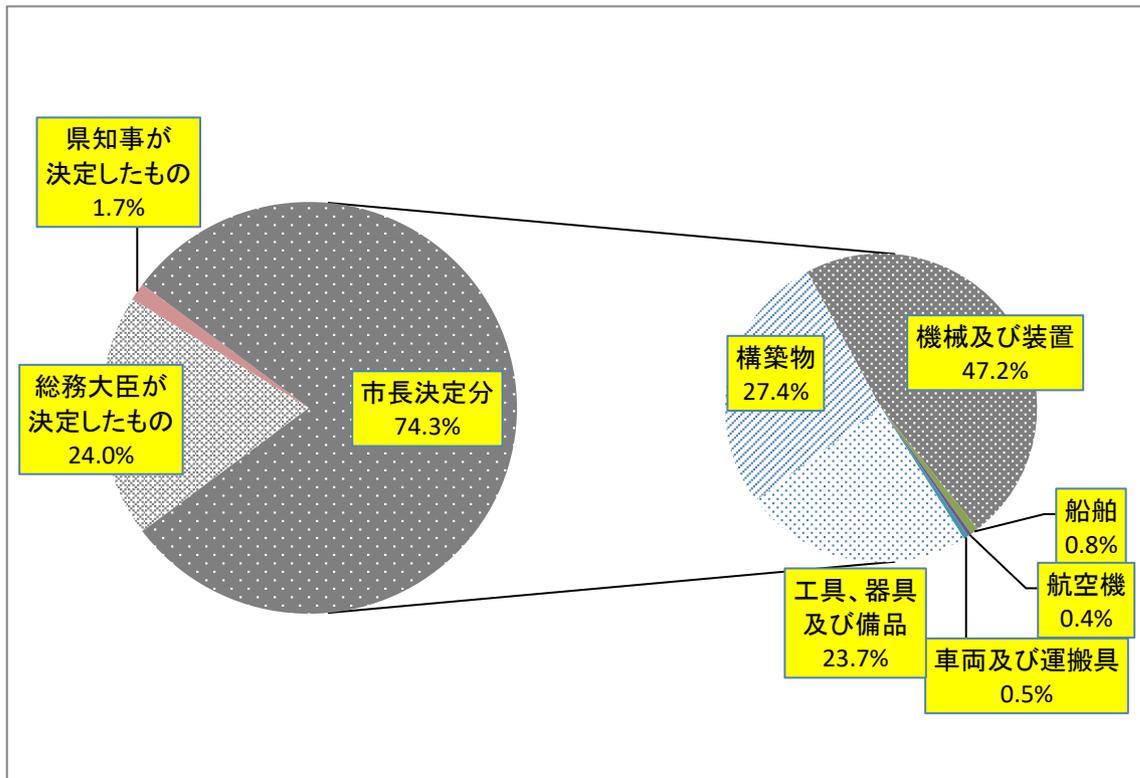
カ 個人・法人別課税標準額の推移

種別	年度 区分	元		2		3		4		5	
		課税標準額	構成比								
個人		5,454,353	2.3	5,973,725	2.4	5,890,844	2.5	5,992,237	2.4	5,860,011	2.4
法人		232,524,373	97.7	246,586,427	97.6	229,596,185	97.5	240,905,819	97.6	237,933,573	97.6
計		237,978,726	100.0	252,560,152	100.0	235,487,029	100.0	246,898,056	100.0	243,793,584	100.0

キ 令和5年度償却資産決定価格構成比

償却資産

258,301,010千円



(7) 国有資産等所在市町村交付金

ア 年度別調定の状況(令和5年4月1日現在)

年度	区分	台帳価格	算定標準額	税率	交付金	団体数
		千円	千円		千円	
元		43,721,162	16,063,273		224,884	18
2		43,582,856	16,087,866	$\frac{1.4}{100}$	225,229	17
3		48,398,468	18,476,407		258,668	17
4		48,254,734	18,431,412		258,038	17
5		47,454,657	18,190,466		254,665	17

イ 交付金の状況(令和5年度)

区分			国有資産		公有資産		交付金額計
			算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅に係るもの	1/6の適用があるもの	千円 683,788	円 9,572,900	千円 1,942,487	円 27,194,800	円 36,767,700
		1/3の適用があるもの	97,555	1,365,700	140,072	1,961,000	3,326,700
		2/5の適用があるもの	858,273	12,015,700	6,920,567	96,887,900	108,903,600
	住宅以外のもの		60,062	840,700	3,371,470	47,200,600	48,041,300
	計		1,699,678	23,795,000	12,374,596	173,244,300	197,039,300
空港の用に供する固定資産	住宅に係るもの	1/6の適用があるもの					0
		1/3の適用があるもの					0
		2/5の適用があるもの					0
	住宅以外のもの	1/2の適用があるもの	3,989,302	55,850,100			55,850,100
		1/4の適用があるもの					0
計		3,989,302	55,850,100	0	0	55,850,100	
国有林野に係る土地			81,392	1,139,400			1,139,400
水道施設等の用に供する固定資産 (地方公営企業に係るもので、ダム以外のものの用に供する土地)					45,498	636,900	636,900
合計			5,770,372	80,784,500	12,420,094	173,881,200	254,665,700

3 軽自動車税(種別割)

(1) 課税の概要

ア 原動機付自転車及び小型特殊自動車については、申告の際に端末装置により生年月日・住所の確認を行うことで、また、四国運輸局香川運輸支局及び軽自動車検査協会香川主管事務所受付の二輪の小型自動車及び軽自動車については、個人の場合は住民票記載事項証明書等、法人の場合は営業証明書等の添付を求めることで、正確な納税義務者の把握に努めた。

イ 軽自動車税(原動機付自転車及び小型特殊自動車を除く。)の申告受付事務については、(社)全国軽自動車協会連合会香川県事務取扱所に委託し、事務の簡素化を図った。

ウ 軽自動車(原動機付自転車及び小型特殊自動車を除く。)の初度検査年月については、地方公共団体情報システム機構から軽自動車検査情報の提供を受け、正確な課税に努めた。

(2) 税率(令和5年度)

区分		税率(年額)				
原動機付自転車	(ア) 総排気量50cc以下又は定格出力0.6kw以下	2,000 円				
	(イ) 二輪のもので総排気量50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下	2,000 円				
	(ウ) 二輪のもので総排気量90ccを超え125cc以下又は定格出力0.8kwを超え1.0kw以下	2,400 円				
	(エ) ミニカー 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5m以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5m以下の三輪のものを除く。)で総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下	3,700 円				
軽自動車	(ア) 二輪のもの(側車付のものを含む。)	3,600 円				
		平成27年3月31日以前に最初の新規検査 ※【重課税率】の対象外	平成27年4月1日以降に最初の新規検査	【重課税率】最初の新規検査から13年経過		
	(イ) 三輪のもの	3,100 円	3,900 円	4,600 円		
	(ウ) 四輪以上のもの	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
			自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
		貨物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
自家用			4,000 円	5,000 円	6,000 円	
小型特殊自動車	(ア) 農耕作業用のもの	2,400 円				
	(イ) その他のもの	5,900 円				
二輪の小型自動車		6,000 円				

(3) 軽自動車税(種別割)調定額等調 (各年7月1日現在)

区分	年度	元		2		3		4		
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	
原動機付自転車	50cc以下又は0.6kW以下	23,856	47,712	22,711	45,422	21,878	43,756	21,046	42,092	
	90cc以下又は0.8kW以下	2,452	4,904	2,369	4,738	2,385	4,770	2,377	4,754	
	125cc以下又は1.0kW以下	6,148	14,755	6,380	15,312	6,651	15,962	6,921	16,610	
	ミニカー	362	1,339	381	1,410	404	1,495	417	1,544	
	小計	32,818	68,710	31,841	66,882	31,318	65,983	30,761	65,000	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪	4,612	16,603	4,639	16,700	4,829	17,384	5,060	18,215	
	三輪	11	49	10	45	11	49	9	40	
	四輪乗用	営業用	21	147	22	155	25	170	20	136
		自家用	97,320	881,797	99,078	924,829	100,606	967,781	101,467	1,013,074
	四輪貨物	営業用	965	3,407	981	3,557	1,039	3,808	1,084	4,044
		自家用	26,881	132,402	26,776	133,723	26,765	135,285	26,840	137,470
	雪上車	0	0	0	0	0	0	0	0	
	農耕作業用のもの	5,657	13,577	5,582	13,397	5,592	13,421	5,506	13,214	
その他のもの	556	3,280	559	3,298	580	3,422	604	3,564		
小計	136,023	1,051,262	137,647	1,095,704	139,447	1,141,320	140,590	1,189,757		
二輪小型自動車		5,133	30,798	5,313	31,878	5,607	33,642	5,882	35,292	
合計		173,974	1,150,770	174,801	1,194,464	176,372	1,240,945	177,233	1,290,049	

【軽課税率(グリーン化特例)】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例(軽課)を適用。

				税率(年額)		
				①	②	③
軽自動車	(ア) 三輪のもの	乗用	営業用	1,000 円	2,000 円	3,000 円
		その他		1,000 円		
	(イ) 四輪以上のもの	乗用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
			自家用	2,700 円		
		貨物	営業用	1,000 円		
			自家用	1,300 円		

① 電気軽自動車

天然ガス軽自動車 : 平成30年排出ガス規制適合、又は、平成21年排出ガス規制適合かつNOx(窒素酸化物)10%低減達成車に限る
燃料電池軽自動車 : 乗用自家用に限る

② 令和12年度燃費基準90%達成車

③ 令和12年度燃費基準70%達成車

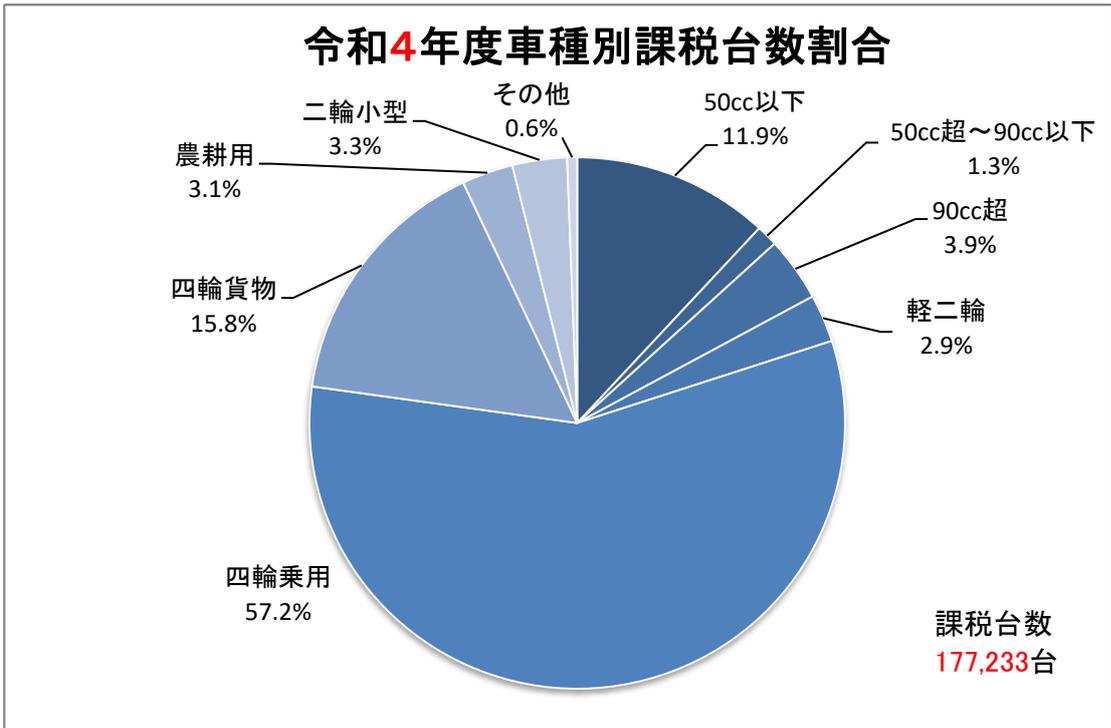
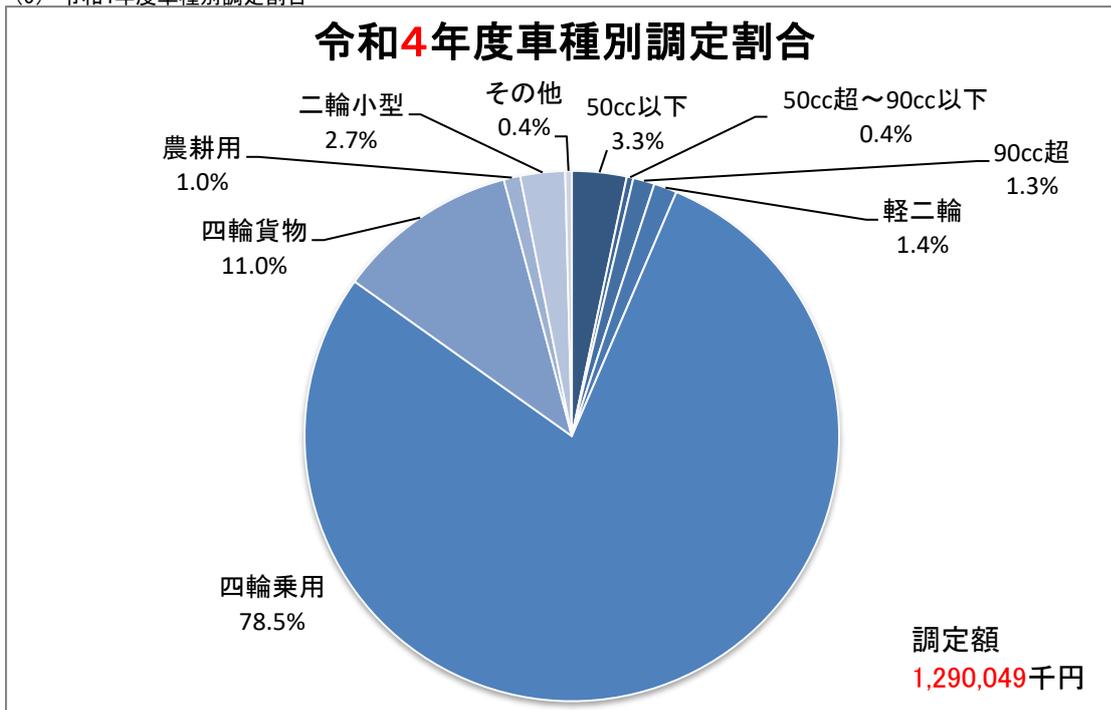
* ②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

5		増減台数				年度		区分
台数	調定額	2	3	4	5			
台	千円	台	台	台	台			原動機付自転車
20,272	40,544	△ 1,145	△ 833	△ 832	△ 774	50cc以下又は0.6kW以下		
2,374	4,748	△ 83	16	△ 8	△ 3	90cc以下又は0.8kW以下		
7,154	17,170	232	271	270	233	125cc以下又は1.0kW以下		
455	1,683	19	23	13	38	ミニカー		
30,255	64,145	△ 977	△ 523	△ 557	△ 506	小計		
5,153	18,550	27	190	231	93	二輪		
9	40	△ 1	1	△ 2	0	三輪		
29	205	1	3	△ 5	9	営業用	四輪乗用	
102,634	1,046,386	1,758	1,528	861	1,167	自家用		
1,214	4,575	16	58	45	130	営業用	四輪貨物	
27,205	140,886	△ 105	△ 11	75	365	自家用		
0	0	0	0	0	0	雪上車		
5,405	12,972	△ 75	10	△ 86	△ 101	農耕作業用のもの		
624	3,682	3	21	24	20	その他のもの		
142,273	1,227,296	1,624	1,800	1,143	1,683	小計		
6,153	36,918	180	294	275	271	二輪小型自動車		
178,681	1,328,359	827	1,571	861	1,448	合計		

(4) コンビニ収納状況

年度	元	2	3	4
区分	件	件	件	件
納税通知書発行件数	174,347	175,244	176,750	177,625
口座振替通知書発行件数	35,373	35,241	34,959	34,212
コンビニ収納対応発行件数	138,974	140,003	141,791	143,413
コンビニ収納件数 (割合)	84,369 60.7 %	85,592 61.1 %	85,592 60.4 %	89,846 62.6 %

(5) 令和4年度車種別調定割合



4 市たばこ税

(1) 年度別課税標準本数及び調定状況

区分		年度				
		30	元	2	3	4
課税標準本数 (千本)		548,381	496,699	476,728	464,570	455,127
内訳	紙巻たばこ 3級品 (千本)	17,010	8,463			
	紙巻たばこ 3級品以外 (千本)	501,161	488,102	455,134	441,148	455,024
	手持品課税 (千本)	30,210	134	21,594	23,422	103
調定額 (千円)		2,796,892	2,812,337	2,673,921	2,783,825	2,981,363
前年度比 (%)		97.6	100.6	95.1	104.1	107.1

(2) 税率

区分	税率	
平成元年度～平成8年度	1,000本につき	1,997 円
	旧3級品は1,000本につき	948 円
平成9年度～平成10年度	1,000本につき	2,434 円
	旧3級品は1,000本につき	1,155 円
平成11年度～ 平成15年6月30日まで	1,000本につき	2,668 円
	旧3級品は1,000本につき	1,266 円
平成15年7月1日～ 平成18年6月30日まで	1,000本につき	2,977 円
	旧3級品は1,000本につき	1,412 円
平成18年7月1日～ 平成22年9月30日まで	1,000本につき	3,298 円
	旧3級品は1,000本につき	1,564 円
平成22年10月1日～ 平成25年3月31日まで	1,000本につき	4,618 円
	旧3級品は1,000本につき	2,190 円
平成25年4月1日～ 平成28年3月31日まで	1,000本につき	5,262 円
	旧3級品は1,000本につき	2,495 円
平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	1,000本につき	5,262 円
	旧3級品は1,000本につき	2,925 円
	手持品課税1,000本につき	430 円
平成29年4月1日～ 平成30年3月31日	1,000本につき	5,262 円
	旧3級品は1,000本につき	3,355 円
	手持品課税1,000本につき	430 円
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	1,000本につき	5,262 円
	旧3級品は1,000本につき	4,000 円
	手持品課税1,000本につき	645 円
平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	1,000本につき	5,692 円
	3級品は1,000本につき	4,000 円
	手持品課税1,000本につき	430 円
令和元年10月1日～ 令和2年9月30日	1,000本につき	5,692 円
	手持品課税1,000本につき	1,692 円
令和2年10月1日～ 令和3年9月30日	1,000本につき	6,122 円
	手持品課税1,000本につき	430 円
令和3年10月1日～	1,000本につき	6,552 円
	手持品課税1,000本につき	430 円

5 特別土地保有税

(1) 課税の概要・税率

土地政策の一環として、土地の投機を抑制し、地価の安定を図るとともに、宅地の供給の促進を資することを目的とした政策的な税制として、昭和48年に創設された。

この税は、土地の保有に係るもの(以下「保有分」という。)及び土地の取得に係るもの(以下「取得分」という。)の2種類で構成され、申告納付の方法によって徴収される。

なお、平成15年度税制改正により、特別土地保有税については、平成15年度以降保有分及び取得分とも新たな課税は実施しないこととされた。

その後、平成28年度に徴収猶予していた土地の特例土地保有税が納付されたことから、現在、課税している物件はない。

区分	保有分
課税対象土地	1月1日現在において所有している土地のうち、その保有期間が10年以内のもの
納税義務者	土地の所有者
課税標準	土地の取得価額又は修正取得価格のうちいずれか低い額
税率	1.40%
税額の算出方法	(課税標準額×税率)－固定資産税相当額
免税点	市内に所有する土地の合計面積が5,000㎡未満の場合は、課税されない。
申告納付期限	毎年5月31日
納税義務の免除制度	ア 非課税土地として使用しようとする場合 イ 造成された宅地等の譲渡が特例譲渡に該当する場合 ウ 恒久的に利用される建物その他の施設の土地に該当し、かつ、都市計画等における計画的な土地利用に適合する場合 ※免除の措置を受けようとする場合は、市長に対して申請する必要があります。

取得分
毎年1月1日又は7月1日前1年以内に取得した土地
土地の所有者
土地の取得価格(購入手数料その他の購入のために要した費用を含む。)
3.00%
(課税標準額×税率)－不動産取得税相当額
市内で所有した土地の合計面積が5,000㎡未満の場合は、課税されない。
毎年2月末日又は8月31日
土地利用に適合するもの

6 入湯税

(1) 課税の概要

新たに課税対象施設ができたことにより、平成12年4月1日より施行

(2) 税率

入湯客1人1日につき150円

(3) 特別徴収義務者数及び調定額

区分	年度	30	元	2	3	4
特別徴収義務者数	(人)	14	15	15	15	15
入湯客数 (A)	(人)	146,537	181,167	112,121	131,913	191,589
課税免除者 (B)	(人)	13,582	15,543	12,061	13,463	15,499
課税標準 (A)-(B)	(人)	132,955	165,624	100,060	118,450	176,090
調定額	(円)	19,943,250	24,843,600	15,009,000	17,767,500	26,566,800

7 事業所税

(1) 課税の概要

自主申告の推進及び不申告の防止並びに事業所床面積等の正確な把握に努め、公平かつ適正な課税を図った。

ア 申告用紙の発送

納税義務者に対し、申告期限の1か月前に申告書、納付書等を送付し、期限内に申告を行うよう指導した。

イ 申告の催告

申告期限を経過してもなお、未申告の納税義務者に対し、申告書の提出を催告した。

(2) 税率

年度		S52~54	S55~60	S61~H14	H15~
事業に係るもの	資産割	300円/㎡	500円/㎡	600円/㎡	
	従業者割	0.25/100			
新増設に係るもの		5,000円/㎡	6,000円/㎡		

(3) 納税義務者数、調定額等調

区分	納税義務者数	事業所床面積 従業者給与総額	(A)のうち非課税 対象分	(A)のうち課税 標準の特例及び 減免対象に係る 控除分	課税標準額	令和4年度 調定額	
		(A)	(B)	(C)	(A)-(B)-(C)		
事業に 係る もの	資産割	863 人	4,544,154 ㎡	884,211 ㎡	321,170 ㎡	3,338,773 ㎡	2,003,264 千円
	従業者割	170 人	182,891,670 千円	21,553,584 千円	6,144,486 千円	155,193,600 千円	387,984 千円
	計	1,033 人 (882) 人	-	-	-	-	2,391,248 千円 -
新増設に係るもの	-	-	-	-	-	0 千円	
合計	-	-	-	-	-	2,391,248 千円	

(注) 事業に係る事業所税の納税義務者数「計」欄の()内は、個人及び法人の実人数

令和5年度

第4章 滞納整理状況

1 滞納整理の概要

市税の滞納整理に当たっては、督促、催告のほか個別訪問により租税に対する認識及び納税義務について周知と指導を行い、自主納税の推進と滞納税の処理に努めた。

なお、悪質滞納者に対しては、財産の差押え等の措置により対処した。

2 窓口取扱別現金収納状況(令和4年度)

自 R4. 4. 1
至 R5. 5. 31

税額	督促手数料	延滞金	不申告加算金	計
円 511,186,997	円 1,222,451	円 21,967,200	円 153,300	円 534,529,948

3 年度別不納欠損調

税目	区分	地方税法第15条の7 第4項		地方税法第18条 第1項		地方税法第15条の7 第5項		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税 (個人)	30	471	4,910	3,219	31,884	341	3,615	4,031	40,409
	元	621	14,214	3,733	34,471	504	6,036	4,858	54,721
	2	338	3,884	2,693	23,879	450	9,866	3,481	37,629
	3	708	9,237	2,448	21,535	307	5,054	3,463	35,826
	4	434	4,829	1,856	15,879	188	2,643	2,478	23,351
市民税 (法人)	30	1	0	108	2,862	22	979	131	3,841
	元	17	939	135	4,415	18	1,054	170	6,408
	2	1	60	111	3,840	43	1,529	155	5,429
	3	1	60	125	7,011	17	3,298	143	10,369
	4	1	60	103	7,242	27	7,012	131	14,314
固定資産税	30	488	4,784	4,208	50,974	219	5,772	4,915	61,530
	元	1,142	15,922	4,171	41,027	356	57,264	5,669	114,213
	2	532	6,418	3,836	40,655	636	15,443	5,004	62,516
	3	614	7,187	3,862	40,216	436	32,082	4,912	79,485
	4	549	5,183	4,027	35,464	195	19,147	4,771	59,794
軽自動車税	30	179	632	1,092	3,776	28	121	1,299	4,529
	元	267	1,191	1,094	3,900	20	106	1,381	5,197
	2	215	1,099	944	3,268	40	190	1,199	4,557
	3	210	953	856	4,483	49	292	1,115	5,728
	4	207	1,003	788	4,201	9	40	1,004	5,244
市たばこ税	30	0	0	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	1	0	0	0	1	0
特別土地 保有税	30	0	0	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	30	0	0	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	3	0	0	3	0	25	1,812	28	1,812
	4	0	0	2	0	0	0	2	0
事業所税	30	0	0	0	0	0	0	0	0
	元	0	0	1	0	5	3,215	6	3,215
	2	0	0	0	0	1	55	1	55
	3	0	0	0	0	0	0	0	0
	4	0	0	1	0	10	7,721	11	7,721
合計	30	1,139	10,326	8,627	89,496	610	10,487	10,376	110,309
	元	2,047	32,266	9,134	83,813	903	67,675	12,084	183,754
	2	1,086	11,461	7,584	71,642	1,170	27,083	9,840	110,186
	3	1,533	17,437	7,294	73,245	834	42,538	9,661	133,220
	4	1,191	11,075	6,778	62,786	429	36,563	8,398	110,424

4 市税執行停止調(令和4年度)

理由別執行停止処分

税目	執停理由		地方税法第15条の7 第1項第1号		地方税法第15条の7 第1項第2号		地方税法第15条の7 第1項第3号		地方税法第15条の7 第1項第1号かつ第5項		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市民税(個人)	24	356	515	5,994	14	184	188	2,643	741	9,177		
市民税(法人)	3	60					27	7,012	30	7,072		
固定資産税	205	1,039	688	7,040	24	52	195	19,147	1,112	27,278		
軽自動車税	80	515	357	1,837	10	38	9	40	456	2,430		
特別土地保有税									0	0		
事業所税							10	7,721	10	7,721		
入湯税									0	0		
計	312	1,970	1,560	14,871	48	274	429	36,563	2,349	53,678		

5 財産差押状況(令和4年度)

種別	区分		差押執行	
	件数	税額	件数	税額
不動産	39	12,972,702		
自動車	3	3,085,300		
債権	2,280	366,529,523		
動産	0	0		
計	2,322	382,587,525		

※税額は差押時の本税額。

種別	区分		換価実績	
	件数	税額	件数	税額
不動産	1	3,976,100		
自動車	0	0		
債権	3,381	164,224,080		
動産	0	0		
計	3,382	168,200,180		

※ 給与等、複数回にわたるものは延べ件数。

※ 公売に時間を要する場合など、差押と換価年度は一致しない。

6 交付要求の状況(令和4年度)

要求額	配当額
千円 43,268 (134 件)	千円 7,658 (42 件)

7 公売実施状況(令和4年度)

種別	実施回数	物件数	入札者数	売却件数	売却価額
	回		人	件	円
不動産(宅地及び建物)	1	1	5	1	5,566,000
動産(自動車除く)	0	0	0	0	0
自動車	0	0	0	0	0

8 香川滞納整理推進機構の徴収状況(令和4年度)

人数	滞納額	徴収済額
458 人	523,676,529 円	118,848,030 円

令和5年度

第5章 その他

1 口座振替に関する調

(1) 口座振替加入状況

区分 年度	市・県民税		固定資産税		軽自動車税		合計	
	納税義務者数	加入率	納税義務者数	加入率	納税義務者数	加入率	納税義務者数	加入率
	加入者数		加入者数		加入者数		加入者数	
	人	%	人	%	人	%	人	%
30	59,212	29.8	172,689	45.3	173,604	20.6	405,505	32.4
	17,648		78,152		35,686		131,486	
元	47,157	31.5	173,643	45.1	174,347	20.3	395,147	32.5
	14,859		78,270		35,373		128,502	
2	46,495	31.5	174,557	44.9	175,244	20.1	396,296	32.4
	14,648		78,316		35,241		128,205	
3	46,969	30.9	174,524	44.7	176,750	19.8	398,243	32.0
	14,490		78,002		34,959		127,451	
4	46,942	29.5	176,016	44.5	177,625	19.3	400,583	31.5
	13,852		78,298		34,212		126,362	

(2) 口座振替収入状況

区分 年度	市・県民税		固定資産税		軽自動車税		合計	
	全体収入額	振替率	全体収入額	振替率	全体収入額	振替率	全体収入額	振替率
	口座振替収入額		口座振替収入額		口座振替収入額		口座振替収入額	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
1	8,124,664	35.7	25,262,546	40.1	1,083,223	19.2	34,470,433	38.4
	2,902,738		10,129,629		208,388		13,240,755	
元	6,743,064	36.1	25,850,208	40.7	1,126,161	19.0	33,719,433	39.0
	2,433,405		10,513,878		213,458		13,160,741	
2	6,641,249	36.0	26,198,045	41.5	1,175,067	18.7	34,014,361	39.6
	2,390,350		10,874,777		219,894		13,485,021	
3	6,535,115	36.2	25,632,900	42.0	1,220,025	18.4	33,388,040	40.0
	2,365,736		10,754,579		224,998		13,345,313	
4	6,875,254	37.8	26,639,059	42.2	1,270,244	18.0	34,784,557	40.4
	2,595,817		11,229,432		228,315		14,053,564	

(注) 数値は、現年課税分の決算時のもの

令和5年度

参 考 市税税率の変遷

税目	年度	S25	S26	S27	S28	S29	S30	S31	S32
個人	所得割	所得税の18/100		5万円 以下の金額 100分の4 5万円 を超える金額 100分の4.6 8万円 " 100分の5 10万円 " 100分の5.6 12万円 " 100分の6 15万円 " 100分の6.6 20万円 " 100分の7.6 30万円 " 100分の8.6 50万円 " 100分の10		2万円 以下の金額 100分の2.5 2万円 を超える金額 100分の3.3 5万円 " 100分の3.8 7万円 " 100分の4.2 10万円 " 100分の4.7 12万円 " 100分の5 15万円 " 100分の5.3 20万円 " 100分の5.8 30万円 " 100分の6.7 50万円 " 100分の7.5			3万円 以下の金額 100分の2.24 3万円 を超える金額 100分の3.30 8万円 " 100分の4.07 15万円 " 100分の4.95 30万円 " 100分の5.72 50万円 " 100分の6.60 80万円 " 100分の7.37 120万円 " 100分の8.25 200万円 " 100分の9.02
	均等割	600円		500円		400円			
	賦課 期日	8月1日	4月1日	1月1日					
市民税	税割	18/100	16/100	15/100		9/100	9.7/100		
	法人 均等割	1,800円	3,000円						
納期	個人・法人	第1期 9/1～9/30 第2期 11/1～11/30 第3期 1/1～1/31	個人 第1期 7/1～7/31 第2期 8/1～8/31 第3期 10/1～10/31 第4期 12/1～12/31 法人(均等割のみ) 7/1～7/31 法人割申告納付	第1期 6/1～6/30 第2期 8/1～8/31 第3期 10/1～10/31 第4期 12/1～12/31					
	税率	1.6/100				1.5/100	1.4/100		
賦課 期日	1月1日								
固定資産 税	納期	土地・家屋 第1期 10/1～10/31 第2期 12/1～12/31 第3期 2/1～2/28 償却資産 第1期 12/1～12/31 第2期 2/1～2/28	第1期 4/1～4/30 第2期 6/1～6/30 第3期 9/1～9/30 第4期 1/1～1/31	第1期 4/1～4/30 第2期 7/1～7/31 第3期 9/1～9/30 第4期 11/1～11/30					

税目	年度	S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	S41	S42
個人	所得割		5万円 以下の金額 100分の2.0			5万円 以下の金額 100分の2.0			15万円 以下の金額 100分の2.4		
			5万円 を超える金額 100分の3.2			5万円 を超える金額 100分の3.2			15万円 を超える金額 100分の3.6		
			8万円 " 100分の3.4			8万円 " 100分の3.4			40万円 " 100分の4.8		
			15万円 " 100分の4.2			15万円 " 100分の4.2			70万円 " 100分の6.0		
			30万円 " 100分の4.6			30万円 " 100分の4.6			100万円 " 100分の7.2		
			50万円 " 100分の5.6			50万円 " 100分の5.6			150万円 " 100分の8.4		
			80万円 " 100分の6.4			80万円 " 100分の6.4			250万円 " 100分の9.6		
			120万円 " 100分の7.2			120万円 " 100分の7.2			400万円 " 100分の10.8		
			200万円 " 100分の8.2			200万円 " 100分の8.2			600万円 " 100分の12.0		
			300万円 " 100分の9.0			300万円 " 100分の9.0			1,000万円 " 100分の13.2		
						500万円 " 100分の11.0		2,000万円 " 100分の14.4			
						1,000万円 " 100分の12.0		3,000万円 " 100分の15.6			
								5,000万円 " 100分の16.8			
市民税	税割							10.1/100		10.7/100	
											資本の金額又は出資金額が 1千万円を超える法人等 …7,000円 1千万円以下の法人等 …4,000円
	均等割										
	賦課 期日										
	納期										
固定資産税	税率										
	賦課 期日										
	納期										

年度		S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	
税目	個人	所得割	15万円 以下の金額 100分の2.2 15万円 を超える金額 100分の3.3 40万円 " 100分の4.4 70万円 " 100分の5.5 100万円 " 100分の6.6 150万円 " 100分の7.7 250万円 " 100分の8.8 400万円 " 100分の9.9 600万円 " 100分の11.0 1,000万円 " 100分の12.1 2,000万円 " 100分の13.2 3,000万円 " 100分の14.3 5,000万円 " 100分の15.4	15万円 以下の金額 100分の2 15万円 を超える金額 100分の3 40万円 " 100分の4 70万円 " 100分の5 100万円 " 100分の6 150万円 " 100分の7 250万円 " 100分の8 400万円 " 100分の9 600万円 " 100分の10 1,000万円 " 100分の11 2,000万円 " 100分の12 3,000万円 " 100分の13 5,000万円 " 100分の14				30万円 以下の金額 100分の2 30万円 を超える金額 100分の3 50万円 " 100分の4 80万円 " 100分の5 110万円 " 100分の6 150万円 " 100分の7 250万円 " 100分の8 400万円 " 100分の9 600万円 " 100分の10 1,000万円 " 100分の11 2,000万円 " 100分の12 3,000万円 " 100分の13 5,000万円 " 100分の14	
		均等割							
		賦課 期日							
市民税	税割							14.5/100	
	法人 均等割								
	納期								
固定資産税	税率								
	賦課 期日								
	納期								

税目	年度	S50	S51	S52	S53	S54	S55	
個人	所得割						30万円 以下の金額 100分の2 30万円 を超える金額 100分の3 45万円 " 100分の4 70万円 " 100分の5 100万円 " 100分の6 130万円 " 100分の7 230万円 " 100分の8 370万円 " 100分の9 570万円 " 100分の10 950万円 " 100分の11 1,900万円 " 100分の12 2,900万円 " 100分の13 4,900万円 " 100分の14	
		均等割	1,200円				1,500円	
		賦課 期日						
市民税	税割							
	均等割	ア 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。イにおいて同じ。)及び保険業法に規定する相互会社で、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む。)の数の合計数が100人を超えるもの 年額 4万円 イ 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で、アに掲げるもの以外のもの並びに資本の金額又は出資金額が1,000万円を超え1億円以下である法人 年額 2万円 ウ ア及びイに掲げる法人以外の法人 年額 1万2,000円	ア 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。イにおいて同じ。)及び保険業法に規定する相互会社で、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けるべき役員を含む。)の数の合計数が100人を超えるもの 年額 13万4,000円 イ 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社で、アに掲げるもの以外のもの並びに資本の金額又は出資金額が1,000万円を超え1億円以下である法人 年額 4万円 ウ ア及びイに掲げる法人以外の法人等 年額 1万3,000円	ア 資本の金額又は出資金額(保険業法に規定する相互会社)にあっては純資産額をいう。以下同じ。)が50億円を超える法人(公共法人及び公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下同じ。)で高松市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者の数の合計数(以下「従業者数の合計数」という。)が100人を超えるもの 年額 100万円 イ 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が100人を超えるもの 年額 56万円 ウ 資本の金額又は出資金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が100人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が100人を超えるもの 年額 13万4,000円 エ 資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が100人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 4万円 オ アからエに掲げる法人以外の法人等 年額 1万3,000円				
法人	均等割							
固定資産税	納期							
	税率							
	賦課 期日							
	納期							

年度		S56	S57	S58	S59
市民税	個人				
	所得割				
	均等割				
	課税期日				
	税割	14.7/100 (S56.8.1以降)			
	法人				
	均等割	<p>ア 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法に規定する資本積立金との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額)をいう。以下同じ。)が50億円を超える法人(公共法人及び公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下同じ。)で高松市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員の数の合計数(以下「従業員の合計数」という。)が100人を超えるもの 年額 100万円</p> <p>イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が100人を超えるもの 年額 56万円</p> <p>ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が100人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が100人を超えるもの 年額 13万4,000円</p> <p>エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が100人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人 年額 4万円</p> <p>オ アからエに掲げる法人以外の法人等 年額 1万3,000円</p>	<p>ア 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員(俸給、給与若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(以下「従業員数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 150万円</p> <p>イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 100万円</p> <p>ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 27万円</p> <p>エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 10万円</p> <p>オ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 8万円</p> <p>カ アからオに掲げる法人以外の法人等 年額 2万7,000円</p>	<p>ア 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。以下同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等で均等割のみを課されるものを除く。以下同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員(俸給、給与若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(以下「従業員数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 360万円</p> <p>イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 210万円</p> <p>ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 48万円</p> <p>エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 18万円</p> <p>オ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業員数の合計数が50人以下であるもの及び資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業員数の合計数が50人を超えるもの 年額 14万4,000円</p> <p>カ アからオに掲げる法人以外の法人等 年額 4万8,000円</p>	
	納期				
固定資産税	税率				
	課税期日				
	納期				

税目		年度	S60	S61	S62	S63	元(平成)	H2	H3
個人	所得割		20万円 以下の金額 100分の2.5			60万円 以下の金額 100分の3	120万円 以下の金額 100分の3		160万円 以下の金額 100分の3
			20万円 を超える金額 100分の3			60万円 を超える金額 100分の5	120万円 を超える金額 100分の8		160万円 を超える金額 100分の8
			45万円 " 100分の4			130万円 " 100分の7	500万円 " 100分の11		550万円 " 100分の11
			70万円 " 100分の5			260万円 " 100分の8			
			95万円 " 100分の6			460万円 " 100分の10			
			120万円 " 100分の7			950万円 " 100分の11			
			220万円 " 100分の8			1,900万円 " 100分の12			
			370万円 " 100分の9						
			570万円 " 100分の10						
			950万円 " 100分の11						
			1,900万円 " 100分の12						
			2,900万円 " 100分の13						
			4,900万円 " 100分の14						
			均等割	2,000円					
	賦課 期日								
市民税	税割								
	均等割								
固定資産税	納期								
	税率								
	賦課 期日								
	納期	第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30		第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30		

税目	年度		H4	H5	H6	H7	H8
	個人	所得割					200万円 以下の金額 100分の3 200万円 を超える金額 100分の8 700万円 “ 100分の11
均等割							2,500円
賦課期日							
市民税	税割						
	法人均等割			<p>ア 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3に定めるところにより算定した純資産額)をいう。イからクまでにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人並びに地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体を含む。))で均等割のみを課されるものを除く。イからクまでにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給与若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(イからクまでにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 360万円</p> <p>イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 210万円</p> <p>ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 49万2,000円</p> <p>エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 48万円</p> <p>オ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 19万2,000円</p> <p>カ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 18万円</p> <p>キ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 15万6,000円</p> <p>ク 資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 14万4,000円</p> <p>ケ アからクに掲げる法人以外の法人等 年額 6万円</p>	<p>ア 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額(保険業法(昭和14年法律第41号))に規定する相互会社にあつては、令第45条の3に定めるところにより算定した純資産額)をいう。イからクまでにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体を含む。))で均等割のみを課されるものを除く。イからクまでにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(イからクまでにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 360万円</p> <p>イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 210万円</p> <p>ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 49万2,000円</p> <p>エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 48万円</p> <p>オ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 19万2,000円</p> <p>カ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 18万円</p> <p>キ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 15万6,000円</p> <p>ク 資本等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 14万4,000円</p> <p>ケ アからクに掲げる法人以外の法人等 年額 6万円</p>		
納期							
固定資産税	税率						
	賦課期日						
	納期	<p>第1期 4/1~4/30</p> <p>第2期 7/1~7/31</p> <p>第3期 9/1~9/30</p> <p>第4期 11/1~11/30</p>	<p>第1期 5/1~5/31</p> <p>第2期 7/1~7/31</p> <p>第3期 9/1~9/30</p> <p>第4期 11/1~11/30</p>	<p>第1期 4/1~4/30</p> <p>第2期 7/1~7/31</p> <p>第3期 9/1~9/30</p> <p>第4期 11/1~11/30</p>			

税目		年度	H9	H10	H11	H12
個人	所得割		200万円 以下の金額 100分の3 200万円 を超える金額 100分の8 700万円 " 100分の12		200万円 以下の金額 100分の3 200万円 を超える金額 100分の8 700万円 " 100分の10	
			均等割			
			賦課 期日			
市民税	税割					
	均等割		ア 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額との合計額(保険業法(平成7年法律第105号))に規定する相互会社にあつては、令第45条の3に定めるところにより算定した純資産額)をいう。イからクまでにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。イからクまでにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(イからクまでにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 360万円 イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 210万円 ウ 資本等の金額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 49万2,000円 エ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 48万円 オ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 19万2,000円 カ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 18万円 キ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 15万6,000円 ク 資本金等の金額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 14万4,000円 ケ アからクに掲げる法人以外の法人等 年額 6万円			
法人	均等割					
	納期					
固定資産税	税率					
	賦課 期日					
	納期	第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30		第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	

税目	年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18
		個人					
所得割	均等割				3,000円	3,000円 (但し生計同一妻 1,500円)	3,000円 (生計同一妻も 3,000円)
	賦課 期日						
	税割						旧6町の区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等であって、旧6町の区域以外の市の区域内に事務所、事業所又は寮等を有しないものに係る 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に終了する事業年度分等の税率 旧国分寺町は14.0/100 他旧5町は12.3/100
市民税	法人 均等割						旧6町の区域内に事務所、事業所又は寮等を有する法人等であって、旧6町の区域以外の市の区域内に事務所、事業所又は寮等を有しないものに係る平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に終了する事業年度分等の税率 (旧国分寺町) ※高松市は旧国分寺町と同じ (他旧5町)
固定資産税	納期						
	税率						
	賦課 期日						
	納期	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30					第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
市民税	個人	所得割 一律 100分の6						
		均等割						
		賦課期日						
		税割		14.7/100 (不均一課税の終了)				
法人	均等割		※不均一課税の終了 ア 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号))に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。イからクまでにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。))で均等割のみを課されるものを除く。イからクまでにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(イからクまでにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの 年額 380万円 イ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 210万円 ウ 資本金等の額が10億円を超える法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 49万2,000円 エ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 48万円 オ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 19万2,000円 カ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 18万円 キ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人で従業者数の合計数が50人以下であるもの 年額 15万6,000円 ク 資本金等の額が1,000万円以下である法人で従業者数の合計数が50人を超えるもの 年額 14万4,000円 ケ アからクに掲げる法人以外の法人等 年額 6万円					
	納期							
固定資産税	税率							
	賦課期日							
	納期	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30				第1期 5/1~5/31 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	第1期 4/1~4/30 第2期 7/1~7/31 第3期 9/1~9/30 第4期 11/1~11/30	

年度		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
税目	個人										
	所得割										
	均等割	3,500円									
	賦課 期日										
市民税	税割	12.1/100 (H26.10.1以降)	12.1/100	12.1/100			8.4/100 (R元.10.1以降) (R2年度から適用)				
	法人										
	均等割										
	納期										
固定資産税	税率										
	賦課 期日										
	納期										

年度	S25	S26	S27	S28	S29	S30	S31	S32	
自転車税	税率 1 普通自転車 年額 200円 (貨物用及び二人乗自転車以外のもの) 2 貨物用及び二人乗自転車 年額 400円		1 普通自転車 年額 200円 (貨物用及び二人乗自転車及び 原動機付自転車以外のもの) 2 貨物用及び二人乗自転車 年額 400円 3 原動機付自転車 年額 500円		自転車荷車税	1 自転車 ①原動機付自転車 年額 500円 ②貨物用及び二人乗自転車 年額 400円 ③普通自転車(貨物用及び 原動機付自転車以外のもの) 年額 200円 2 荷車 ①荷積牛馬車 年額 800円 ②荷車大車 年額 400円 ③荷車中車 年額 300円 ④荷車小車 年額 200円	1 自転車 原動機付自転車 ① 総排気量が0.05ℓ以下のもの又は 定格出力が0.6kw以下のもの 年額 500円 ② 総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓまで のもの又は定格出力が0.6kwを超え 0.8kwまでのもの 年額 800円 ③ 総排気量が0.09ℓを超えるもの又は 定格出力が0.8kwを超えるもの 年額 1,000円 2 荷車同左		
	賦課 期日 4月1日					賦課 期日 (月割課税の開始)			
	納期 9/1～9/30	5/1～5/31	原動機付自転車 8/1～8/31			納期 (随時の開始)			
荷車税	税率 1 荷積牛馬車 年額 800円 2 荷車大車 年額 400円 3 荷車中車 年額 300円 4 荷車小車及びびりヤカー 年額 200円								
	賦課 期日 4月1日				賦課 期日 (月割課税の開始)				
	納期 9/1～9/30	5/1～5/31			納期 (随時の開始)				
犬税	税率 犬一頭につき 年額 300円			廃止					
	賦課 期日 4月1日								
	納期 9/1～9/30	5/1～5/31							
接客人税	税率 接客人1人1月について 100円			廃止					
	賦課 期日 毎月1日								
	納期 毎月1日～ その月の末日								
市たばこ消費税					税率 (創設) 10/115	9/100			
					賦課 期日 申告納付				
					納期 申告納付 (申告書を翌月25日まで)				
広告税	税率 10/100 10～50円			廃止					
	賦課 期日 第5種 4月1日 その他 納税義務発生の日								
	納期 第5種 5/1～5/31 その他 徴税令書指定の日								
電気ガス税	税率 10/100								
	賦課 期日 申告納入								
	納期 特徴 翌月25日 (申告と同時に納入) 普徴 翌月1日～末日								
木材引取税	税率 5/100							4/100 (7/1から)	
	納期 申告納入 (毎月7日まで)								
前納報奨金 税額割	0.5 100	1 100							
督促手数料	20円								

年度	S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	
税目	1 原動機付自転車 ① 総排気量が0.050以下のもの 又は定格出力0.6kw以下のもの 500円 ② 総排気量が0.050を超え0.092 又は定格出力0.6kwを超え0.8kw 以下のもの 800円 ③ 総排気量が0.092を超えるもの 又は定格出力が0.8kwを超える もの 1,000円 2 軽自動車 ① 農耕作業用 1,000円 ② その他 1,500円 3 二輪の小型自動車 2,500円	1 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下のもの又は 定格出力出力0.6kw以下のもの 500円 ② 総排気量が50ccを超え90cc以下 又は定格出力0.6kwを超え0.8kw 以下のもの 800円 ③ 総排気量が90ccを超えるもの 又は定格出力が0.8kwを超える もの 1,000円 2 軽自動車 ① 農耕作業用 1,000円 ② その他 1,500円		2 軽自動車 ① 農耕作業用 1,000円 ② 三輪のもの 2,000円 ③ 四輪のもの 乗用 3,000円 貨物用 2,500円 ④ その他 1,500円				2 軽自動車及び小型特殊自動車 ① 二輪のもの(側車付含む。) 1,500円 2,000円 ② 三輪のもの 2,000円 ③ 四輪以上のもの 乗用 3,000円 貨物用 2,500円 ④ 小型特殊自動車 農耕作業用 1,000円 その他 3,000円	2 軽自動車及び小型特殊自動車 ③ 四輪以上のもの 乗用 4,500円 貨物用 2,500円
税率									
賦課 期日	4/1								
納期	4/1~4/30								
税率	11/100				4/1以降売渡しに係るもの 12/100	$\frac{13.4}{100}$	$\frac{15}{100}$		
賦課 期日									
納期					毎月分を翌月末日				
税率					5/1以降収納料金に係るもの 9/100	$\frac{8}{100}$	$\frac{7}{100}$		
賦課 期日									
納期									
税率	2/100 (7/1から)								
納期									
前納報奨金 税額割									
督促手数料									

年度	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48						
税目														
軽自動車税	税率		1 原動機付自転車											
			① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの	500円										
			② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの	800円										
			③ 総排気量が90ccを超え又は定格出力が0.8kwを超えるもの	1,000円										
			2 軽自動車及び小型特殊自動車											
			軽自動車											
			① 二輪のもの(側車付を含む)	1,500円										
			② 三輪	2,000円										
			③ 四輪以上のもの											
			乗用	4,500円										
			貨物用	2,500円										
			小型特殊自動車											
			① 農耕作業用	1,000円										
			② その他	3,000円										
			3 二輪の小型	2,500円										
市たばこ消費税	賦課期日													
	納期													
	税率		$\frac{18.1}{100}$											
電気ガス税	賦課期日													
	納期													
	税率							<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">特別土地保有税</td> <td>税率</td> <td>(創設) 保有に係るもの 1.4/100 取得に係るもの 3/100</td> </tr> <tr> <td>賦課期日</td> <td>申告納付</td> </tr> <tr> <td>納期</td> <td>保有に係るもの 5月31日 取得に係るもの 2月末日、8月31日</td> </tr> </table>	特別土地保有税	税率	(創設) 保有に係るもの 1.4/100 取得に係るもの 3/100	賦課期日	申告納付	納期
特別土地保有税	税率	(創設) 保有に係るもの 1.4/100 取得に係るもの 3/100												
	賦課期日	申告納付												
	納期	保有に係るもの 5月31日 取得に係るもの 2月末日、8月31日												
木材引取税	賦課期日													
	納期													
	税率							$\frac{6}{100}$						
前納額								(期別限度額 25万円)						
督促手数料														

年度	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55
税目	軽自動車税		1 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 700円 ② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 1,200円 ③ 総排気量が90ccを超え又は定格出力が0.8kwを超えるもの 1,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 軽自動車 ① 二輪のもの(側車付含む) 2,400円 ② 三輪のもの 3,100円 ③ 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,200円 自家用 7,000円 貨物用 営業用 3,400円 自家用 3,900円 小型特殊自動車 ① 農耕作業用 1,500円 ② その他 4,600円 3 二輪の小型自動車 3,900円			1 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 800円 ② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 1,300円 ③ 総排気量が90ccを超え又は定格出力が0.8kwを超えるもの 1,700円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 軽自動車 ① 二輪のもの(側車付含む) 2,600円 ② 三輪のもの 3,400円 ③ 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,200円 自家用 7,800円 貨物用 営業用 3,400円 自家用 4,300円 小型特殊自動車 ① 農耕作業用 1,700円 ② その他 5,100円 3 二輪の小型自動車 4,300円	
			賦課期日				
納期							
市たばこ消費税	税率						
	賦課期日						
	納期						
特別土地保有税	税率						
	賦課期日						
	納期						
電気税	税率	$\frac{5}{100}$ (1月以降)					
	賦課期日	申告納入					
	納期	特徴 翌月25日 (申告と同時に納入) 普徴 翌月1日～末日					
ガス税	税率	$\frac{5}{100}$ ただし、1月以降は4/100	$\frac{3}{100}$		$\frac{2}{100}$		
	賦課期日	申告納入					
	納期	特徴 翌月25日 (申告と同時に納入) 普徴 翌月1日～末日					
事業所税	税率			(創設) 事業に係るもの 資産割 300円/㎡ 従業者割 0.25/100 新増設に係るもの 5,000円/㎡			事業に係るもの 資産割 500円/㎡ 従業者割 0.25/100 新増設に係るもの 6,000円/㎡
	賦課期日			申告納付			
	納期			事業に係るもの (法人)事業年度終了の日から2ヶ月以内 (個人)翌年の3月15日 新増設をした日から1か月以内			
木材引取税	税率						
	納期						
前納報奨金税額割							
督促手数料			50円				

年度	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63
税目		2 軽自動車及び小型特殊自動車 軽自動車 ④ 専ら雪上を走行するもの 2,600円		1 原動機付自転車 ① 総排気量50cc以下又は定格出力 0.6kW以下のもの 1,000円	1 原動機付自転車 ④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを 超えるもの又は定格出力0.25kWを超え るもの 2,500円			
軽自動車税	税率							
	賦課期日							
	納期							
市たばこ消費税	税率				従価割 14.3/100 従量割 1,000本につき350円	5/1以降売渡しに係るもの 従量割 1,000本につき640円		
	賦課期日							
	納期							
特別土地保有税	税率							
	賦課期日							
	納期							
電気税	税率							
	賦課期日							
	納期							
ガス税	税率							
	賦課期日							
	納期							
事業所税	税率					事業に係るもの 資産割 600円/㎡ 従業者割 0.25/100 新增設に係るもの 6,000円/㎡		
	賦課期日							
	納期		新增設に係るもの 新增設をした日から2か月以内					
木材引取税	税率					廃止		
	納期							
前納税額 税額割					0.5 (期別限度額10万円) 100			
督促手数料								

年度	元(平成)	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
税目											
軽自動車税	税率										
	賦課期日										
	納期									5/1～5/31	
市たばこ税	税率	1,000本につき1,997円 旧3級品は1,000本につき948円							1,000本につき2,434円 旧3級品は1,000本につき1,155円		1,000本につき2,668円 旧3級品は1,000本につき1,266円
	賦課期日										
	納期										
特別土地保有税	税率										
	賦課期日										
	納期										
電気税	税率	廃止									
	賦課期日										
	納期										
ガス税	税率	廃止									
	賦課期日										
	納期										
事業所税	税率										
	賦課期日										
	納期										
前納報奨金 税額割											
督促手数料						100円					

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
軽自動車税	税目						軽自動車等の主たる定置場の所在が旧6町の区域内であるものに係る平成18年度から平成20年度までの税率			※合併による不均一課税の終了
	税率						1 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 1,000円 ② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 1,200円 ③ 総排気量が90ccを超え又は定格出力が0.8kwを超えるもの 1,600円 ④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超えるもの又は定格出力0.25kWを超えるもの 2,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 軽自動車 ① 二輪のもの(側車付含む) 2,400円 ② 三輪のもの 3,100円 ③ 四輪以上のもの 乗用 営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物用 営業用 3,000円 自家用 4,000円 ④ 専ら雪上を走行するもの 2,400円 小型特殊自動車 ① 農耕作業用 1,600円 ② その他 4,700円 3 二輪の小型自動車 4,000円		1 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 1,000円 ② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kwを超え0.8kw以下のもの 1,300円 ③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 1,700円 ④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 2,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 軽自動車 ① 二輪のもの(側車付含む) 2,600円 ② 三輪のもの 3,400円 ③ 四輪以上のもの 乗用 営業用 6,200円 自家用 7,800円 貨物用 営業用 3,400円 自家用 4,300円 ④ 専ら雪上を走行するもの 2,600円 小型特殊自動車 ① 農耕作業用 1,700円 ② その他 5,100円 3 二輪の小型自動車 4,300円	
	賦課期日									
納期										
市たばこ税	税率			1,000本につき2,977円 旧3級品は1,000本につき1,412円			1,000本につき3,298円 旧3級品は1,000本につき1,564円			
	賦課期日									
	納期									
特別土地保有税	税率			課税停止						
	賦課期日									
	納期									
入湯税	税率	入湯客1人につき150円					旧6町の区域内の鉱泉浴場の平成18年度から平成20年度までの税率は、入湯客1人につき100円			入湯客1人1日につき150円 (合併による不均一課税の終了)
	賦課期日	申告納入								
	納期	毎月分を翌月15日まで								
事業所税	税率				新增設に係るもの廃止		旧6町の区域内に事業所等を有する法人または個人の当該旧6町の区域内の事業所等において行う事業に係る事業所税は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度に対しては課さない。			
	賦課期日									
	納期									

前納報奨金税額割						17年度課税分から廃止	旧6町の区域内の平成18年度から平成20年度までの固定資産税について	0.5 (期別限度額 100万円)		
督促手数料										

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
税目						1 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 1,000円 ② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 1,300円 ③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 1,700円 ④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 2,500円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 軽自動車 ① 二輪のもの(側車付き含む) 2,600円 ② 三輪のもの 3,100円 * 3,900円 ③ 四輪以上のもの 乗用 営業用 5,500円 * 6,900円 自家用 7,200円 * 10,800円 貨物用 営業用 3,000円 * 3,800円 自家用 4,000円 * 5,000円 小型特殊自動車 ① 農耕作業用 1,700円 ② その他 5,100円 3 二輪の小型自動車 4,300円 * 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	1 原動機付自転車 ① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円 ② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,400円 ③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円 ④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 軽自動車 ① 二輪のもの(側車付き含む) 3,600円 ② 三輪のもの 3,100円 * 3,900円 軽① 1,000円 ② 2,000円 ③ 3,000円 重 4,600円 ③ 四輪以上のもの 乗用 営業用 5,500円 * 6,900円 軽① 1,800円 ② 3,500円 ③ 5,200円 重 8,200円 7,200円 * 10,800円 軽① 2,700円 ② 5,400円 ③ 8,100円 重 12,900円 貨物用 営業用 3,000円 * 3,800円 軽① 1,000円 ② 1,900円 ③ 2,900円 重 4,500円 4,000円 * 5,000円 軽① 1,300円 ② 2,500円 ③ 3,800円 重 6,000円 * 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽【グリーン化特例】平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ① 電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減) ② 貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車 乗用:平成17年外注ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%達成車 ③ 貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成車 (②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限る) 重【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両 小型特殊自動車 ① 農耕作業用 2,400円 ② その他 5,900円 3 二輪の小型自動車 6,000円
税率							
軽自動車税							
課税期日							
納期							
市たばこ税	平成22年10月1日より 1,000本につき4,618円 旧3級品は1,000本につき2,190円			平成25年4月1日より 1,000本につき5,262円 旧3級品は1,000本につき2,495円		平成28年4月1日より 紙巻たばこ3級品(旧3級品)は、1,000本につき2,925円 【手持品課税】平成28年から平成31年までの各年における4月1日の午前0時現在において、たばこ販売業者(小売り販売業者及び卸売販売業者)が店舗等で合計5,000本以上の紙巻たばこ3級品を販売のために所持しているものについて税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税。 1,000本につき430円	
課税期日							
納期							手持品課税 4月1日 午前0時
特別土地保有税							手持品課税納付期限:9月30日
入湯税							
事業所税							
前納額戻金 税額割							
督促手数料							

年度	H29	H30	R元
税目	<p>1 原動機付自転車</p> <p>① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円</p> <p>② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円</p> <p>③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円</p> <p>④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <p>① 二輪のもの(側車付き含む) 3,600円</p> <p>② 三輪のもの 3,100円</p> <p>重 4,600円</p> <p>③ 四輪以上のもの 重 4,600円</p> <p>乗用 営業用 5,500円</p> <p>* 6,900円 軽① 1,800円</p> <p>② 2,000円</p> <p>③ 3,000円</p> <p>重 8,200円</p> <p>自家用 7,200円</p> <p>* 10,800円 軽① 2,700円</p> <p>② 5,400円</p> <p>③ 8,100円</p> <p>重 12,800円</p> <p>貨物用 営業用 * 3,800円 軽① 1,000円</p> <p>② 1,900円</p> <p>③ 2,900円</p> <p>重 4,500円</p> <p>自家用 4,000円</p> <p>* 5,000円 軽① 1,300円</p> <p>② 2,500円</p> <p>③ 3,800円</p> <p>重 6,000円</p> <p>* 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽【グリーン化特例】平成29年4月1日から平成29年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減) ②貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+35%達成車 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+20%達成車 ③貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成27年度燃費基準+15%達成車 ②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限る 重【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>3 二輪の小型自動車 6,000円</p>	<p>1 原動機付自転車</p> <p>① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円</p> <p>② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円</p> <p>③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円</p> <p>④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <p>① 二輪のもの(側車付き含む) 3,600円</p> <p>② 三輪のもの 3,100円</p> <p>重 4,600円</p> <p>③ 四輪以上のもの 重 4,600円</p> <p>乗用 営業用 5,500円</p> <p>* 6,900円 軽① 1,800円</p> <p>② 2,000円</p> <p>③ 3,000円</p> <p>重 8,200円</p> <p>自家用 7,200円</p> <p>* 10,800円 軽① 2,700円</p> <p>② 5,400円</p> <p>③ 8,100円</p> <p>重 12,800円</p> <p>貨物用 営業用 * 3,800円 軽① 1,000円</p> <p>② 1,900円</p> <p>③ 2,900円</p> <p>重 4,500円</p> <p>自家用 4,000円</p> <p>* 5,000円 軽① 1,300円</p> <p>② 2,500円</p> <p>③ 3,800円</p> <p>重 6,000円</p> <p>* 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽【グリーン化特例】平成29年4月1日から平成30年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車・天然ガス自動車(平成20年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合し、Nox10%低減 (Nox:窒素酸化物)) ②貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 乗用:平成32年度燃費基準+30%達成車 ③貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 乗用:平成32年度燃費基準+10%達成車 ②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。 重【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>3 二輪の小型自動車 6,000円</p>	<p>1 原動機付自転車</p> <p>① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円</p> <p>② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円</p> <p>③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円</p> <p>④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <p>① 二輪のもの(側車付き含む) 3,600円</p> <p>② 三輪のもの 3,100円</p> <p>重 4,600円</p> <p>③ 四輪以上のもの 重 4,600円</p> <p>乗用 営業用 5,500円</p> <p>* 6,900円 軽① 1,800円</p> <p>② 2,000円</p> <p>③ 3,000円</p> <p>重 8,200円</p> <p>自家用 7,200円</p> <p>* 10,800円 軽① 2,700円</p> <p>② 5,400円</p> <p>③ 8,100円</p> <p>重 12,800円</p> <p>貨物用 営業用 * 3,800円 軽① 1,000円</p> <p>② 1,900円</p> <p>③ 2,900円</p> <p>重 4,500円</p> <p>自家用 4,000円</p> <p>* 5,000円 軽① 1,300円</p> <p>② 2,500円</p> <p>③ 3,800円</p> <p>重 6,000円</p> <p>* 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽【グリーン化特例】平成30年4月1日から平成31年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車・天然ガス自動車(平成20年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合し、NOx10%低減 (NOx:窒素酸化物)) ②貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 乗用:平成32年度燃費基準+30%達成車 ③貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 乗用:平成32年度燃費基準+10%達成車 ②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)に限る。 重【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>3 二輪の小型自動車 6,000円</p>
課税期日			
納期			
市たばこ税	<p>平成29年4月1日より</p> <p>紙巻たばこ3級品(旧3級品)は、1,000本につき3,355円</p> <p>【手持ち品課税】平成28年から平成31年までの各年における4月1日の午前0時現在において、たばこ販売業者(小売販売業者及び卸売販売業者)が店舗等で合計5,000本以上の紙巻たばこ3級品を販売するために所持しているものについて税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税。 1,000本につき430円</p>	<p>平成30年4月1日から9月30日</p> <p>紙巻たばこ3級品(3級品)以外は、1,000本につき5,262円</p> <p>平成30年10月1日から平成31年9月30日</p> <p>紙巻たばこ3級品(3級品)以外は、1,000本につき5,692円</p> <p>平成30年4月1日から平成31年9月30日</p> <p>紙巻たばこ3級品(旧3級品)は、1,000本につき4,000円</p> <p>【手持ち品課税の課税標準と税率】 ①市内のたばこの販売業者が紙巻たばこ3級品のたばこ税率の引き上げ(平成30年4月1日)午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で販売のために5,000本以上紙巻たばこ3級品を所持している場合に、その所持する紙巻たばこ3級品 税率 1,000本につき645円 ②市内のたばこの販売業者等が紙巻たばこ3級品以外のたばこ税率の引き上げ(平成30年10月1日)午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で販売のために2,000本以上の紙巻たばこ3級品以外を所持している場合に、その所持する紙巻たばこ3級品以外 税率 1,000本につき430円</p>	<p>1,000本につき5,692円</p> <p>紙巻たばこ3級品は、1,000本につき4,000円 (令和元年10月1日から1,000本につき5,692円)</p> <p>【手持ち品課税の課税標準と税率】 市内のたばこの販売業者が紙巻たばこ3級品のたばこ税率の引き上げ(令和元年10月1日)午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地域以外の場所で販売のために5,000本以上紙巻たばこ3級品を所持している場合に、その所持する紙巻たばこ3級品 税率 1,000本につき1,692円</p>
課税期日	手持ち品課税: 4月1日 午前0時	手持ち品課税: ①紙巻たばこ3級品: 4月1日 午前0時 ②紙巻たばこ3級品以外: 10月1日 午前0時	手持ち品課税: 紙巻たばこ3級品: 10月1日 午前0時
納期	手持ち品課税納付期限:10月2日	手持ち品課税: ②紙巻たばこ3級品以外: 10月1日(申告期限) 平成31年4月1日(納期限)	手持ち品課税: 紙巻たばこ3級品: 10月1日(申告期限) 令和2年3月31日(納期限)
特別土地保有税			
入港税			
事業所税			
前納税額			
督促手数料			

年度	R2	R3	R4
税目	<p>1 原動機付自転車</p> <p>① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円</p> <p>② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円</p> <p>③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円</p> <p>④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <p>① 二輪のもの(側車付含む) 3,600円</p> <p>② 三輪のもの 3,100円</p> <p>軽 ① 1,000円</p> <p>② 2,000円</p> <p>③ 3,000円</p> <p>③ 四輪以上のもの 重 4,600円</p> <p>乗用 営業用 * 5,900円 軽 ① 1,800円</p> <p>② 3,500円</p> <p>③ 5,200円</p> <p>重 8,200円</p> <p>自家用 7,200円</p> <p>* 10,800円 軽 ① 2,700円</p> <p>② 5,400円</p> <p>③ 8,100円</p> <p>重 12,900円</p> <p>貨物用 営業用 3,000円</p> <p>* 3,800円 軽 ① 1,000円</p> <p>② 1,900円</p> <p>③ 2,900円</p> <p>重 4,500円</p> <p>自家用 4,000円</p> <p>* 5,000円 軽 ① 1,300円</p> <p>② 2,500円</p> <p>③ 3,800円</p> <p>重 6,000円</p> <p>* 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽:【グリーン化特例】平成31年4月1日から令和2年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合し、NOx10%低減(NOx:窒素酸化物)) ②貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 ③貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 (②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)に限る。)</p> <p>重:【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>3 二輪の小型自動車 6,000円</p>	<p>1 原動機付自転車</p> <p>① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円</p> <p>② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円</p> <p>③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円</p> <p>④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <p>① 二輪のもの(側車付含む) 3,600円</p> <p>② 三輪のもの 3,100円</p> <p>軽 ① 1,000円</p> <p>② 2,000円</p> <p>③ 3,000円</p> <p>③ 四輪以上のもの 重 4,600円</p> <p>乗用 営業用 * 5,900円 軽 ① 1,800円</p> <p>② 3,500円</p> <p>③ 5,200円</p> <p>重 8,200円</p> <p>自家用 7,200円</p> <p>* 10,800円 軽 ① 2,700円</p> <p>② 5,400円</p> <p>③ 8,100円</p> <p>重 12,900円</p> <p>貨物用 営業用 3,000円</p> <p>* 3,800円 軽 ① 1,000円</p> <p>② 1,900円</p> <p>③ 2,900円</p> <p>重 4,500円</p> <p>自家用 4,000円</p> <p>* 5,000円 軽 ① 1,300円</p> <p>② 2,500円</p> <p>③ 3,800円</p> <p>重 6,000円</p> <p>* 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽:【グリーン化特例】平成31年4月1日から令和3年3月31日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制適合し、NOx10%低減(NOx:窒素酸化物)) ②貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車 乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車 ③貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車 乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車 (②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)に限る。)</p> <p>重:【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>3 二輪の小型自動車 6,000円</p>	<p>1 原動機付自転車</p> <p>① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの 2,000円</p> <p>② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円</p> <p>③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの 2,400円</p> <p>④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの 3,700円</p> <p>2 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>軽自動車</p> <p>① 二輪のもの(側車付含む) 3,600円</p> <p>② 三輪のもの * 3,900円 軽 ① 1,000円</p> <p>② 2,000円</p> <p>③ 3,000円</p> <p>重 4,600円</p> <p>③ 四輪以上のもの 乗用 営業用 * 5,900円 軽 ① 1,800円</p> <p>② 3,500円</p> <p>③ 5,200円</p> <p>重 8,200円</p> <p>自家用 7,200円</p> <p>* 10,800円 軽 ① 2,700円</p> <p>② 5,400円</p> <p>③ 8,100円</p> <p>重 12,900円</p> <p>貨物用 営業用 3,000円</p> <p>* 3,800円 軽 ① 1,000円</p> <p>② 1,900円</p> <p>③ 2,900円</p> <p>重 4,500円</p> <p>自家用 4,000円</p> <p>* 5,000円 軽 ① 1,300円</p> <p>② 2,500円</p> <p>③ 3,800円</p> <p>重 6,000円</p> <p>* 平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽:【グリーン化特例】令和3年4月1日から令和4年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気自動車 天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合、又は、平成21年排出ガス規制適合かつNOx(窒素酸化物)10%低減達成車に限る。) 燃料電池軽自動車(乗用自家用に限る。) ②令和12年度燃費基準90%達成車 ③令和12年度燃費基準70%達成車 (②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)に限る。)</p> <p>重:【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p> <p>小型特殊自動車</p> <p>①農耕作業用 2,400円</p> <p>②その他 5,900円</p> <p>3 二輪の小型自動車 6,000円</p>
課税期日		令和3年4月1日	令和4年4月1日
納期		令和3年5月1日から同月31日まで	令和4年5月1日から同月31日まで
税率	<p>1000本につき5,692円 (令和2年10月1日から1000本につき6,122円)</p> <p>【手持ち品課税の課税標準と税率】 市内のたばこ販売業者が、たばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引き上げ日(令和2年10月1日)午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地以外の場所で、合計2万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合、その所持する製造たばこ税率:1,000本につき430円</p>	<p>1000本につき6,122円 (令和3年10月1日から1000本につき6,552円)</p> <p>【手持ち品課税の課税標準と税率】 市内のたばこ販売業者が、たばこ税、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の引き上げ日(令和3年10月1日)午前0時現在において、たばこの製造場又は保税地以外の場所で、合計2万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合、その所持する製造たばこ税率:1,000本につき430円</p>	<p>1000本につき6,552円</p>
課税期日	手持ち品課税: 令和2年10月1日 午前0時	手持ち品課税: 令和3年10月1日 午前0時	手持ち品課税: 令和3年10月1日 午前0時
納期	手持ち品課税: 令和2年11月2日(申告期限) 令和3年3月31日(納期限)	手持ち品課税: 令和3年11月1日(申告期限) 令和4年3月31日(納期限)	手持ち品課税: 令和3年11月1日(申告期限) 令和4年3月31日(納期限)
特別土地保有税	税率		
課税期日			
納期			
入港税	税率		
課税期日			
納期			
事業所税	税率		
課税期日			
納期			
前納税奨励金税額割			
督促手数料			

年度	R5		
税目	1 原動機付自転車		
	① 総排気量が50cc以下又は定格出力0.6kw以下のもの	2,000円	
	② 総排気量が50ccを超え90cc以下又は定格出力0.6kwを超え0.8kw以下のもの	2,000円	
	③ 総排気量が90ccを超え125cc以下又は定格出力が0.8kwを超え1kw以下のもの	2,400円	
	④ 三輪以上のもので総排気量が20ccを超え50cc以下のもの又は定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下のもの	3,700円	
	2 軽自動車及び小型特殊自動車		
	軽自動車		
	① 二輪のもの(側車付含む)	3,600円	
	② 三輪のもの	3,100円 * 3,900円	軽 ① 1,000円 ② 2,000円(兼用営業用のみ) ③ 3,000円(兼用営業用のみ)
	税率	重 4,600円	
軽自動車税	③ 四輪以上のもの		
	兼用 営業用	5,500円 * 6,900円	軽 ① 1,800円 ② 3,500円 ③ 5,200円
		重 8,200円	
	自家用	7,200円 * 10,800円	軽 ① 2,700円
		重 12,900円	
	貨物用 営業用	3,000円 * 3,800円	軽 ① 1,000円
		重 4,500円	
	自家用	4,000円 * 5,000円	軽 ① 1,300円
		重 6,000円	
		<p>*平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両 軽:【グリーン化特例】令和4年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪以上の軽自動車(新車に限る)で、次の基準に該当するものについて、グリーン化特例が適用される。 ①電気軽自動車 天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合、又は、平成21年排出ガス規制適合かつNOx(窒素酸化物)10%低減達成車に限る。) 燃料電池軽自動車(兼用自家用に限る。) ②令和12年度燃費基準90%達成車 ③令和12年度燃費基準70%達成車 ②、③については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車であり、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)に限る。)</p> <p>重:【重課税率】最初の新規検査から13年を経過した車両</p>	
小型特殊自動車			
①農耕作業用	2,400円		
②その他	5,900円		
3 二輪の小型自動車	6,000円		
課税期日	令和5年4月1日		
納期	令和5年5月1日から同月31日まで		
市たばこ税	税率	1000本につき6,552円	
	課税期日		
	納期		
特別土地保有税	税率		
	課税期日		
	納期		
入通税	税率		
	課税期日		
	納期		
事業所税	税率		
	課税期日		
	納期		
前納税戻金			
税額割			
督促手数料			

令和5年度 市税概要

令和5年12月発行

編集・発行 高松市税務部納税課税制係

〒760-8571
高松市番町一丁目8番15号

電話 087-839-2222